

平成 26 年度産業競争力強化のための重点施策等に関する報告書

一. 本報告書について

平成 24 年 12 月に内閣総理大臣を本部長とし、全ての国務大臣からなる「日本経済再生本部」を閣議決定により設置し、「日本経済再生本部」の下、平成 25 年 1 月に「産業競争力会議」の開催を決定し、これまで、

- ・平成 25 年 6 月に「日本再興戦略」を閣議決定、
- ・平成 26 年 1 月に「産業競争力の強化に関する実行計画」（以下「実行計画」という。）を閣議決定、
- ・平成 26 年 6 月に「『日本再興戦略』改訂 2014」を閣議決定

している。

「日本再興戦略」の主な施策は実行計画において重点施策として掲げられているところであるが、「『日本再興戦略』改訂 2014」により施策が追加されている。

平成 26 年 9 月に「産業競争力会議実行実現点検会合」（以下「実行実現点検会合」という。）の開催を決定し、同会合を中心として、「『日本再興戦略』改訂 2014」に掲げられた各施策のフォローアップや KPI レビューを行ってきたところ。

本報告書では、こうした議論等を踏まえて、実行計画に定められた産業競争力の強化に関する施策及び「『日本再興戦略』改訂 2014」の主な施策（以下「重点施策等」という。）について、施策の概要、進捗状況や、施策の実施の効果をまとめている。また、実行実現点検会合において施策の主な分野ごとに行った KPI レビューについても、概要をまとめている。

産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第 6 条第 10 項により、重点施策の進捗及び実施の状況並びに評価の結果に関して、各年度ごとに、報告書を作成し、これを国会に提出することとされており、本報告書は当該規定に基づき作成するものである。

二. 重点施策等の進捗・実施の状況及び効果

1. 「日本産業再興プラン」関連

（1）緊急構造改革プログラム（産業の新陳代謝の促進）

①KPI の主な進捗状況¹

《KPI》「今後 3 年（2015 年度まで）の内に、リーマンショック前の設備投資水準（70 兆円/年）を回復する」【1】

⇒2013 年度：68.2 兆円（2012 年度：64.9 兆円）

《KPI》「開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル（10%

¹ KPI の末尾にカッコ書きしている番号は、別添の「KPI の進捗状況について」における整理 No. を参考までに付しているもの。

台) になることを目指す」【2】

⇒開業率 2013年度：4.8% (2012年度：4.6%)

⇒廃業率 2013年度：4.0% (2012年度：3.8%)

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況 ²	担当大臣 ³
産業競争力強化法	<ul style="list-style-type: none"> 産業競争力強化法で措置された規制の適用の有無をあらかじめ確認するための仕組み（グレーゾーン解消制度）や企業実証特例制度といった規制改革推進のための新たな制度の創設、先端設備投資や、民間企業等によるベンチャー投資、収益力の飛躍的な向上に向けた経営改革を促進する制度の創設、地域中小企業の創業・事業再生に対する支援強化、国立大学法人等によるベンチャーファンド等への出資、中小ベンチャー企業・小規模事業者等に対する国内出願・国際出願に係る特許料の減免等について、全国各地で説明会を実施するなど、制度の普及、広報を実施し、中小企業を含め、多くの事業者等に活用されることを通じて、企業の前向きな投資を促していく。 また、産業競争力強化法に基づく各制度について、認 	<ul style="list-style-type: none"> 産業競争力強化法に基づく各制度について、中小企業を含め、多くの事業者等での活用を促すため、平成25年12月以降、全国の経済産業局等において継続的に説明会を開催し、制度の普及を図った。 また、企業実証特例制度、グレーゾーン解消制度、 	経済産業大臣

² 産業競争力の強化に関する実行計画（2015年版）（平成26年2月10日閣議決定。以下「実行計画2015」という。）に関連する項目があるものについては、参考として、実行計画2015に掲げられた施策の内容及び実施期限を記載している。

³ 産業競争力強化法第6条第3項において、実行計画2015における「担当大臣」とは内閣法（昭和22年法律第5号）にいう主任の大臣をいうこととされているため、内閣官房及び内閣府に係る事務については、担当大臣として主任の大臣である内閣総理大臣を記載しているが、括弧内に、実行計画2015の策定時点で当該施策項目に関し内閣総理大臣を補佐している国務大臣を参考として記載している。

	<p>定状況等を平成 26 年度中に公表する。</p>	<p>事業再編計画、創業支援事業計画、特定研究成果活用支援事業計画等の産業競争力強化法に基づく各制度の認定状況等について、随時公表を行った。</p>	
<p>先端設備の投資促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産性の向上につながる設備への投資に対して即時償却又は 5 % の税額控除ができる制度（生産性向上設備投資促進税制）の創設を「平成 26 年度税制改正の大綱」において決定した。このために必要な法的措置を速やかに講じる。 ・ 生産性の向上につながる設備への投資に対して即時償却又は 7 % の税額控除（資本金 3,000 万円以下の企業は 10%）を認めることとする中小企業投資促進税制の拡充を「平成 26 年度税制改正の大綱」において決定した。このために必要な法的措置を速やかに講じる。 ・ 研究開発税制の増加型の措置について、試験研究費の増加率に応じて税額控除率を引き上げる仕組みに改組する研究開発税制の拡充を「平成 26 年度税制改正の大綱」において決定した。このために必要な法的措置を速やかに講じる。 ・ リース手法の活用により先端設備等の導入を促進するため、産業競争力強化法に基づく設備導入促進法人を同法施行後速やかに指定す 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 26 年通常国会で税制改正法が成立し、生産性向上設備投資促進税制の創設及び中小企業投資促進税制の拡充が行われ、平成 26 年 12 月までに約 12 万件の活用がなされた（税制措置の利用申請に当たって必要となる証明書又は確認書の発行件数を活用件数とした）。 ・ 平成 26 年通常国会で税制改正法が成立し、研究開発税制が拡充された。 ・ 平成 26 年 3 月に、リース手法の活用による先端設備等導入のための設備導入促進法人として一般社団法人低炭素投資促進機 	<p>総務大臣 財務大臣 経済産業大臣</p>

	<p>る。あわせて、平成 25 年度補正予算（リース手法を活用した先端設備等導入促進補償制度推進費）を活用し、平成 25 年度中にリース手法の活用を促すスキームを創設する。</p>	<p>構を指定するとともに、リース手法の活用を促すスキームを創設した。また、本制度について平成 26 年 12 月までに 138 件の活用がなされた。</p>	
<p>適法性確認のための仕組みの創設</p>	<p>産業競争力強化法において、事業が規制対象となるか否かが不明確な「グレーゾーン」の分野において、企業が安心して事業を実施できるよう、事業計画に即して、あらかじめ規制の適用の有無を確認できる制度を創設した。今後、制度の周知広報に努めるとともに、各事業所管大臣及び各規制所管大臣は、事業者からの相談に対応するための所要の体制の整備や、事業者のニーズに応じたきめ細かい指導・助言など、積極的な対応を行うこと等により、制度の円滑な運用を図る。この際、事業所管大臣と規制所管大臣の対応方針等について調整の必要が生じた場合には、事案の内容等に応じ、内閣官房において対応するほか、規制改革会議の「規制改革ホットライン」も活用する。また、各事業所管大臣は、グレーゾーン解消制度の利用状況について、毎年度四半期ごとに整理・公表を行う。</p>	<p>グレーゾーン解消制度について、業界団体や金融機関への制度概要や活用事例の説明、各省ホームページや政府広報の活用等により周知広報を行うとともに、事業者からの相談窓口を設置するなど、所要の体制整備を図った。平成 26 年 12 月までに 27 件の活用がなされ、利用状況については、各事業所管大臣から四半期ごとに公表を行った。</p>	<p>内閣総理大臣 総務大臣 法務大臣 外務大臣 財務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 国土交通大臣 環境大臣 防衛大臣</p>
<p>企業実証特例制度の創設</p>	<p>産業競争力強化法において、事業者の新事業活動を支援するため、意欲、技術力等を有する事業者を対象とし、当該事業者が安全性等を確保する措置を実施することを条件として、規制の</p>	<p>企業実証特例制度について、業界団体や金融機関への制度概要や活用事例の説明、各省ホームページや政府広報の活用等により周知広報を行うとともに、事業者からの相</p>	<p>内閣総理大臣 総務大臣 法務大臣 外務大臣 財務大臣 文部科学大臣</p>

	<p>特例措置を講ずる制度を創設した。今後、制度の周知広報に努めるとともに、各事業所管大臣及び各規制所管大臣は、事業者からの相談に対応するための所要の体制の整備や、事業者のニーズに応じたきめ細かい指導・助言など、積極的な対応を行うこと等により、制度の円滑な運用を図る。この際、事業所管大臣と規制所管大臣の対応方針等について調整の必要が生じた場合には、事案の内容等に応じ、内閣官房において対応するほか、規制改革会議の「規制改革ホットライン」も活用する。また、各事業所管大臣は、関係する大臣の協力を得て、企業実証特例制度の利用状況について、毎年度四半期ごとに整理・公表を行う。</p>	<p>談窓口を設置するなど、所要の体制整備を図った。平成 26 年 12 月までに 7 件の活用がなされ、利用状況については、各事業所管大臣から四半期ごとに公表を行った。</p>	<p>厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 国土交通大臣 環境大臣 防衛大臣</p>
<p>民間企業等によるベンチャー投資の促進</p>	<p>企業が、産業競争力強化法に基づき認定を受けたベンチャーファンドを通じて、事業拡張期にあるベンチャー企業に出資した場合、その損失に備える準備金につき損金算入（出資金の 80%を限度）を認める制度の創設を「平成 26 年度税制改正の大綱」において決定した。このために必要な法的措置を速やかに講じる。</p>	<p>平成 26 年通常国会で税制改正法が成立し、ベンチャー投資促進税制が創設され、平成 26 年 12 月までに 1 件の活用がなされた（税制措置の適用に当たって必要となる計画認定件数を活用件数とした）。</p>	<p>総務大臣 財務大臣 経済産業大臣</p>
<p>収益力の飛躍的な向上に向けた経営改革の促進</p>	<p>産業競争力強化法において、収益力の飛躍的な向上に向けた戦略的・抜本的な事業再編（スピンオフ・カーブアウトを含む）を強力に促進するため、事業部門の分離・統合を通じて競争力の強化を目指す企業の計画を国が認定する制度を創設した。この</p>	<p>平成 26 年通常国会で税制改正法が成立し、事業再編促進税制が創設された。また、平成 26 年 12 月までに、同税制の適用が可能となる特定事業再編計画が 5 件認定された。</p>	<p>総務大臣 財務大臣 経済産業大臣</p>

	認定を受けて複数企業間で経営資源の融合による事業再編を行う場合、その損失に備える準備金につき損金算入（出資金等の70%を限度）を認める制度の創設を「平成26年度税制改正の大綱」において決定した。このために必要な法的措置を速やかに講じる。		
資金調達の様化 (クラウドファンディング等)	金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」で平成25年12月に取りまとめられた報告を踏まえ、クラウドファンディングの利用促進を図る制度整備等を盛り込んだ必要な法的措置を速やかに講じる。	平成26年通常国会で新規・成長企業へのリスクマネーの供給促進等を図るため、投資型クラウドファンディングの制度整備等を行う金融商品取引法等の改正法が成立した。	内閣総理大臣 (内閣府特命担当大臣(金融))
個人保証制度の見直し	経営者本人による保証について、「経営者保証に関するガイドライン研究会」において、一定の条件を満たす場合には保証を求めないことや履行時において一定の資産が残るなど早期事業再生着手のインセンティブを与えること等を盛り込んだ「経営者保証に関するガイドライン」が平成25年12月に策定・公表された。これを受け、当該ガイドラインの積極的な活用を促進するため、監督指針・検査マニュアルを当該ガイドラインの適用開始日である平成26年2月1日までに改定し、各金融機関等の取組を促すとともに、各金融機関等の利用状況を検証する。また、政府系金融機関、信用保証協会及び独立行政法人中小企業基盤整備機構を通じて、中小企業・小	平成26年1月から平成26年2月にかけて、中小企業庁及び金融庁において、全都道府県で金融機関や中小企業団体等を対象に説明会を実施したことに加え、平成26年11月から平成27年2月にかけて、独立行政法人中小企業基盤整備機構において、全国100か所で中小企業・小規模事業者等を対象に説明会を実施している。また、ガイドラインの趣旨の一層の明確化を図ることにより、ガイドラインの円滑な運用を図る観点から、平成26年10月にガイドラインQ&Aの一部を改定した。ガイドラインの適用開始に合わせて、平成26年1月に監督指針や金融検査マニュアルを改正し、民間金融機関に	内閣総理大臣 (内閣府特命担当大臣(金融)) 経済産業大臣

	<p>規模事業者等のガイドラインの利用状況も検証する。</p>	<p>対し、対応態勢の整備など、ガイドラインの趣旨や内容を十分に踏まえた適切な対応を行うことを促したほか、広く実践されることが望ましい取組を事例集として取りまとめ、平成 26 年 6 月に金融庁ホームページで公表、同年 12 月には取組事例を追加した改訂版を公表した。民間金融機関においては、無保証での新規融資や保証契約の解除等について、ガイドラインの運用を開始した平成 26 年 2 月から平成 26 年 9 月末までの 8 か月間に合計約 8 万 5 千件の実績を上げている。</p> <p>政府系金融機関に対しては、ガイドラインを踏まえた積極的な対応を要請しており、日本政策金融公庫及び商工中金では、経営者の個人保証を免除・猶予する特例制度を実施している。本特例制度については、ガイドラインの運用を開始した平成 26 年 2 月から平成 26 年 11 月末までの 10 か月間に合計約 3 万 7 千件・1 兆 7 千億円の実績を上げている。</p>	
<p>コーポレートガバナンスの強化</p>	<p>内外の投資家の日本企業に対する信頼を高め、その投資を促進し、日本経済の成長をもたらすため、社外取締役を設置しない場合に株主総会でその理由を説明する義務を課すなど、コーポレートガバナンスの強化及び親子会社に関する規律等の整備を図る会社法改正案の早期成立</p>	<p>平成 26 年通常国会で会社法改正法が成立し、社外取締役選任について、“Comply or Explain” を求めることとし、コーポレートガバナンスの強化を図った。</p>	<p>法務大臣</p>

<p>を図る。</p>	<p>幅広い範囲の機関投資家が企業との建設的な対話を行い、適切に受託者責任を果たすための原則について、「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」が平成 25 年 12 月に取りまとめた素案（「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》）を踏まえ、平成 26 年 2 月中に最終版を策定する。更に、その周知を徹底するとともに、同年 6 月に機関投資家によるコードの受入れ状況について最初の確認・公表を行い、以後定期的に確認・公表（受入れ状況の更新）を行う。</p>	<p>平成 26 年 2 月に、国内外からのパブリックコメントを踏まえ、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》を策定した。さらに、コードの普及・定着を図る観点から、コードの受入れを表明した機関投資家のリストを公表することとし、平成 26 年 6 月に初回のリストを公表した。以後も 3 か月ごとにリストを更新し、平成 26 年 11 月末までに計 175 の機関投資家が受入れを表明した。</p>	<p>内閣総理大臣 （内閣府特命担当大臣（金融））</p>
<p>東京証券取引所と金融庁を共同事務局とする有識者会議において、平成 26 年秋頃までを目途にコーポレートガバナンス・コード策定に向けて基本的な考え方を取りまとめ、東京証券取引所が、平成 27 年の株主総会のシーズンに間に合うように策定する。</p>	<p>東京証券取引所と金融庁を共同事務局として「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」を設置し、平成 26 年 12 月に「株主の権利・平等性の確保」や「取締役会等の責務」等に関して基本的な考え方（コーポレートガバナンス・コード原案）を取りまとめた。</p> <p>（参考：実行計画 2015）</p> <p>コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議で取りまとめた、複数の独立社外取締役の選任や、政策保有株式の保有に関する方針の開示及びそのねらい・合理性についての具体的説明等を含めたコーポレートガバナンス・コード（原案）に基づ</p>	<p>（参考：実行計画 2015）</p> <p>コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議で取りまとめた、複数の独立社外取締役の選任や、政策保有株式の保有に関する方針の開示及びそのねらい・合理性についての具体的説明等を含めたコーポレートガバナンス・コード（原案）に基づ</p>	<p>内閣総理大臣 （内閣府特命担当大臣（金融））</p>

		<p>き、東京証券取引所が、平成 27 年の株主総会のシーズンに間に合うように、新たに「コーポレートガバナンス・コード」を策定することを支援する。新コードについては、東京証券取引所の上場規則により“Comply or Explain”（原則を実施するか、実施しない場合はその理由を説明するか）を求めるものとする。</p>	
<p>企業と投資家との対話の促進</p>	<p>企業と投資家との対話の促進の観点から、株主総会の開催日や基準日の設定等について国際的な状況を踏まえてその運用の在り方についての検討を行い、産業関係団体等におけるガイドラインの検討を行う。また、企業の投資家に対する情報開示等について、一体的な開示をする上での実務上の対応等を検討するための研究会を早急に立ち上げる。</p>	<p>平成 26 年 9 月に立ち上げた「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会」及びその下に設置した分科会において、平成 26 年度末を目途に議論の取りまとめを行うべく検討を行っている。</p> <p>(参考：実行計画 2015)</p> <p>企業と投資家との対話の促進の観点から、株主総会の開催日や基準日の設定等について国際的な状況を踏まえてその運用の在り方についての検討を行い、産業関係団体等におけるガイドラインの検討を行う。また、企業の投資家に対する情報開示等について、一体的な開示をする上での実務上の対応等を検討する。これらについて平成 26 年度末を目途に議論の取りまとめを行う。</p>	<p>内閣総理大臣 （内閣府特命担当大臣（金融）） 法務大臣 経済産業大臣</p>

<p>金融機関等による企業に対する経営支援や事業再生の促進</p>	<p>私的整理を含め、少数債権者の不合理な反対によって事業再生が妨げられないようにするために関連制度の在り方を検討するなど、企業再生に関する法制度や実務運用の在り方を見直す。</p>	<p>関係省庁がオブザーバー参加する民間有識者による検討会において、平成 26 年度末を目途に考え方を取りまとめる予定で、検討が進められている。</p> <p>(参考：実行計画 2015)</p> <p>私的整理を含め、少数債権者の不合理な反対によって事業再生が妨げられないようにするため、平成 27 年 3 月を目途に取りまとめが予定されている「事業再生に関する紛争解決手続の更なる円滑化に関する検討会」による報告も踏まえつつ、同報告取りまとめ後、関係省庁において企業再生に関する法制度や実務運用の在り方を見直す。</p>	<p>内閣総理大臣 (内閣府特命担当大臣(金融)) 法務大臣 経済産業大臣</p>
<p>グローバルベンチマークの設定</p>	<p>グローバルトップ企業群と日本企業のビジネスモデルや成長性を比較・検討し、経営判断や経営支援の参考となる評価指標(グローバルベンチマーク)について幅広く検討し、必要に応じ、産業競争力強化法第 50 条等(市場構造の調査・公表)により、収益力向上に向けた取組等や新陳代謝を後押しする。</p>	<p>グローバルベンチマークの検討の視点や対象産業等について検討を行った上で、個別産業におけるグローバルベンチマークの設定に向けた具体的な議論を経済産業省において行っている。</p> <p>(参考：実行計画 2015)</p> <p>グローバルトップ企業群と日本企業のビジネスモデルや成長性を比較・検討し、経営判断や経営支援の参考となる評価指標(グローバルベンチマーク)について幅広く検討し、必要に応じ、産業競争力強化法第 50 条等(市場構造の</p>	<p>経済産業大臣</p>

		調査・公表)により、収益力向上に向けた取組等や新陳代謝を後押しする。	
ベンチャー支援	平成 26 年秋を目途にベンチャー企業と大企業のマッチングやビジネスシーズの事業化を支援するための「ベンチャー創造協議会」を創設する。	平成 26 年 9 月に「ベンチャー創造協議会」(会員数約 320:平成 27 年 1 月時点)を創設し、大企業とベンチャー企業のマッチングや大企業からのスピノフを推進するための環境整備を図った。	経済産業大臣
	創業間もない企業(中小ベンチャー企業)の政府調達への参入促進、ベンチャー企業等に対する公的研究資金に関する配分目標の設定、求職活動中に創業の準備・検討を行う者に対する雇用保険給付の取扱いの明確化などの検討等に取り組む。	<p>創業 10 年未満の新規中小企業者について官公需における受注機会の拡大を図るため、平成 26 年臨時国会に官公需法改正法案を提出した。独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構において、ベンチャー企業等に対する公的研究資金に関する配分目標を設定すべく、同機構の中期目標の改定に向けて検討を行っている。また、平成 26 年 7 月に「雇用保険に関する業務取扱要領」を改正し、求職活動中に創業の準備・検討を行う者への雇用保険給付の取扱いを明確化し、ハローワークへ周知を行った。</p> <p>(参考:実行計画 2015)</p> <p>創業 10 年未満の新規中小企業者について官公需における受注機会の拡大を図るため、必要な法的措置を速やかに講じる。また、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構において、平成 26 年度中に、ベンチャー企業等に対する公的研究資金に関す</p>	厚生労働大臣 経済産業大臣

		る配分目標を設定すべく、同機構の中期目標の改定を行う。	
サービス産業の生産性向上	地域経済に与える影響が大きく集中的に取り組むべき業種や業種横断の課題に関して、サービス産業の活性化・生産性の向上策を検討する。	<p>サービス産業の活性化・生産性向上策について、主要業種ごとに検討を行ったほか、関係省庁が参画する「サービス産業の活性化・生産性の向上に向けた業種横断検討チーム」を設置し、実態把握や具体的施策の統一的な方針について検討を開始した。</p> <p>(参考：実行計画 2015)</p> <p>地域経済に与える影響が大きく集中的に取り組むべき業種や業種横断の課題に関して、サービス産業の活性化・生産性の向上策を検討するため、関係省庁が参画する「サービス産業の活性化・生産性の向上に向けた業種横断検討チーム」において検討を進める。</p>	<p>内閣総理大臣 (内閣府特命担当大臣(金融)) 総務大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 国土交通大臣</p>

(2) 雇用制度改革・人材力の強化

①KPI の主な進捗状況

(失業なき労働移動の実現/マッチング機能の強化/多様な働き方の実現)

《KPI》「失業期間6ヶ月以上の者の数を今後5年間で2割減少」(2012年：151万人)【3】

⇒2013年：142万人

《KPI》「転職入職率(パートタイムを除く一般労働者)を今後5年間で9%」(2011年：7.4%)【4】

⇒2013年：8.7%

(女性の活躍推進)

《KPI》「2014年度末までに約20万人分、2017年度末までに約40万人分の保育の受け皿を拡大し、待機児童の解消を目指す」(待機児童解消加速化プラン)

【9、10】

⇒加速化プラン参加自治体数 454 市区町村

保育拡大量 (2013・2014 年度) 約 19.1 万人 (2014 年 5 月末現在)

※保育の受け皿の増加分のみを積み上げた場合の保育拡大量 約 20.1 万人
《KPI》「2020 年に女性の就業率 (25 歳から 44 歳) を 73% (現状 68%) にする」

【12】

⇒2013 年度 : 69.5%

《KPI》「2020 年に指導的地位に占める女性の割合 30%」【15】

⇒2013 年管理職比率 : 7.5% (2012 年 6.9%)

(若者・高齢者等の活躍推進)

《KPI》「2020 年 : 20~34 歳の就業率 78% (2012 年 : 74%)」【18】

⇒2013 年 : 75%

《KPI》「2020 年 : 60~64 歳の就業率 65% (2012 年 : 58%)」【20】

⇒2013 年 : 59%

《KPI》「2020 年 : 障害者の実雇用率 2.0% (2012 年 : 1.69%)」【21】

⇒2014 年 : 1.82%

(外国人材の活用)

《KPI》「2017 年末までに 5,000 人の高度人材認定を目指す」【22】

⇒2014 年 11 月時点 : 2,326 件

※2013 年 12 月の高度人材ポイント制の制度改正後、新規認定件数は顕著に増加。

(大学改革/グローバル化等に対応する人材力の強化)

《KPI》「今後 10 年間で世界大学ランキングトップ 100 に 10 校入る」

⇒1 つの指標として Times Higher Education 誌 “World University Rankings”
2013-2014 (2013 年 10 月公表) では、日本の大学 5 校 (トップ 200 位以内)
のうち 4 校が昨年より順位を上げた。【23】

《KPI》「3 年間で 1,500 人程度の若手・外国人への常勤ポストの提示」

⇒「教育研究環境整備費 (スタートアップ支援)」を新設し、支援。本事業等で
約 1,100 人分の若手・外国人の常勤ポストを確保できる予算を措置。【27】

《KPI》「国際バカロレア認定校 (2013 年 6 月現在 : 16 校) 等を 200 校」【31】

⇒33 校に増加 (2014 年 12 月現在。候補校を含む。)

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
労働移動支援 助成金の抜本 的拡充	雇用調整助成金(平成 24 年度 実績額約 1,134 億円) から労働 移動支援助成金(平成 24 年度実 績額約 2.4 億円) に大胆に資金	平成 27 年度予算案におい て、雇用調整助成金は 193 億 円、労働移動支援助成金は 349 億円を計上し、予算規模	厚生労働大臣

	<p>をシフトさせることで、予算規模を平成 27 年度までに逆転させる。あわせて、労働移動支援助成金については、平成 25 年度補正予算案に計上した以下の拡充措置を実施するため、平成 25 年度補正予算成立後速やかに省令改正を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象企業を中小企業のみでなく大企業に拡大する。 ・ 送り出し企業が民間人材ビジネスの訓練を活用した場合の助成措置を創設する。 ・ 支給時期を支援委託時と再就職実現時の 2 段階にする。 ・ 受入れ企業の行う訓練（OJT を含む）への助成措置を創設する。 	<p>の逆転を図ることとしている。また、平成 26 年 3 月に、労働移動支援助成金の拡充措置の実施のため、雇用保険法施行規則を改正した。</p>	
<p>ジョブ・カードの抜本の見直し（ジョブ・カードから「キャリア・パスポート（仮称）」へ）</p>	<p>ジョブ・カードの普及が進んでいない現状を厳しく総括した上で、平成 26 年度中に、仕様も含め、コンセプトを抜本的に見直すとともに、普及浸透のための方策について検討し、結論を得る。</p>	<p>平成 26 年 5 月に設置した「キャリア・パスポート（仮称）構想研究会」において、コンセプトの見直しに向けて検討を行い、同年 12 月に報告書を取りまとめるとともに、当該報告書を踏まえ、同年 12 月以降労働政策審議会で議論を行い、平成 27 年 1 月に建議がなされた。また、平成 26 年 9 月に設置した「ジョブ・カード制度推進会議」において、見直し後の新制度の普及・促進方策等について検討を開始した。</p> <p>（参考：実行計画 2015）</p> <p>ジョブ・カードの普及が進んでいない現状を厳しく総括した上で、平成 26 年度中に、</p>	<p>厚生労働大臣</p>

		仕様も含め、コンセプトを抜本的に見直すとともに、普及浸透のための方策について検討し、結論を得る。	
能力評価制度の見直し	労働市場のマッチング機能の最大化に向けて、能力評価制度全体の見直しをはじめ、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)を含む政策全体の在り方について検討を進め、労働政策審議会において早期に結論を得て、必要な法的措置等を講じる。	平成26年6月に「職業能力開発の今後の在り方に関する研究会」において議論を開始し、同年9月に報告書を取りまとめた。研究会での議論を踏まえ、平成26年9月以降、労働政策審議会で議論を開始し、技能検定制度の見直しや、対人サービス分野の実践的な職業能力検定の整備等について議論を行い、平成27年1月に建議がなされた。 (参考：実行計画2015) 労働市場のマッチング機能の最大化に向けて、技能検定制度の見直しや、対人サービス分野の実践的な職業能力検定の整備等、能力評価制度全体の見直しをはじめ、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)を含む政策全体の在り方について検討を進め、労働政策審議会において早期に結論を得て、必要な法的措置等を速やかに講じる。	厚生労働大臣
若者等の学び直し支援のための雇用保険制度の見直し	非正規雇用労働者である若者等がキャリアアップ・キャリアチェンジできるよう、自発的な教育訓練の受講をはじめとして、社会人の学び直しを促進するための、雇用保険制度の見直しを行う。このため、中長期的なキャリア形成に資する専門的・実践的な教育訓練を受講す	平成26年通常国会で雇用保険法の改正法が成立し、中長期的なキャリア形成の促進の観点から、教育訓練給付金の拡充及び教育訓練支援給付金の創設等を行った。	厚生労働大臣

	<p>る場合に訓練費用の最大6割を支援すること等を内容とする必要な法的措置を速やかに講じる。</p>		
<p>ハローワークの求人・求職情報の開放等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ハローワークの保有する求人情報を民間人材ビジネスや地方自治体に提供可能とするため、平成26年1月より利用申請の受付を開始し、平成26年9月から提供を開始する。 ハローワークの保有する求職情報の開放については、平成25年に実施した求職者や民間人材ビジネスに対する調査結果を踏まえ、平成27年度中の開放に向けた具体的な検討を平成26年1月から開始し、平成26年夏頃までに検討結果を取りまとめ、必要な措置を講じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ハローワークの保有する求人情報について、地方自治体や民間ビジネスへの提供を平成26年9月から開始した。 求職情報の開放については、平成27年度からの情報開放に向け、平成26年6月に情報提供の仕組み、提供先範囲等の基本的考え方を取りまとめ、所要の経費を平成27年度予算案に盛り込んだ。 	<p>厚生労働大臣</p>
<p>働き過ぎ防止のための取組強化</p>	<p>法違反の疑いのある企業等に対する監督指導を徹底するとともに、長時間労働抑制策、年次有給休暇取得促進策等について労働政策審議会で検討を進める。</p>	<p>労働基準監督官の更なる増員を図りつつ、長時間労働削減推進本部を設置し、過重労働等の撲滅に向けた取組や「働き方」の見直しに向けた企業への働きかけの強化を実施した。具体的には、平成26年11月を「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働削減の徹底に向けた重点監督等を実施した。</p> <p>また、中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率の適用猶予の見直し、働き方の見直しに向けた企業労使の自主的取組の促進等の長時間労働抑制策、一定日数の時季指定を使用者</p>	<p>厚生労働大臣</p>

		<p>に義務づけるなどの年次有給休暇取得促進策等について、労働政策審議会において議論を行った。</p> <p>(参考：実行計画 2015)</p> <p>時間外労働時間数が1か月当たり100時間を超えていると考えられる企業等に対する監督指導を徹底するとともに、中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率の適用猶予の見直し、働き方の見直しに向けた企業労使の自主的取組の促進等の長時間労働抑制策、一定日数の時季指定を使用者に義務づける等の年次有給休暇取得促進策等について、労働政策審議会の建議を踏まえ、必要な法的措置を速やかに講じる。</p>	
<p>時間ではなく成果で評価される制度への改革</p>	<p>時間ではなく成果で評価される働き方を希望する働き手のニーズに応えるため、一定の年収要件(例えば少なくとも1000万円以上)を満たし、職務の範囲が明確で高度な職業能力を有する労働者を対象として、健康確保や仕事と生活の調和を図りつつ、労働時間の長さと言金のリソクを切り離した「新たな労働時間制度」を創設することとし、労働政策審議会で検討し、結論を得た上で、必要な法的措置を速やかに講じる。</p>	<p>一定の年収要件(例えば少なくとも1000万円以上)を満たし、職務の範囲が明確で高度な職業能力を有する労働者を対象として、健康確保や仕事と生活の調和を図りつつ、労働時間の長さと言金のリソクを切り離した「特定高度専門業務・成果型労働制(高度プロフェッショナル制度)」について、労働政策審議会において議論を行った。</p> <p>(参考：実行計画 2015)</p> <p>時間ではなく成果で評価される働き方を希望する働き手</p>	<p>厚生労働大臣</p>

		<p>のニーズに応えるため、一定の年収要件（例えば少なくとも1000万円以上）を満たし、職務の範囲が明確で高度な職業能力を有する労働者を対象として、健康確保や仕事と生活の調和を図りつつ、労働時間の長さや賃金のリンクを切り離した「特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）」を創設することとし、労働政策審議会の建議を踏まえ、必要な法的措置を速やかに講じる。</p>	
<p>裁量労働制の新たな枠組みの構築</p>	<p>企業の中核部門・研究開発部門等で裁量的に働く労働者が、創造性を発揮し、企業の競争力強化につながるよう、対象範囲や手続を見直し、「裁量労働制の新たな枠組み」を構築することとし、労働政策審議会で検討し、結論を得た上で必要な法的措置を速やかに講じる。</p>	<p>裁量労働制の本来の趣旨に沿って、組織の在り方や業務の形態の変化に応じた対象範囲の拡大や手続の簡素化、対象労働者の健康確保の在り方、裁量労働制の本旨に沿った運用等について、労働政策審議会において議論を行った。</p> <p>(参考：実行計画2015)</p> <p>企業の中核部門・研究開発部門等で裁量的に働く労働者が、創造性を発揮し、企業の競争力強化につながるよう、組織の在り方や業務の形態の変化に応じた対象範囲の拡大、手続の簡素化や対象労働者の健康確保を図るなど、「裁量労働制の新たな枠組み」を構築することとし、労働政策審議会の建議を踏まえ、必要な法的措置を速やかに講じる。</p>	<p>厚生労働大臣</p>
<p>フレックスタ</p>	<p>柔軟でメリハリのある働き方</p>	<p>月をまたいだ弾力的な労働</p>	<p>厚生労働大臣</p>

<p>イム制の見直し</p>	<p>を一層可能にするため、月をまたいだ弾力的な労働時間の配分を可能とする清算期間の延長、年次有給休暇を活用した報酬を減らすことなく働くことができる仕組みなどについて労働政策審議会で検討し、結論を得た上で必要な法的措置を速やかに講じる。</p>	<p>時間の配分を可能とするため清算期間の上限を1か月から延長すること等について、労働政策審議会において議論を行った。</p> <p>(参考：実行計画 2015)</p> <p>柔軟でメリハリのある働き方を一層可能にするため、月をまたいだ弾力的な労働時間の配分を可能とする清算期間の延長、年次有給休暇を活用した報酬を減らすことなく働くことができる仕組み等について労働政策審議会の建議を踏まえ、必要な法的措置を速やかに講じる。</p>	
<p>職務等を限定した「多様な正社員」の普及・拡大</p>	<p>「多様な正社員」の普及のため、平成26年7月までに労働条件の明示等の「雇用管理上の留意点」を取りまとめ「導入モデル」として公表する。また、平成26年中に労働契約法の解釈を通知し、周知を図る。さらに、「多様な正社員」の導入が実際に拡大するような政策的支援について平成26年度中に検討し、平成27年度から実施する。</p>	<p>労働条件明示などの「雇用管理上の留意点」について平成26年7月に取りまとめ、労働契約法の解釈について通知を行った。あわせて、好事例集(就業規則の規定例を含む)を作成し、情報発信を実施した。</p> <p>導入企業に対するコンサルティングや助成制度など、「多様な正社員」の導入が実際に拡大するような政策的支援について所要の経費を平成27年度予算案に盛り込んだ。</p> <p>(参考：実行計画 2015)</p> <p>導入企業に対するコンサルティングや助成制度など、「多様な正社員」の導入が実際に</p>	<p>厚生労働大臣</p>

		拡大するような政策的支援について平成 26 年度中に検討し、平成 27 年度から実施する。	
労働者派遣制度の見直し	いわゆる 26 業務に該当するかどうかによって派遣期間の取扱いが大きく変わる現行制度の在り方等の見直しについての労働政策審議会における検討を踏まえ、必要な法的措置を速やかに講じる。	平成26年通常国会及び臨時国会に労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案を提出した。 (参考：実行計画 2015) いわゆる 26 業務に該当するかどうかによって派遣期間の取扱いが大きく変わる現行制度の在り方等の見直しについての労働政策審議会における検討を踏まえ、必要な法的措置を速やかに講じる。	厚生労働大臣
有期雇用の見直し	国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）を踏まえ、新規開業直後の企業等において重要かつ時限的な事業に従事している有期契約労働者であって、「高度な専門的知識等を有している者」で「比較的高収入を得ている者」等に係る無期転換申込権が発生するまでの期間の在り方等について、労働政策審議会における検討を踏まえ、必要な法的措置を速やかに講じる。	平成 26 年臨時国会で専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法（平成 26 年法律第 137 号）が成立し、一定の要件を満たす有期雇用労働者について無期転換申込権が発生するまでの期間の特例等を設けることとした。	厚生労働大臣
パートタイム労働者の処遇改善	通常の労働者と同視すべき短時間労働者に対する差別的取扱いの禁止の対象者の拡大（無期労働契約要件の削除）等を内容とした必要な法的措置を速やかに講じる。	平成 26 年通常国会で短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の改正法が成立し、通常の労働者と同視すべき短時間労働者に対する差別的取扱いの禁止の対象者を拡大するなど、短時間労働者の均等・均衡待遇のより一層の	厚生労働大臣

		確保等を図る所要の措置を講じた。	
予見可能性の高い紛争解決システムの構築	「あっせん」「労働審判」「和解」事例について平成26年度中に分析を行い、平成27年6月までに活用可能なツールを整備する。あわせて、諸外国の判決による金銭救済ができる仕組み等に関する調査研究を行い、その結果を踏まえ、具体化に向けた議論の場を速やかに立ち上げ、平成27年中に幅広く検討する。	「あっせん」「労働審判」「和解」事例についての調査及び諸外国の関係制度・運用に関する調査研究を行っており、平成26年度内に取りまとめ予定。 (参考：実行計画2015) 「あっせん」「労働審判」「和解」事例について平成26年度中に分析を行い、平成27年6月までに活用可能なツールを整備する。あわせて、諸外国の判決による金銭救済ができる仕組み等に関する調査研究を行い、その結果を踏まえ、具体化に向けた議論の場を速やかに立ち上げ、平成27年中に幅広く検討する。	厚生労働大臣
女性の活躍推進に向けた新たな法的枠組みの構築等	「2020年に指導的地位に占める女性の割合30%」の実現に向けて、国・地方公共団体、民間事業者における女性の登用の現状把握、目標設定、目標達成に向けた自主行動計画の策定及びこれらの情報開示を含め、各主体がとるべき対応等について検討する。さらに、認定の仕組みやインセンティブの付与などの実効性を確保するための措置を検討し、平成26年度中に結論を得て、国会への法案提出を目指す。	平成26年臨時国会に、国・地方公共団体、民間事業者に対し、数値目標の設定を含めた女性の活躍推進のための行動計画の策定等を求める女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案を提出した。 (参考：実行計画2015)	内閣総理大臣 (女性活躍担当大臣) 厚生労働大臣

		<p>「2020年に指導的地位に占める女性の割合30%」の実現に向けて、国・地方公共団体、民間事業者に対し、数値目標の設定を含めた女性の活躍推進のための行動計画の策定等を求めるべく、必要な法的措置を速やかに講じる。</p>	
働き方に中立的な税制・社会保障制度・配偶者手当への見直し	<p>女性の活躍の更なる促進に向け、税制、社会保障制度、配偶者手当等について、平成26年末までに総合的に検討する。</p>	<p>平成26年10月、経済財政諮問会議で各制度について議論を行い、総理より関係大臣に対して、総合的に具体的取組の検討を進めるよう指示した。人事院に対しても検討を要請した。</p> <p>税制については、平成26年11月、政府税制調査会総会において、「働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理」が取りまとめられ、今後、幅広く丁寧な国民的議論が必要と示された。</p> <p>社会保障制度については、社会保障審議会年金部会等において、平成28年10月の被用者保険の適用拡大を更に前へ進めるためにどのようなことができるか等について検討を行っている。</p> <p>配偶者手当については、平成26年12月、政労使会議において、「経済の好循環の継続に向けた政労使の取組について」が取りまとめられ、女性が働きやすい制度等への見直しの項目の中で、官の見直しの検討にあわせて、労使は、</p>	<p>内閣総理大臣 （内閣府特命担当大臣（経済財政政策）） 総務大臣 財務大臣 厚生労働大臣</p>

		<p>配偶者手当の在り方の検討を進めることが示された。</p> <p>今後、税制、社会保障制度、配偶者手当等について、女性が働きやすい制度等への見直しに向け、内閣府が関係省庁の検討状況をフォローアップする予定。</p>	
<p>企業における女性登用の「見える化」</p>	<p>有価証券報告書における役員女性の比率の記載を義務付けるとともに、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」において、企業による役員、管理職への女性の登用状況や登用促進に向けた取組を記載するよう、金融商品取引所に要請する。</p> <p>また、政府において、女性の登用状況等に関する企業情報を一元化することで総合データベース化を図り、企業の女性活躍に向けた取組を推進する。</p>	<p>平成26年10月に企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を公布した。これを受け、次の株主総会シーズン以降、有価証券報告書等で役員女性の比率等が記載される予定。「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」については、今後、金融商品取引所に要請する予定。</p> <p>また、女性の登用状況等に関する企業情報の総合データベース化を図り、女性の活躍推進に積極的な企業に対する求職が増えるように環境整備を図るための所要の経費を平成27年度予算案に盛り込んだ。</p>	<p>内閣総理大臣 (内閣府特命担当大臣(男女共同参画)、内閣府特命担当大臣(金融)) 厚生労働大臣</p>
<p>女性のライフステージに対応した活躍支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度までの時限立法であり、企業における仕事と子育ての両立支援を推進するための強力なツールの1つである次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)について、同法の10年間の延長、新たな認定制度の創設等を内容とした必要な法的措置を速やかに講じる。 育児休業中の経済支援を強 	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年通常国会で次世代育成支援対策推進法の改正法が成立し、同法の10年の延長や新たな認定制度の創設等を図った。 平成26年通常国会で雇用 	<p>厚生労働大臣</p>

	化するための必要な法的措置を速やかに講じる。	保険法の改正法が成立し、育児休業給付の充実（休業開始後6か月につき休業開始前賃金の50%→67%）を図った。	
「放課後子ども総合プラン」の策定等	いわゆる「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、厚生労働省と文部科学省が共同して、「放課後子ども総合プラン」を平成26年年央に策定する。その際、学校施設の徹底活用等、全小学校区での放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な、又は連携した運用等が着実に実行されるよう、平成26年度中に次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画策定指針」を改正し、自治体に計画の策定を求める。	平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」を策定し、文部科学省と厚生労働省連名で地方自治体に通知を发出了。また、平成26年11月に次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画策定指針」を改正し、地方自治体に対し平成26年度内の計画策定を求めている。 (参考：実行計画2015) 「放課後子ども総合プラン」に基づき、学校施設の徹底活用など、全小学校区での放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な、又は連携した運用等が着実に実行されるよう、平成26年11月に改正した次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく「行動計画策定指針」により、自治体に平成26年度内の計画策定を求める。	文部科学大臣 厚生労働大臣
「待機児童解消加速化プラン」の推進	平成25・26年度で約20万人分、保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに、潜在的な保育ニーズを含め、約40万人分の保育の受け皿を新たに確保し、保育の質を確保しつつ、「待機児童ゼロ」を目指す。このた	「待機児童解消加速化プラン」の推進により、平成25・26年度で約19.1万人分の保育拡大量を確保した(平成26年5月末時点)。また、平成26年3月及び7月に「待機児童解消加速化計画」の追加採択	厚生労働大臣

	<p>め、平成 25 年度中に「待機児童解消加速化計画」の第 2 次採択を行う。その後も、地方自治体における実施可能な事業の拡大に応じ、随時採択を行う。</p>	<p>を行い、その後も、地方自治体における実施可能な事業の拡大に応じ、随時追加採択を行っている。</p> <p>※保育の受け皿の増加分のみを積み上げた場合の保育拡大量 約 20.1 万人</p> <p>(参考：実行計画 2015)</p> <p>平成 25・26 年度の 2 か年で約 20 万人分(児童人口の減少等による定員減少を加味すれば約 19 万人分)、平成 27 年度からの 3 か年で約 20 万人分(上記の減少を加味すれば約 21 万人分)の保育の受け皿を確保することで、平成 29 年度末までに、潜在的な保育ニーズを含め、約 40 万人分の保育の受け皿を新たに確保し、保育の質を確保しつつ、「待機児童ゼロ」を目指す。</p>	
<p>保育士確保対策の着実な実施</p>	<p>平成 26 年内を目途に国全体で必要となる保育士数を明らかにした上で、数値目標と期限を明示した工程表を「保育士確保プラン」として策定する。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度における地方公共団体の計画を踏まえ、平成 27 年 1 月に、平成 29 年度末までに 46.3 万人の保育士を確保するという数値目標、必要な支援策等を示した「保育士確保プラン」を取りまとめた。</p>	<p>厚生労働大臣</p>
<p>「子育て支援員(仮称)」の創設</p>	<p>地域のニーズに応じた幅広い子育て支援分野において、育児経験豊かな主婦等が活躍できるよう、必要な研修を受講した場合に「子育て支援員(仮称)」として認定する仕組みを子ども・子育て支援新制度の施行(平成 27 年 4 月)にあわせて創設す</p>	<p>平成 26 年 8 月に「子育て支援員(仮称)研修制度に関する検討会」を立ち上げ、研修科目等について、平成 26 年 12 月に取りまとめた。</p>	<p>厚生労働大臣</p>

	る。	<p>(参考：実行計画 2015)</p> <p>地域のニーズに応じた幅広い子育て支援分野において、育児経験等が豊かな地域の人材が活躍できるよう、必要な研修を受講した場合に「子育て支援員」として認定する仕組みを子ども・子育て支援新制度の施行（平成 27 年 4 月）に併せて創設する。</p>	
屋外階段設置要件の見直し	<p>国が定める認可保育所の設備基準における屋外階段設置要件（保育室が 4 階以上の場合）の見直しについて、同等の安全性と代替手段を前提として緩和がなされるよう、「保育所における屋外階段設置要件に関する検討会」において検討し、平成 25 年度中に結論を得る。</p>	<p>平成 26 年 4 月に「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を改正し、屋外階段設置要件を見直した。平成 27 年度からは、当該改正に基づく新たな避難用の設備要件に基づき、保育所の認可を行うとともに、認可外保育施設である事業所内保育施設に対して助成する事業所内保育施設設置・運営等支援助成金についても、当該改正後の要件を踏まえ支給することとしている。</p>	厚生労働大臣
若者の雇用・育成のための総合的対策の推進	<p>若者雇用対策が社会全体で推進されるよう、総合的な対策について検討を行い、法的整備が必要なものについては、平成 27 年通常国会への法案提出を目指す。</p>	<p>平成 26 年 9 月から、労働政策審議会において若者の雇用・育成のための総合的対策に係る検討を開始し、平成 27 年 1 月に建議がなされた。</p> <p>(参考：実行計画 2015)</p> <p>若者雇用対策が社会全体で推進されるよう、総合的な対策について検討を行い、必要な法的措置を速やかに講じる。</p>	厚生労働大臣
建設及び造船分野における	<ul style="list-style-type: none"> 復興事業の更なる加速を図りつつ、2020 年オリンピック 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年 8 月に本措置の具体的な内容を定める 	国土交通大臣

外国人材の活用	<p>ク・パラリンピック東京大会等の関連施設整備等による一時的な建設需要の増大に対応するための緊急かつ時限的措置（2020年度で終了）として、国内での人材確保に最大限努めることを基本とした上で、即戦力となり得る外国人材の活用促進を図るため、今後、所要の準備を進め、平成27年度初頭からの本制度を活用した外国人材の受入れの開始を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高国内生産率を維持して我が国の輸出を支えとともに地域経済に大きく貢献している造船業が、急速に回復してきた生産機会を逃さないよう、国内人材の確保に最大限努めることを基本とした上で、建設業と人材の相互流動が大きい造船分野においても、今後、所要の準備を進め、平成27年度初頭からの本制度を活用した外国人材の受入れの開始を目指す。 	<p>「外国人建設就労者受入事業に関する告示」を公示し、同年11月に「外国人建設就労者受入事業に関するガイドライン」を公表した。平成27年1月からは優良な監理団体等の認定事務を開始しているところであり、同年4月から本措置の対象となる外国人材の受入れを予定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年12月に本措置の具体的な内容を定める「外国人造船就労者受入事業に関する告示」を公示し、同月に「外国人造船就労者受入事業に関するガイドライン」を公表した。平成27年1月からは優良な監理団体等の認定事務を開始しているところであり、同年4月から本措置の対象となる外国人材の受入れを予定している。 	
高度外国人材ポイント制度の見直し	<p>永住が許可されるための在留歴短縮等の高度人材に対する優遇制度の見直しを行うため、必要な法的措置を速やかに講じる。</p>	<p>平成26年通常国会で出入国管理及び難民認定法の改正法が成立し、高度外国人材に特化した在留期間無期限の新しい在留資格創設等を図った。</p>	法務大臣
高度外国人材受入環境の整備	<p>留学生の受入れ拡大・国内企業への就職支援につき、平成26年度中を目途に具体策の検討を進め、平成27年度から省庁横断的な取組を実施する。</p>	<p>外国人雇用サービスセンターや新卒応援ハローワークの留学生コーナー等を母体とし、大学やJETRO等と連携しつつ、留学生と留学生の採用</p>	<p>内閣総理大臣 （内閣府特命担当大臣（経済財政政策）） 文部科学大臣</p>

		<p>に積極的な企業等のマッチング機能の充実に向け、具体策の準備を進めた。</p> <p>(参考：実行計画 2015)</p> <p>留学生の受入れ拡大・国内企業への就職支援につき、平成 27 年度から、外国人雇用サービスセンターや新卒応援ハローワークの留学生コーナー等を母体とし、大学や JETRO 等と連携しつつ、留学生と留学生の採用に積極的な企業等のマッチング機能の充実に向け省庁横断的な取組を開始する。</p>	<p>厚生労働大臣 経済産業大臣</p>
<p>外国人技能実習制度の抜本的な見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人技能実習制度の管理監督体制につき、平成 26 年内を目途に抜本的に見直し、平成 27 年度中の新制度への移行を目指す。 ・ 対象職種の拡大について、制度趣旨を踏まえ、移転すべき技能として適当な職種・作業につき、随時追加する。 ・ 介護分野における受入れにつき、年内を目途に検討し、結論を得る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技能実習制度の見直しに係る検討を進めるため、平成 26 年 11 月、「技能実習の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会」を設置し、平成 27 年 1 月に同懇談会報告書の取りまとめに向けた議論を行った。また、管理監督体制の抜本的強化について、新たな法律に基づき設置する制度管理運用機関の法人形態等について関係省庁との調整を進めた。 ・ 対象職種の拡大について、関係省庁及び業界団体との調整を進めた。 ・ 介護分野における受入れについて、上記の懇談会のほか、介護事業者団体、 	<p>法務大臣 厚生労働大臣</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 技能実習期間の延長（3年→5年）及び受入れ枠の拡大につき、平成27年度中の施行に向けて、所要の制度的措置を講じる。 	<p>職能団体、学識経験者等により構成する「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会」を平成26年10月に設置して検討を行い、平成27年1月に取りまとめが行われた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 技能実習期間の延長及び受入れ枠の拡大につき、管理監督体制の抜本的見直しと併せ、「技能実習の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会」において検討を行い、平成27年1月に同懇談会報告書の取りまとめに向けた議論を行った。 <p>(参考：実行計画2015)</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人技能実習制度の新たな制度管理運用機関を設置するため、必要な法的措置を速やかに講じる。 監理団体及び受入れ企業が一定の明確な条件を充たし、優良であることが認められる場合、技能等のレベルの高い実習生に対して認める技能実習期間の延長（3年→5年）につき、必要な法的措置を速やかに講じる。 介護の対象職種追加に向け、質の担保など、介護サービスの特性に基づく要請に対応できるよう具体的な制度設計を進め、技
--	---	--

		<p>能実習制度の見直しの詳細が確定した段階で、介護サービスの特性に基づく要請に対応できることを確認の上、新たな技能実習制度の施行と同時に対象職種への追加を行う。</p>	
<p>持続的成長の観点から緊急に対応が必要な分野における新たな就労制度の検討</p>	<p>製造業における海外子会社等従業員の内受入れにつき、年度内に具体的な制度設計を行う。</p>	<p>国内受入れを柔軟に認める要件や、事業所管省庁の関与を有する新たな手続等の具体的な制度設計について検討を進めている。</p> <p>(参考：実行計画 2015)</p> <p>製造業における海外子会社等従業員の内受入れにつき、国内受入れを柔軟に認める要件や、事業所管省庁の関与を有する新たな手続等の具体的な制度設計を平成 26 年度中に行い、平成 27 年度内の制度開始に向けて、必要な措置を速やかに講じる。</p>	<p>法務大臣 経済産業大臣</p>
	<p>女性の活躍推進、家事支援ニーズへの対応のための外国人家事支援人材の活用につき、検討を進め、速やかに所要の措置を講じる。</p>	<p>女性の活躍推進等の観点から、地方自治体等による一定の管理体制の下、家事支援サービスを提供する企業に雇用される外国人家事支援人材の入国・在留を可能とする出入国管理及び難民認定法の特例措置を盛り込んだ国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案を平成 26 年臨時国会に提出した。</p> <p>(参考：実行計画 2015)</p> <p>平成 26 年臨時国会におい</p>	<p>内閣総理大臣 (内閣府特命担当大臣 (国家戦略特別区域))</p>

		て、審議未了により廃案となった、創業や家事支援に携わる外国人が日本で活躍できる環境の整備や、公立学校の運営を民間に開放し、多様な価値に対応した公教育を可能にする特例措置等を内容とする国家戦略特別区域法等の改正案について、一層大胆な規制改革メニューを追加し、必要な法的措置を速やかに講じる。	
	<p>介護分野の国家資格を取得した外国人留学生の活躍支援等につき、年内を目途に制度設計を行う。</p>	<p>第6次出入国管理政策懇談会や、平成26年10月に、介護事業者団体、職能団体、学識経験者等による議論を行う場として設置した「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会」等において議論を実施し、平成26年12月に上記懇談会報告書、平成27年1月に上記検討会の取りまとめが行われた。</p> <p>(参考：実行計画2015)</p> <p>介護分野の国家資格を取得した外国人留学生の活躍支援等につき、「介護福祉士」の国家資格を取得した外国人留学生が引き続き国内で就労できるための新たな在留資格を創設するため、必要な法的措置を速やかに講じる。</p>	<p>法務大臣 厚生労働大臣</p>
大学改革	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年11月26日に取りまとめられた「国立大学改革プラン」につき、ガバナンス改革、運営費交付金等による改革取組への重点支援（配分及びその影響を 	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年3月の産業競争力会議雇用・人材分科会において、ガバナンス改革、運営費交付金等による改革構想への重点支援（平成26年度予算： 	<p>文部科学大臣</p>

	<p>受ける額を3～4割に)、1万人規模での年俸制・混合給与の導入等について、平成27年度までの改革加速期間中にその実行を図るための具体の工程を平成25年度内の早い段階で提示した上で、順次具体化し、実現を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立大学法人の第3期中期目標期間における国立大学運営費交付金や評価の在り方について、平成27年度中に産学の有識者の意見を広く聴取し検討した上で、抜本的に見直す。 ・ 大学のガバナンス改革を推進するため、中央教育審議会大学分科会の審議結果を踏まえ、教授会の役割の明確化等に関する必要な法的措置を速やかに講じる。 	<p>運営費交付金のうち機能強化分77億円、国立大学改革強化促進事業186億円)、年俸制・混合給与等の導入(平成26年度予算：年俸制導入促進費2千人分。各大学による自主的取組みを含め、平成26年度に6千人、平成27年度に1万人規模での導入を図る。)にかかる今後の工程等を提示した。これに基づいて順次具体化を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年10月に、第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方に関する検討会を設置し、現在、検討を進めているところ。 ・ 平成26年通常国会で学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律(平成26年法律第88号)が成立し、副学長の権限拡充や教授会の役割の明確化等により、学長のリーダーシップの下で戦略的に大学を運営できるガバナンス体制を整備した。 <p>(参考：実行計画2015)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「国立大学改革プラン」に基づき、平成27年度末までに、運営費交付金の戦略的・重点的配分の 	
--	---	--	--

		<p>拡大（各大学の改革の取組への配分及びその影響を受ける額を3～4割に）、若手及び外国人研究者の活躍の場の拡大のための年俸制・混合給与等の導入促進（1万人規模（平成26年度に6千人規模）に拡大）等を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年年央までに、第3期中期目標期間（平成28年度～）における運営費交付金や評価の在り方の抜本的な見直しに向けて一定の結論を得る。 大学の研究力の強化や国際的に競争力のある卓越した大学院の形成を進める。 第3期中期目標期間が開始する平成28年度に向け、ガバナンス機能の強化や学内資源配分について恒常的に見直しを行う環境の醸成等を強力に推進する。 	
（参考）国家公務員試験への外部英語試験の導入	<p>人事院において、平成27年度の国家公務員総合職試験から外部英語試験を導入するため、平成26年度中に人事院規則等の改正を行う。</p>	<p>平成27年度の国家公務員総合職試験から外部英語試験を活用することとし、平成26年10月に人事院規則等の改正を行った。</p>	注 ⁴
グローバル化等に対応する人材力の強化	<ul style="list-style-type: none"> 人材・教育システムのグローバル化等の積極的な改革を進める大学への支援の重点化を行うため、「スーパー 	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年9月に「スーパーグローバル大学」37校を選定した。 	文部科学大臣

⁴ 産業競争力強化法第6条第3項において、「担当大臣」とは内閣法（昭和22年法律第5号）にいう主任の大臣をいうこととされている。本施策については、人事院の所管であるため、参考として記載している。

	<p>グローバル大学」対象校を平成 26 年度前半に選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> グローバル・リーダーを育てる教育を行う新しいタイプの高等学校を創設するため、「スーパーグローバルハイスクール」指定校を、平成 26 年度前半に選定する。 平成 29 年度までに学習指導要領を改訂することを念頭に、小・中・高等学校における指導体制の強化、外部人材の活用促進、指導用教材の開発など、初等中等教育段階からのグローバル化に対応した英語教育の環境・体制整備に平成 26 年度から所要の措置を講じる。 平成 30 年までに国際バカロレア認定校等を 200 校へ大幅に増加させるという目標に向け、一部日本語による国際バカロレアの教育プログラム（日本語 DP）を平成 28 年度から開始する。 平成 32 年までに「留学生 30 万人計画」を実現することを目指し、関係省庁が連携し、優秀な外国人留学生 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年 3 月に「スーパーグローバルハイスクール」56 校を選定した。 小学校における英語教育実施学年の早期化等に向けた学習指導要領の改訂を平成 28 年度中に行うことを目指し、平成 26 年 9 月に「英語教育の在り方に関する有識者会議」において初等中等教育における英語教育の改善・充実方策に関する報告書を取りまとめるとともに、平成 26 年 11 月に中央教育審議会において「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」を諮問し、検討を開始。 国際バカロレア認定校等の大幅な増加に向けて、国際バカロレア機構との間で、平成 26 年 5 月に一部日本語による国際バカロレアの教育プログラム（日本語 DP）の対象科目の拡充について合意した。 「留学生 30 万人計画」の実現に向け、平成 25 年 12 月に、「世界の成長を取り込むための外国人留 	
--	---	---	--

の戦略的な受入れを推進するとともに、日本人海外留学生数を12万人に倍増させるため、日本人の若者の海外留学をきめ細かく支援する官民が協力した新たな仕組みを平成26年度から創設する。

学生の受入れ戦略」を取りまとめ、優秀な外国人留学生を戦略的に確保するための重点地域等を設定した。また、平成26年7月には、国内外の学生の交流促進や住環境の機能充実に図るため、「留学生30万人計画実現に向けた留学生の住環境支援の在り方に関する検討会報告書」を取りまとめた。また、日本人留学生数の倍増に向け、平成26年4月に、関係府省庁において「若者の海外留学促進実行計画」を取りまとめ、関係府省庁の連携強化を図っている。また、官と民とが協力した海外留学支援制度「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」を創設した。同プログラムにおいて、第1期派遣留学生323名を選抜し、平成26年8月以降、派遣を開始した。第2期派遣留学生（平成27年4月以降派遣開始）及び第3期派遣留学生（平成27年8月以降派遣開始）についても順次募集・選考を実施している。さらに、地域に定着するグローバル人材（グローバル人材）の育成に資する「地域人材コース」、「高校生コース」の募集・選考も順次実施

		<p>している。</p> <p>(参考：実行計画 2015)</p> <p>平成 30 年までに国際バカロレア認定校等を 200 校へ大幅に増加させるという目標に向け、一部日本語による国際バカロレアの教育プログラム（日本語 DP）を、一部の認定校において平成 27 年度から開始する。</p>	
--	--	--	--

(3) 科学技術イノベーションの推進

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「イノベーション（技術力）世界ランキングを 5 年以内に世界第 1 位に」【33】
⇒2014～2015 年は、2013～2014 年から順位を 1 位上げて第 4 位となった。

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
総合科学技術会議の司令塔機能強化	府省横断型の戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）の創設や、プログラム・マネージャーの下で柔軟な運営を可能とする革新的研究開発推進プログラム（ImPACT）の創設など、総合科学技術会議の司令塔機能を強化する。そのため、総合科学技術会議及び内閣府の所掌事務の追加等を内容とする必要な法的措置及び ImPACT に係る基金の創設等を内容とする必要な法的措置を速やかに講じる。	平成 26 年通常国会で、内閣府設置法の改正法が成立し、総合科学技術・イノベーション会議への改組等が行われるとともに、「科学技術イノベーション予算戦略会議」を設置した。また、総額 500 億円の戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）を創設し、内閣府に予算計上を行った上で、10 課題を選定し、着実にプログラムを推進している。さらに、総額 550 億円の革新的研究開発推進プログラム（ImPACT）を創設し、平成 26 年通常国会で基金設置のための必要な法改正（独立行政法人科学技術振興機構法の改正）が行われたことを踏まえ、12 人のプログラム・マネージ	内閣総理大臣 （内閣府特命担当大臣（科学技術政策）） 文部科学大臣

		<p>ヤーを選定し、着実にプログラムを推進している。</p>	
<p>「橋渡し」機能強化等の研究開発法人の改革</p>	<p>独立行政法人産業技術総合研究所において、研究の後期段階における受託研究等企業からの資金受入れを基本とすること等の改革を行い、平成 26 年度中に、受託研究等企業からの収入について、フラウンホーファー研究機構（独）を参考に、現行の 3～4 倍程度とすべく数値目標を検討する。また、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）において、プロジェクト・マネジメントの強化、ベンチャーや中小・中堅企業等への支援の強化等の改革を推進し、平成 26 年度中に、NEDO の新規採択額に占める割合として、ベンチャー、中小・中堅企業への支援割合を欧州主要国並みとなる 2 割程度とすべく数値目標を検討する。</p>	<p>平成 26 年度中に独立行政法人産業技術総合研究所及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の中長期目標等の策定等に反映し、平成 27 年度から改革を実現するための検討を行っている。</p> <p>（参考：実行計画 2015）</p> <ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人産業技術総合研究所（産総研）において、研究の後期段階における受託研究等企業からの資金受入れを基本とすること等の改革を行い、平成 26 年度中に、受託研究等企業からの収入について、フラウンホーファー研究機構（独）を参考に、現行の 3～4 倍程度とすべく数値目標を検討する。 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機 	<p>経済産業大臣</p>

		<p>構（NEDO）において、プロジェクト・マネジメントの強化、ベンチャーや中小・中堅企業等への支援の強化などの改革を推進し、平成26年度中に、NEDOの新規採択額に占める割合として、ベンチャー、中小・中堅企業への支援割合を欧州主要国並みとなる2割程度とすべく数値目標を検討する。また、産業界のオープンイノベーションの推進を図るため、「オープンイノベーション協議会」の設立を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 産総研及びNEDOにおける先行的な取組について、適切に進捗状況の把握・評価を行い、その結果を受け、「橋渡し」機能を担うべき他の公的研究機関に対し、対象分野や各機関等の業務の特性等を踏まえて展開する。 研究開発法人を中核として、産学官の垣根を越えた人材結集・循環の場（イノベーションハブ）の形成に向けた取組を推進する。また、世界最先端の産学官集積地を生み出していく。 	
<p>「クロスアポイントメント制度」の導入・活用の促進</p>	<p>大学と研究開発法人等との間でのクロスアポイントメント制度の積極的な導入・活用を進めるため、年俸制の導入促進、医療保険・年金や退職金等の取扱い、</p>	<p>平成26年12月に、文部科学省及び経済産業省において、クロスアポイントメント制度の基本的枠組と留意点を取りまとめ、平成27年1月に</p>	<p>内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（科学技術政策）） 文部科学大臣</p>

	<p>営業秘密や知的財産の管理に係る環境整備を平成 26 年度中に行う。</p>	<p>は文部科学省から国立大学法人等に、経済産業省から所管研究開発法人・産業界等に対し通知を行った。</p> <p>(参考：実行計画 2015)</p> <p>大学、研究開発法人、民間企業におけるクロスアポイントメント制度の積極的活用を促進するための医療保険・年金や退職金等の取扱いに関する基本的枠組と留意点を取りまとめたことを受けて、平成 27 年度から導入の加速に向けて、各機関において規程の整備がなされること等を含め、関係府省において推進する。</p>	<p>経済産業大臣</p>
<p>研究資金制度の再構築</p>	<p>若手や女性研究者が研究に挑戦する機会の拡大や、競争的な研究開発環境の整備のため、科学研究費助成事業をはじめとした研究資金制度の改革に着手する。また、基礎から応用・実用段階に至るまでシームレスに研究することが可能な競争的資金の在り方など研究資金について検討し、次期科学技術基本計画に反映する。</p>	<p>科学研究費助成事業について、文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会において、平成 26 年 8 月に改革の方向性を取りまとめ、若手研究者を中心とした国際的な研究ネットワークの形成などの改革を進めている。また、総合科学技術・イノベーション会議において、競争的資金の在り方を含め、次期科学技術基本計画策定に向けた検討を実施している。</p> <p>(参考：実行計画 2015)</p> <p>総合科学技術・イノベーション会議を中心として、研究者が研究活動に専念でき、基礎から応用・実用段階に至るまでシームレスに研究することが可能な競争的資金の在り</p>	<p>内閣総理大臣 (内閣府特命担当大臣(科学技術政策)) 文部科学大臣</p>

		方など研究資金について検討し、次期科学技術基本計画に反映する。	
研究開発法人の機能強化	世界最高水準の法人運営を可能とする新たな制度を創設するため、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）等を踏まえ、必要な法的措置を速やかに講じる。	平成 26 年通常国会で独立行政法人通則法の改正法及びその整備法が成立し、研究開発に係る業務を主要な業務とする独立行政法人は国立研究開発法人に分類され、中長期的（5～7年）な目標・計画に基づき業務を行うこととなった。 （参考：実行計画 2015） 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、世界トップレベルの成果の創出が期待される「特定国立研究開発法人（仮称）」を制度化するため、必要な法的措置を可能な限り速やかに講じる。	内閣総理大臣 （内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、行政改革担当大臣） 総務大臣
知的財産戦略・標準化戦略の強化	<ul style="list-style-type: none"> 1 回の手続で複数国への出願を可能とする「意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定（仮称）」を実施するため、必要な法的措置を速やかに講じる。 「標準化官民戦略」に基づき、複数の分野にまたがる融合技術や、世界市場の獲得につながる中堅・中小企業等の先端技術等、既存の業界団体による標準化が困難なものを、省庁や産業分野の枠を越えて一元的に標準化する仕組みとして、平 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年通常国会で特許法等の一部改正法が成立し、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定に対応した意匠制度の見直しが図られた。 平成 26 年 7 月に新市場創造型標準化制度を創設し、中堅・中小企業を中心に、我が国企業の優れた技術・製品の標準化について支援を行い、標準化を推進している。 	経済産業大臣

	成 26 年度中に「新市場創造型標準化制度」を構築する。		
職務発明制度・営業秘密保護の強化	<ul style="list-style-type: none"> 職務発明制度の改善に関し、必要な法的措置を速やかに講じる。 官と民が連携した取組による実効性の高い営業秘密漏えい防止対策について検討し、早急に具体化を図り、必要な法的措置を速やかに講じる。また、年内の営業秘密管理指針の改訂を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> 職務発明制度の見直しについては、産業構造審議会特許制度小委員会において検討を行い、平成 27 年 1 月に、報告書「我が国のイノベーション促進及び国際的な制度調査のための知的財産制度の見直しに向けて」を取りまとめた。 営業秘密については、平成 26 年 9 月より産業構造審議会営業秘密の保護・活用に関する小委員会において検討を開始。平成 27 年 1 月に営業秘密管理指針を改訂し、営業秘密の定義の明確化等を行った。また、同小委員会では、営業秘密保護法制の在り方についても検討を行い、検討結果をまとめた「中間とりまとめ(案)」について、平成 27 年 1 月 16 日よりパブリックコメントを実施している。 <p>(参考：実行計画 2015)</p> <ul style="list-style-type: none"> 職務発明制度の見直しについて、現行の法定対価請求権と実質的に同等の権利を保障することを前提に、発明のインセンティブに関する企業・従業者間の調整ガイドラインを政府が策定した上で、職務発明に関する特許を 	経済産業大臣

		<p>受ける権利を初めから法人帰属とすることとする産業構造審議会特許制度小委員会の報告書を踏まえ、必要な法的措置を速やかに講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国企業の営業秘密の流出防止を強化するため、刑事上の措置については処罰範囲の拡大、法定刑の引上げや非親告罪化など、民事上の措置については立証負担の軽減、除斥期間の延長等について検討を行い、必要な法的措置を速やかに講じる。 	
<p>ロボットによる新たな産業革命の実現</p>	<p>平成 26 年夏までに日本の叡智を結集し「ロボット革命実現会議」を立ち上げ、現場ニーズを踏まえた具体策を検討し、アクションプランとして「5カ年計画」を策定する。</p>	<p>平成 26 年 9 月に「ロボット革命実現会議」を立ち上げ、ロボットによる新たな産業革命の実現に向けた具体的な議論を行い、平成 27 年 1 月に「5カ年計画」を含む「ロボット新戦略」を取りまとめた。</p> <p>(参考：実行計画 2015)</p> <p>平成 27 年 1 月に策定された「ロボット新戦略」のアクションプラン（5カ年計画）に基づき、人材育成、次世代技術開発や国際展開を見据えた規格化・標準化等の分野横断的取組や、ものづくり、サービス、介護・医療、インフラ・災害対応・建設、農林水産業・食品産業の分野別取組を着実に実施する。また、様々なロボット関係者のニーズ・シーズのマッチング・解決策</p>	<p>内閣総理大臣 （内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）） 総務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 国土交通大臣</p>

		の創出や国際標準の戦略的な立案・活用等を行う「ロボット革命イニシアティブ協議会」を立ち上げる。	
--	--	---	--

(4) 世界最高水準の IT 社会の実現

①KPI の主な進捗状況

<p>《KPI》「2015 年度までに、サイバー攻撃対応に関する国際的な連携や対話の相手国等の数を現在（2013 年 6 月）の約 80 カ国から 3 割増を目指す」【44】 ⇒2015 年 1 月時点で、109 カ国・地域に増加。</p>
--

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
世界最高水準のオープンデータやビッグデータ利活用の推進	ビッグデータ時代において、個人情報及びプライバシーを保護しつつパーソナルデータの利活用を促進するため、IT 総合戦略本部において取りまとめられた「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」を踏まえ、早急に内閣官房を中心に体制を整備した上で、パーソナルデータの利活用に関する制度の見直し作業に着手し、平成 26 年 6 月までに法改正の内容を大綱として取りまとめ、平成 27 年を目途に必要な法的措置を講じることを目指す。	平成 26 年 3 月に、IT 総合戦略室の下に「パーソナルデータ関連制度担当室」を設置し、同年 6 月に、個人情報保護関係法令の改正等により措置する内容を取りまとめた「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」を策定した。 (参考：実行計画 2015) ビッグデータ時代において、個人情報及びプライバシーを保護しつつパーソナルデータの利活用を促進するため、IT 総合戦略本部において取りまとめられた「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」を踏まえ、必要な法的措置を速やかに講じる。	内閣総理大臣 (情報通信技術 (IT) 政策担当大臣、内閣府特命担当大臣 (消費者及び食品安全)、社会保障・税一体改革担当大臣) 総務大臣

<p>ビッグデータの利活用が価値を生み出す環境整備</p>	<p>積極的なビッグデータの利活用によるビジネス創出、社会課題の解決を更に促すため、行政や民間企業等の保有するデータの組織の壁を越えた共有・連携によって、新たな価値が創出される環境の整備を進める。</p>	<p>平成 26 年 10 月から、(一社) オープン&ビッグデータ活用・地方創生推進機構と連携し、データ利活用のためのルール・技術の公表等、データ利活用に関する環境整備を推進。また、平成 26 年 11 月に、「データ駆動型イノベーション創出戦略協議会」において、課題と対応策の方向性について中間取りまとめを実施。</p> <p>(参考：実行計画 2015)</p> <p>データの組織の壁を越えた共有・連携によって、新たなビジネスの創出や社会課題の解決を更に促すための環境整備を進める。</p>	<p>総務大臣 経済産業大臣</p>
	<p>準天頂衛星などの宇宙インフラのデータや携帯電話事業者等の保有する位置情報などの各主体が独自に保有する地理空間情報(G 空間情報)を集約し、検索・活用可能とする G 空間プラットフォームの運用を平成 28 年度から開始することとし、その利活用に係るルール整備等を進める。</p>	<p>平成 26 年 9 月より、G 空間プラットフォームの構築を進め、あわせて運営主体や情報の利活用に関するルール等について、「地理空間情報の共有・相互利用促進に関する専門部会」において検討を行った。</p> <p>(参考：実行計画 2015)</p> <p>準天頂衛星などの宇宙インフラのデータや携帯電話事業者等の保有する位置情報などの各主体が独自に保有する地理空間情報(G 空間情報)を集約し、検索・活用可能とする G 空間プラットフォームの運用を平成 28 年度から開始することとし、その利活用に係</p>	<p>総務大臣 国土交通大臣</p>

<p>公共データの民間開放</p>	<p>公共データをビジネス利用等がしやすい形式・ルールの下でインターネットを通じて公開するため、地理空間情報(G空間情報)等の公共データの総合案内・横断的検索を可能とするデータカタログサイト(DATA.GO.JP)を平成26年度から本格稼働させる。</p>	<p>るルール整備等を進める。</p> <p>平成26年10月に、公共データの民間開放のためのデータカタログサイトの本格稼働を開始した(データセット12,800件(平成27年1月20日現在))。</p> <p>(参考:実行計画2015)</p> <p>公共データをビジネス利用等がしやすい形式・ルールの下でインターネットを通じて公開するため、国におけるオープンデータの質・量の更なる向上・拡大を図るとともに、地方公共団体におけるオープンデータの取組を普及させる観点から、平成26年度中に「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」を策定する。</p> <p>全1,788地方公共団体が保有するデータを集約・公開する公共クラウドを平成26年度中に整備し、公共データの民間開放を推進する。</p>	<p>内閣総理大臣 (情報通信技術(I T)政策担当大臣)</p>
<p>「ITコミュニケーション導入指針(仮称)」の策定</p>	<p>従来ITの活用を想定していなかった手続等について、ITの活用可能性とその際に必要となる措置等に関する基本的考え方を整理した指針(「ITコミュニケーション導入指針(仮称)」)を平成27年夏までに策定し、それを「ものさし」として従来の手続等の検証を進めることで、対面・書面交付が前提とされているサービスや手続等の見直しを加速</p>	<p>平成26年9月から対面・書面交付を前提としている手続等の実態、諸外国の状況等調査に着手し、同年11月には、法令等により書面交付が規定されている手続の全数調査を開始した。</p>	<p>内閣総理大臣 (情報通信技術(I T)政策担当大臣)</p>

	させる。	<p>(参考：実行計画 2015)</p> <p>従来は IT の活用を想定していなかった手続等について、諸外国調査や全数調査を踏まえ IT の活用可能性とその際に必要となる措置等に関する基本的考え方を整理した指針（「IT コミュニケーション導入指針（仮称）」）を平成 27 年夏までに策定し、それを「ものさし」として従来の手続等の検証を進めることで、対面・書面交付が前提とされているサービスや手続等の見直しを加速させる。</p>	
マイナンバー制度の積極的活用等	平成 28 年 1 月に予定されているマイナンバー制度の利用開始や、平成 29 年 1 月を目途とされている情報提供等記録開示システム（いわゆる「マイ・ポータル」）の整備に向けた取組を加速する。	<p>平成 26 年 12 月より、情報提供等記録開示システムの構築に着手した。</p> <p>(参考：実行計画 2015)</p> <p>平成 28 年 1 月に予定されているマイナンバー制度の利用開始や、平成 29 年 1 月を目途とされている情報提供等記録開示システム（いわゆる「マイ・ポータル」）の整備に向けた取組を加速する。</p>	内閣総理大臣 （社会保障・税一体改革担当大臣）
	金融、医療・介護・健康、戸籍、旅券、自動車登録などの公共性の高い分野を中心に、個人情報保護に配慮しつつ、マイナンバー利用の在り方やメリット・課題、マイナンバーカードの普及に向けた取組及び法人番号の活用方法等について検討を進	平成 26 年 11 月に、IT 総合戦略本部マイナンバー等分科会「中間とりまとめ」を踏まえ、マイナンバー利用範囲の拡大に向け、公共性が高く情報連携等により更なるメリットが期待される、戸籍、旅券、預貯金付番、医療・介護・健	内閣総理大臣 （情報通信技術（IT）政策担当大臣） 総務大臣 経済産業大臣

	<p>め、特にマイナンバーの利用範囲拡大の方向性について平成 26 年度中に明らかにする。</p>	<p>康情報及び自動車登録に係る事務について、制度の趣旨や個人情報の保護等に配慮した検討状況を政府 CIO に報告した。</p> <p>(参考：実行計画 2015)</p> <p>金融、医療・介護・健康、戸籍、旅券、自動車登録などの公共性の高い分野を中心に、個人情報の保護に配慮しつつ、マイナンバー利用の在り方やメリット・課題、マイナンバーカードの普及に向けた取組並びに行政における公開情報への法人番号付番に向けた取組及び法人番号の活用方法等について検討を進め、特にマイナンバーの利用範囲拡大の方向性については中間とりまとめを踏まえ平成 26 年度中に明らかにする。</p>	
<p>世界最高レベルの通信インフラの実用化</p>	<p>世界最先端の第 4 世代移动通信システム (4G) を早期に実用化するため、平成 25 年 7 月に技術導入に必要な技術的条件が策定されたことを踏まえ、平成 26 年 中に 3.4GHz～3.6GHz 帯において新たな周波数の割当てを行う。</p>	<p>世界最先端の第 4 世代移动通信システム (4G) の早期実用化に向け、平成 26 年 12 月に、3.48GHz～3.6GHz の割当てを実施した。</p> <p>(参考：実行計画 2015)</p> <p>第 4 世代移动通信システム (4G) の更なる高度化と我が国技術の国際展開支援のため、平成 27 年度までに、国際的に調和のとれた形で、更なる追加割当て候補周波数を確保する。</p>	<p>総務大臣</p>
	<p>新たな通信インフラとして期</p>	<p>平成 26 年通常国会で携帯</p>	<p>総務大臣</p>

	待される機器間通信 (M2M) 等の普及促進のため、携帯電話等を利用する M2M 等のための無線システムについて、電波利用料の負担を軽減するために必要な法的措置を速やかに講じる。	電話等を利用する M2M 等のための無線システムに係る電波利用料負担軽減を含む改正電波法が成立した。	
料金低廉化・サービス多様化のための競争政策の見直し	NGN (Next Generation Network) のオープン化やモバイル市場の競争促進を含めた情報通信分野における競争政策について、電気通信事業法等の具体的な制度の見直し等の方向性について平成 26 年中に結論を得る。	平成 26 年 12 月に、電気通信事業等の具体的な制度見直し等の方向性について、情報通信審議会より答申を受けた。 (参考：実行計画 2015) 産業の競争力強化のための情報通信分野の競争政策について、情報通信審議会による答申を踏まえ、電気通信事業法改正等の必要な法的措置を速やかに講じる。	総務大臣
無料公衆無線 LAN 環境の整備等	観光地や防災拠点等における無料公衆無線 LAN 環境の整備を促進するため、関係事業者・団体等の参画による推進体制を平成 26 年夏までに構築し、エリアオーナーに対する整備の働きかけ、認証手続の簡素化・一元化に向けた検討、海外向け情報発信、整備を実施する地方公共団体等への支援等を進める。	平成 26 年 8 月に、無料公衆無線 LAN 環境整備のため関係者による無料公衆無線 LAN 整備促進協議会を設置した。 (参考：実行計画 2015) ・ 観光地や防災拠点等における無料公衆無線 LAN 環境の整備を促進するため、関係事業者・団体等の参画による協議会を活用し、エリアオーナーに対する整備の働きかけ、認	総務大臣 国土交通大臣

		証手続の簡素化・一元化に向けた検討、海外向け情報発信、整備を実施する地方公共団体等への支援等を進める。	
	国内発行 SIM カードの利用開始手続の改善や国際ローミング料金の低廉化その他訪日外国人旅行者が国内に一時的に持ち込む端末の利用の円滑化等について検討を進め、必要な法的措置等を速やかに講じる。	平成 26 年 8 月に、国内発行 SIM カードの利用開始手続の改善について、総務省と（一社）テレコムサービス協会 MVNO 委員会でタスクフォースを設置し、議論を開始した。また、同年 7 月以降、国際ローミング料金の低廉化に向けた二国間協議を開始し、同年 12 月には一時持ち込みされる海外通信端末の利用の円滑化について検討した「電波政策ビジョン懇談会」が最終報告を取りまとめた。 (参考：実行計画 2015) ・ 国内発行 SIM カードの利用開始手続の改善や国際ローミング料金の低廉化その他訪日外国人旅行者が国内に一時的に持ち込む端末の利用の円滑化等についての検討を踏まえ、必要な法的措置等を速やかに講じる。	総務大臣
サイバーセキュリティ推進体制等の強化	サイバーセキュリティに関する政府の機能について、国自らがリーダーシップを強く発揮できる推進体制への抜本的強化を図るため、法制度の在り方も含めて検討を深め、平成 27 年度までに法制上の措置など必要な措置を講じる。	平成 26 年 11 月に、情報セキュリティ政策会議において「我が国のサイバーセキュリティ推進体制の機能強化に関する取組方針」を決定した。また、内閣官房組織令を改正し、平成 27 年 1 月に内閣官房に「内閣サイバーセキュリティセンター」を設置した。	内閣総理大臣 (情報通信技術 (IT) 政策担当大臣)

		<p>(参考：実行計画 2015)</p> <p>サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）に基づき、平成 27 年夏までに新たなサイバーセキュリティ戦略を策定するとともに、政府機関のサイバーセキュリティ監視機能及び国内外の脅威情勢、インシデント情報等の集約・分析機能強化等の措置を講じる。</p>	
	<p>「新・情報セキュリティ人材育成プログラム」(2014 年 5 月情報セキュリティ政策会議決定)に基づき、サイバーセキュリティに関する人材の量的不足の解消と突出した能力を有する人材の確保のため、情報処理技術者試験の見直しなど、平成 28 年度までに必要な措置を講じる。</p>	<p>平成 26 年 12 月に、経済産業省において、産業構造審議会に情報経済小委員会を設置し、情報処理技術者試験の見直しなど、サイバーセキュリティを含む IT 人材の確保・育成に係る具体的措置の検討を開始した。</p> <p>(参考：実行計画 2015)</p> <p>「新・情報セキュリティ人材育成プログラム」(2014 年 5 月情報セキュリティ政策会議決定)に基づき、サイバーセキュリティに関する人材の量的不足の解消と突出した能力を有する人材の確保のため、情報処理技術者試験の見直しなど、平成 28 年度までに必要な措置を講じる。</p>	<p>内閣総理大臣 (情報通信技術 (IT) 政策担当大臣) 経済産業大臣</p>

(5) 立地競争力の更なる強化

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「2020 年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国 3 位以内に入る」【46】

⇒2015 年 19 位 (前年と同順位)

※各項目における評価に概ね大きな変動はなく、前年同順位にとどまる。

※ランキング手法の変更により、2014年時点での順位は15位から19位に修正。

《KPI》「2020年までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が3位以内に入る（2012年4位）」【47】

⇒2014年4位（前年と同順位）

※「文化・交流」の項目では、海外からの訪問者数等で指数が上昇し、順位が8位から6位に上昇する他、「居住」の項目では完全失業率等で指数が上昇し、順位が20位から17位へ上昇。一方、「環境」の項目においては、データ収集方法の見直しがあり、順位が1位から9位へ下降。総合ランキングは、2位のパリとのスコア差を2年連続で僅かながら縮めているが、前年同順位にとどまる。

《KPI》「今後10年間（2013年～2022年）でPPP/PFIの事業規模を12兆円に拡大する（2012年度まで4.2兆円（2014年3月時点の数値））。このうち、公共施設等運営権方式を活用したPFI事業については、2022年までの10年間で2～3兆円としている目標を2016年度末までの集中強化期間に前倒しする」【48】

⇒2013年度までのPFI事業規模は、4.3兆円。うち、2013年度の新規契約金額は943億円。

※公共施設等運営権方式を活用したPFI事業となる仙台空港については、2014年4月に「仙台空港特定運営事業等実施方針」を公表するとともに、募集要項等を同年6月に公表し、事業者の公募に関する手続を開始。また、関西国際空港及び大阪国際空港については、同年7月に、「関西国際空港及び大阪国際空港特定空港運営事業等実施方針」を公表するとともに、募集要項等を同年11月に配布し、事業者の公募に関する手続を開始。

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
成長志向に重点を置いた法人税改革	数年で法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指す。引き下げは来年度から開始する。財源については、アベノミクスの効果により日本経済がデフレを脱却し構造的に改善しつつあることを含めて、2020年度の基礎的財政収支黒字化目標との整合性を確保するよう、課税ベースの拡大等による恒久財源の確保をすることとし、平成26年末に向けて議論を進め、具体案	法人課税について、課税ベースの拡大等により財源を確保しつつ、経済の好循環の実現を力強く後押しするために税率引き下げを先行し、法人実効税率（現行34.62%）を、平成27年度に32.11%（▲2.51%）、平成28年度に31.33%（▲3.29%）に引き下げること	内閣総理大臣 （内閣府特命担当大臣（経済財政政策）） 総務大臣 財務大臣

	<p>を得る。</p>	<p>(参考：実行計画 2015)</p> <p>平成 27 年度税制改正では、課税ベースの拡大等により財源を確保しつつ、経済の好循環の実現を力強く後押しするために税率引下げを先行させ、国・地方を通じた法人実効税率（現行 34.62%）を、平成 27 年度に 32.11%（▲2.51%）、平成 28 年度に 31.33%（▲3.29%）に引き下げることと決定。このために必要な法的措置を速やかに講じる。引き続き、平成 28 年度以降の税制改正においても、20%台まで引き下げることを目指して、改革を継続していく。</p>	
<p>国家戦略特区の加速的推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家戦略特別区域法に基づき設置された国家戦略特別区域諮問会議における審議等を経た上で、平成 26 年の早期に国家戦略特別区域基本方針を策定するとともに、同年 3 月を目途に国家戦略特区を指定する。 ・ その後、特区ごとに、国家戦略特別区域会議を早急に立ち上げるとともに、国・地方自治体・民間が三者一体で作成する、具体的な規制の特例措置等を定めた国家戦略特別区域計画の認定を行う。また、更なる法的措置の必要性についても検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家戦略特別区域基本方針を平成26年 2 月に策定するとともに、3 月に 6 区域（東京圏・関西圏・新潟県新潟市・兵庫県養父市・福岡県福岡市・沖縄県）の国家戦略特区を決定し、5 月に区域を定める政令を公布・施行した。 ・ 6 月 23 日開催の関西圏区域会議を皮切りに、10 月までに 6 特区全てにおいて区域会議を立ち上げ、区域計画の作成に向けた検討等を行った。9 月 9 日には養父市及び福岡市の区域計画を認定し、その後、関西圏、東京圏及び新潟市の区域計画も認定したところであり、特例措置等を活用した事業 	<p>内閣総理大臣 （内閣府特命担当大臣（国家戦略特別区域））</p>

を推進している。また、平成26年臨時国会に、創業や家事支援に携わる外国人が日本で活躍できる環境の整備や、公立学校の運営を民間に開放し、多様な価値に対応した公教育を可能にする特例措置等を内容とする国家戦略特別区域法等の改正法を提出した。

(参考：実行計画 2015)

平成26年臨時国会において、審議未了により廃案となった、創業や家事支援に携わる外国人が日本で活躍できる環境の整備や、公立学校の運営を民間に開放し、多様な価値に対応した公教育を可能にする特例措置等を内容とする国家戦略特別区域法等の改正案について、一層大胆な規制改革メニューを追加し、必要な法的措置を速やかに講じる。

改革のスピードを加速させるため、『日本再興戦略』改訂2014』及び「国家戦略特区における追加の規制改革事項等について」(平成26年10月10日国家戦略特別区域諮問会議取りまとめ)の記載事項並びに平成26年夏の全国提案を踏まえ規制改革等を行うべきもののうち、法改正を要しないものは、遅くとも平成26年度内に実現する。

また、「志の高い、やる気のある地方の自治体」が、規制

		<p>改革により地方創生を実現できるよう、国家戦略特区を更に進化させ、手続の簡素化や専門家の派遣など国が総合的な支援を行う「地方創生特区」を、平成27年春を目途に、新たに指定する。</p> <p>さらに、遠隔医療、自動飛行等の「近未来技術に関する実証プロジェクト」と、その実現のための「制度的制約・大胆な規制改革」を検討した上で、「地方創生特区」の指定も念頭に、自治体とのマッチングを図る。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> 雇用ルールの特化の観点からの雇用指針の作成を含め、「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」（平成25年10月18日日本経済再生本部決定）に関連する政省令等を整備し、平成26年4月からの同法の本格施行に備える。 	<ul style="list-style-type: none"> 国家戦略特別区域法に基づき、雇用ルールの特化のため、労働関係の裁判例の分析・類型化による雇用指針を定めるなど、平成26年4月までに国家戦略特区における規制改革等を実現するための政省令等を整備した。福岡市では11月、関西圏及び東京圏では平成27年1月に雇用労働相談センターを開設。 	<p>内閣総理大臣 （内閣府特命担当大臣（国家戦略特別区域））</p> <p>総務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 国土交通大臣</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 特区における事業を支援するため、即時償却を含む投資を促進する税制の創設を「平成26年度税制改正の大綱」において決定した。このために必要な法的措置を速やかに講じる。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年通常国会で、税制改正法が成立し、特区における事業支援のための税制の創設を行った。 	<p>内閣総理大臣 （内閣府特命担当大臣（国家戦略特別区域））</p> <p>総務大臣 財務大臣</p>
公共施設等運営権等の民間開放（PPP/PFIの活用拡大）	<p>以下の項目をはじめとして、「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」（平成25年6月6日民間資金等活用事業推</p>	<p>平成26年6月に「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針について」を取り</p>	<p>内閣総理大臣 （内閣府特命担当大臣（経済財政政策））</p>

	<p>進会議決定)を着実に実行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国管理空港等におけるコンセッション方式の拡大については、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成 25 年法律第 67 号）に基づき、仙台空港において、公共施設等運営権の設定に向けて平成 26 年度に運営権者の公募・選定手続を開始する。 	<p>まとめ、民間資金等活用事業推進会議において決定した。同「取組方針」に基づき、平成 28 年度末までの 3 年間で集中強化期間として位置付け、公共施設等運営権方式を活用した PFI 事業の案件数について、重点分野ごとの数値目標（空港 6 件、上水道 6 件、下水道 6 件、道路 1 件）を設定するとともに、平成 34 年までの 10 年間で 2～3 兆円としている目標を集中強化期間に前倒し、重点的な取組を行うこととした。</p> <p>また、平成 26 年臨時国会に、民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能とする特例措置を内容とする構造改革特別区域法等の改正案を提出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年 4 月に「仙台空港特定運営事業等実施方針」を公表するとともに、募集要項等を同年 6 月に公表し、事業者の公募に関する手続を開始した。また、関西国際空港及び大阪国際空港については、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律に基づき、同年 7 月に「関西国際空港及び大阪国際空港特定空港運営事業等実施方針」を公表するとともに、募集要項等を同年 11 月に配布し、事業者の公募に関 	<p>国土交通大臣</p>
--	--	--	---------------

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 築地川区間をモデルケースとしてプロジェクトの具体化に向けた検討を行うなど都市再生と連携した首都高速の再生を進めるため、立体道路制度の改正のために必要な法的措置を速やかに講じる。 	<p>する手続を開始した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年通常国会で道路法等の改正法が成立し、立体道路制度の既存の高速道路への適用拡大などの法的措置を講じた。 <p>(参考：実行計画 2015)</p> <p>平成26年6月に「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針について」を取りまとめ、民間資金等活用事業推進会議において決定した。</p> <p>同「取組方針」に基づき、平成28年度末までの3年間を集中強化期間として位置付け、公共施設等運営権方式を活用したPFI事業の案件数について、重点分野ごとの数値目標（空港6件、上水道6件、下水道6件、道路1件）を設定するとともに、平成34年までの10年間で2～3兆円としている目標を集中強化期間に前倒し、重点的な取組を行うこととする。</p> <p>民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成25年法律第67号）に基づき仙台空港において、また、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成23年法律第54号）に基づき関西国際空港及び大阪国際空港において、平成27年</p>	
--	--	---	--

		<p>度末までに空港運営事業を開始する。</p> <p>民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能とする特例措置を内容とする構造改革特別区域法等の改正案について、必要な法的措置を速やかに講じる。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> 安全性確保等の観点から、公共施設等運営権者へ公務員を出向させ、公共施設等運営事業の運営等に係るノウハウの移転及び運営等の業務を行わせることにより同事業の万全な実施を図るために必要な法的措置を速やかに講じる。 	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設等運営権者への公務員出向について、関係省庁において必要な法的措置に向けた検討を行っている。 <p>(参考：実行計画 2015)</p> <p>安全性確保等の観点から、公共施設等運営権者へ公務員を出向させ、公共施設等運営事業の運営等に係るノウハウの移転及び運営等の業務を行わせることにより同事業の万全な実施を図るために必要な法的措置を速やかに講じる。</p>	<p>内閣総理大臣 (内閣府特命担当大臣(経済財政政策)) 厚生労働大臣 国土交通大臣</p>
国際戦略港湾の強化	<p>全国からの貨物集約や海外船社への航路誘致活動など、国際戦略港湾の国際競争力強化の取組を促進するため、同港湾の港湾運営会社に対する国の出資制度の創設等を内容とする必要な法的措置を速やかに講じる。</p>	<p>平成 26 年通常国会で港湾法の改正法が成立し、国際戦略港湾の港湾運営会社に対する国の出資制度の創設などの法的措置を講じた。</p>	<p>国土交通大臣</p>
横浜港における強制水先の緩和	<p>国際コンテナ戦略港湾である横浜港の国際競争力を強化するため、強制水先の緩和に向けて東京湾における安全対策を含めた検討を行い、平成 26 年 8 月までに結論を得る。</p>	<p>横浜港の国際競争力を強化するため、平成 26 年 8 月に、強制水先を 1 万トン(現行 3 千トン)へ緩和(危険物積載船を除く)することなどの結論を得た。</p>	<p>国土交通大臣</p>

<p>都市と地域の競争力の向上</p>	<p>コンパクトシティ等を推進するための包括的なマスタープラン及び誘導策の創設、持続可能な地域公共交通ネットワークを実現するための実効性ある枠組みの構築、中心市街地活性化のための新たな計画認定制度創設等の制度整備のため、必要な法的措置を速やかに講じる。</p>	<p>平成 26 年通常国会で都市再生特別措置法、地域公共交通活性化再生法、中心市街地活性化法等の改正法が成立し、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの形成の推進のための法的措置を講じた。</p> <p>(参考：実行計画 2015)</p> <p>平成 26 年に改正した都市再生特別措置法及び地域公共交通活性化再生法に基づき、「国土のグランドデザイン 2050」(平成 26 年 7 月 4 日国土交通省公表)や交通政策基本法(平成 25 年法律第 92 号)に基づく交通政策基本計画も踏まえ、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの形成を着実に推進する。このため、平成 26 年度中に関係府省庁による「コンパクトシティ形成支援チーム(仮称)」を設け、都市のコンパクト化と公共交通ネットワークの形成に向けた市町村の取組を強力に支援する体制を構築する。さらに、路線再編・サービスレベルの向上等により地域公共交通ネットワークの再構築を出資により支援するため、必要な法的措置を速やかに講じる。</p>	<p>内閣総理大臣 (地方創生担当大臣) 経済産業大臣 国土交通大臣</p>
<p>金融・資本市場活性化</p>	<p>「金融・資本市場活性化有識者会合」の提言(平成 25 年 12 月 13 日)を踏まえた施策を着実に実行する。このうち、アジア金融連携センター(仮称)については、平成 26 年 4 月を目途に設置</p>	<p>「金融・資本市場活性化有識者会合」において、平成 26 年 6 月に「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項(提言)」を取りまとめた。この提言等に基づき、</p>	<p>内閣総理大臣 (内閣府特命担当大臣(金融)) 財務大臣</p>

	し、当該センターを活用して、アジア諸国の金融規制当局との積極的な人材交流、アジアの金融・資本市場についての調査・研究を行い、アジア諸国の金融インフラ整備の支援を促進する。	「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」の設立・開催、アジアにおける金融インフラ整備支援の更なる促進（ミャンマー証券取引所の開設支援を含む）など、提言の具体化に向けた施策を実施した。アジア金融連携センターについては、平成26年4月に設置し、同年7月より、アジア諸国の金融当局者を研究員として順次招聘している。平成27年1月までに、モンゴル、ミャンマー、タイ、ベトナムの各当局から計15名を受け入れた。	
	「金融・資本市場活性化有識者会合」の提言を踏まえ、株式会社国際協力銀行（JBIC）、独立行政法人日本貿易保険（NEXI）において、平成26年年央を目途にインフラ案件等に係る債権等の流動化を実現する。それも踏まえつつ、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）において運用対象拡充の検討を進める。	JBICは、債権流動化の検討を進め、平成26年10月に個別案件の債権流動化を実施した。NEXIでは、同年4月に、個別案件の債権流動化を承認した。また、JBIC等の債権等の流動化の状況も踏まえつつ、GPIFは、同年10月に変更された中期計画に基づき、運用対象の拡充について検討を行っている。	内閣総理大臣 （内閣府特命担当大臣（金融）） 財務大臣 厚生労働大臣 経済産業大臣
国際金融センターとしての地位確立とアジアの潜在力発揮	国際金融センターとしての地位確立とアジアの潜在力発揮のため、証券決済等のインフラ整備やASEAN諸国との債券発行に係る書類・手続の共通化、日本国債を活用したクロスボーダー担保やクロスカレンシーレポの推進等を進める。	証券決済のインフラ整備については、日本証券クリアリング機構における清算対象商品の拡大に係る業務方法書の変更を認可した。 ASEAN諸国との債券発行に係る書類・手続の共通化については、ASEAN+3域内のプロ向け市場での共通発行書類の作成作業を実施中。	内閣総理大臣 （内閣府特命担当大臣（金融）） 財務大臣
資金決済高度化	即時振込みなどの資金決済高度化については、全国銀行協会	全銀システムの稼働時間拡大については、全国銀行協会	内閣総理大臣 （内閣府特命

<p>が諸外国の動向も参考に決済の安全性・信頼性の確保に留意しつつ具体的な改善内容・スケジュール等の検討を行い、年内を目途に結論を出すことされており、政府としてもこうした資金決済の高度化に向けた取組を促す。</p> <p>国内送金における商流情報(EDI 情報)の添付拡張についても、流通業界と金融機関との共同システム実験の結果等を踏まえつつ、産業界と金融機関の連携強化による速やかな対応が図られるように促す。</p>	<p>により「全銀システムのあり方に関する検討状況(最終報告)」が取りまとめられ、平成30年中に全銀システムの24時間365日即時振込み等が可能な環境を整備する方針が決定された。</p> <p>国内送金における商流情報の添付拡張については、上記報告において、業界団体・企業に対するアンケートによってニーズを把握するとともに、流通業界との共同システム実験を通じて、取り得るスキームとその効果につき、確認・公表された。</p> <p>(参考：実行計画2015)</p> <p>即時振込みなどの資金決済高度化については、全国銀行協会が諸外国の動向も参考に取りまとめた最終報告も踏まえ、全銀システムの土日祝日を含む稼働時間拡大の平成30年中の実現を目指した取組が進められるよう促す。</p> <p>商流情報(EDI 情報)の添付拡張については、流通業界と金融機関との平成26年11月に行った共同システム実験の結果等を踏まえつつ、速やかにシステム導入されるように促す。</p>	<p>担当大臣(金融)</p> <p>経済産業大臣</p>
<p>2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等の開催等を踏まえ、キャッシュレス決済の普及による決済の利便性・効率性の向上を図る。このため、訪日外国人の増加を見据えた海外発</p>	<p>キャッシュレス決済の普及による決済の利便性・効率性の向上に向けた対応策については、海外発行クレジットカード等での現金の引き出しが可能なATMの普及促進、地方</p>	<p>内閣総理大臣 (内閣府特命担当大臣(金融)、内閣府特命担当大臣(情報通信技</p>

	<p>行クレジットカード等の利便性向上策、クレジットカード等を消費者が安全利用できる環境の整備及び公的分野での電子納付等の普及をはじめとした電子決済の利用拡大等について、関係省庁において年内に対応策を取りまとめる。</p>	<p>商店街や観光地等でのクレジットカード等決済端末の導入促進及び公的納付金の電子納付の一層の普及促進を主な内容とする「キャッシュレス化に向けた方策」を関係省庁において平成26年12月に取りまとめの上公表した。</p>	<p>術（IT）政策担当）、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、行政改革担当大臣） 経済産業大臣 国土交通大臣</p>
<p>豊富な家計資産が成長マネーに向かう循環の確立</p>	<p>NISAの普及促進に向け、制度の趣旨や利用者のニーズを踏まえた施策の推進や金融経済教育の充実等により投資家の裾野拡大を図る。</p>	<p>NISAの広報・啓発のため、政府広報オンライン・金融庁ウェブサイト等の媒体を用いて制度の意義や概要等の周知に努めたほか、2月13日を「NISAの日」として東京、名古屋、大阪で「“NISAの日”シンポジウム」を開催するなどの活動を行った。加えて、金融経済教育の充実等として、「金融リテラシーを身に付けるためのシンポジウム」を平成26年2月に開催（仙台、名古屋、広島）し、NISAの仕組み・活用法についても説明を実施した。また、「平成27年度税制改正の大綱」において、ジュニアNISA（年間投資上限額80万円）の創設、NISAの年間投資上限額の引上げ（100万円→120万円）の方針を決定した。なお、制度導入後半年の平成26年6月末時点で、NISAの口座数は約727万口座、買付金額は約1兆5,600億円に上っている。</p> <p>（参考：実行計画2015） 確定拠出年金の一層の普及等を図るため、国民の自助努</p>	<p>内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））</p>

		<p>力促進の観点から確定拠出年金制度全体の運用資産選択の改善、ライフスタイルの柔軟性への対応等（個人型確定拠出年金の加入可能範囲の拡大や中小企業への確定拠出年金制度の普及等）について、社会保障審議会企業年金部会の議論を踏まえ、必要な法的措置を速やかに講じる。</p>	
<p>公的・準公的資金の運用等の見直し</p>	<p>GPIFをはじめとする公的・準公的資金の運用等の在り方について、デフレ脱却を見据えた運用の見直しやリスク管理体制等のガバナンスの見直し等に係る有識者会議の提言を踏まえ、各資金の規模・性格に応じ、長期的な健全性の確保に留意しつつ、必要な施策を迅速かつ着実に実施すべく所要の対応を行う。その際、GPIFについては、上記有識者会議の提言に盛り込まれた、今後一年を目途に財政検証の結果を踏まえた新たな基本ポートフォリオを決定するなどの内容を含む工程表も踏まえつつ、所要の積極的な対応を行う。</p>	<p>GPIFについては、有識者会議の提言を踏まえ、必要な施策を迅速かつ着実に実施している。平成26年6月に公表した「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し」を踏まえ、同年10月31日に新たな基本ポートフォリオを決定するとともに、基本ポートフォリオの見直しに併せて、運用委員会にガバナンス会議を設置するなど GPIF においてガバナンス体制強化のために必要な取組を実施し、今後も必要な取組を進めることとしている。また、社会保障審議会年金部会において今後の法改正の必要性も含め検討を行っている。</p> <p>(参考：実行計画2015)</p> <p>GPIFをはじめとする公的・準公的資金の運用等の在り方については、有識者会議の提言を踏まえ、各資金の規模・性格に応じ、長期的な健全性の確保に留意しつつ、必要な施策を迅速かつ着実に実施すべく所要の対応を行う。</p>	<p>総務大臣 財務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣</p>

		<p>GPIF については、年金制度、法人の組織論等の観点から今後の法改正の必要性も含めた検討を行うなど必要な施策の取組を加速すべく所要の対応を行う。</p>	
電力システム改革	<p>「電力システムに関する改革方針」（平成 25 年 4 月 2 日閣議決定）に基づく電力システム改革の第 2 段階として、電気事業法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 74 号）附則第 11 条の規定に基づき、電気の小売業への参入の全面自由化に係る制度を構築するための必要な法的措置を速やかに講じ、平成 28 年を目途に、これを実施する。また、改革の第 3 段階として、同条の規定に基づき、平成 30 年から平成 32 年までを目途に送配電部門の法的分離や小売料金規制撤廃を実施するため、平成 27 年に必要な法的措置を速やかに講じる。</p>	<p>平成 25 年臨時国会において第 1 段階の電気事業法改正法が成立したことを受け、広域的運営推進機関の設立（平成 27 年 4 月 1 日予定）の準備を進めるとともに、平成 26 年通常国会において第 2 段階の電気事業法改正法が成立したことを受け、総合資源エネルギー調査会の制度設計ワーキンググループにおいて、平成 28 年における電気の小売業への参入の全面自由化の施行に向けた詳細制度の検討を進めている。また、電力システム改革の第 3 段階の改革として、電気事業法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 74 号）附則第 11 条の規定に基づき、平成 30 年から平成 32 年までを目途とする送配電部門の法的分離や、小売料金規制撤廃等を実施するため、必要な法的措置を速やかに講じるべく、総合資源エネルギー調査会の制度設計ワーキンググループにおいて検討を進めた。</p> <p>（参考：実行計画 2015）</p> <p>「電力システムに関する改革方針」（平成 25 年 4 月 2 日閣議決定）に基づく電力シス</p>	経済産業大臣

		<p>テム改革の第3段階として、電気事業法の一部を改正する法律(平成25年法律第74号)附則第11条の規定に基づき、平成30年から平成32年までを目途とする送配電部門の法的分離や、小売料金規制撤廃等を実施するため、必要な法的措置を速やかに講じる。</p>	
<p>ガスシステム及び熱供給システム改革</p>	<p>都市ガスが低廉・安全かつ安定的に供給され、消費者に新たなサービスなど多様な選択肢が示されるガスシステムの構築に向けた検討を進めて早期に検討を取りまとめ、速やかに実行に移していく。また、電力・ガスのシステム改革とあわせて、熱電一体供給も含めたエネルギー供給を効率的に実施できるようにするため、熱供給事業の在り方の見直しを検討する。</p>	<p>エネルギー基本計画に基づき、産業ごとに存在していたエネルギー市場の垣根を取り払う観点から、電力システム改革と併せ、都市ガスが低廉・安全かつ安定的に供給され、消費者に新たなサービスなど多様な選択肢が示されるガスシステムの構築に向け、ガスの小売業への参入の全面自由化等を実施するため、必要な法的措置を速やかに講じるべく、ガスシステム改革について、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会ガスシステム改革小委員会において検討を進め、平成27年1月に報告書を取りまとめた。また、電力・ガスのシステム改革と併せて、熱電一体供給も含めたエネルギー供給を効率的に実施できるような熱供給システムの実現に向け、熱供給事業者に対する供給義務及び料金規制を廃止する等の必要な法的措置を速やかに講じるべく、熱供給システム改革についても、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会ガスシステム改革小委員会において</p>	<p>経済産業大臣</p>

		<p>検討を進め、平成 27 年 1 月に報告書を取りまとめた。</p> <p>(参考：実行計画 2015)</p> <p>エネルギー基本計画に基づき、産業ごとに存在していたエネルギー市場の垣根を取り払う観点から、電力システム改革と併せ、ガスの小売業への参入の全面自由化等を実施するため、必要な法的措置を速やかに講じるとともに、熱供給事業についても、その供給義務及び料金規制を廃止する等の必要な法的措置を速やかに講じる。</p>	
--	--	--	--

(6) 地域活性化・地域構造改革の実現／中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新

①KPI の主な進捗状況

<p>《KPI》「開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す」【2】</p> <p>⇒開業率 2013 年度：4.8% (2012 年度：4.6%)</p> <p>⇒廃業率 2013 年度：4.0% (2012 年度：3.8%)</p>
--

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
地域のリソースの活用・結集・ブランド化	利用価値の高い地域ブランドの保護を可能にするため、地域団体商標の登録主体として商工会、商工会議所、特定非営利法人を追加するために必要な法的措置を速やかに講じる。	平成 26 年通常国会で特許法等の一部改正法が成立し、地域団体商標の登録主体に商工会、商工会議所及び特定非営利法人を追加した。	経済産業大臣
地域活性化関連施策をワンパッケージで実現する伴走支援プラットフォームの構	各地域活性化関連施策をワンパッケージで実現する地域創生の仕組みを構築するため、平成 27 年通常国会に地域再生法の改正法案を提出する。	平成 26 年臨時国会で地域再生法改正法が成立し、各地域活性化関連施策をワンパッケージで実現する地方創生の仕組みを構築した。	内閣総理大臣 (内閣府特命担当大臣(国家戦略特別区域))

築			
地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成	自治体を中心とした産学官金の連携の下、雇用吸収力の大きい企業を立ち上げる。	産学官金が連携し、創業支援事業計画に基づき、雇用吸収力の大きい地域密着型企業を全国各地で立ち上げるプロジェクトを実施している。	総務大臣 経済産業大臣
	地域の中堅企業等を中核とし、研究機関、地方大学、自治体、金融機関等の産学官金がネットワークを形成し、革新的な研究開発とその事業化を推進するための体制を整備する。	経済産業省と文部科学省が協力し、フラウンホーファー研究機構等を参考に、産官学の役割を明確化するとともに、独立行政法人産業技術総合研究所と公設試験研究機関の連携による全国レベルでの「橋渡し」機能強化に向けた取組や地域ニーズと全国の技術シーズ等の効率的・効果的なマッチング、及び地域の将来ビジョンに基づき、研究施設等を核に大学、研究機関、企業が集積したイノベーション創出拠点の構築を進めている。	文部科学大臣 経済産業大臣
	マーケットインの発想に基づく産学官連携による製品開発を促進するため、中小ものづくり高度化法の対象技術にデザイン等を追加するなど支援制度を見直す。	中小ものづくり高度化法に基づく特定ものづくり基盤技術の分野に、平成 27 年 2 月に「デザイン開発に係る技術」を追加すべく検討を行っている。 (参考：実行計画 2015) マーケットインの発想に基づく産学官連携による製品開発を促進するため、中小ものづくり高度化法の対象技術にデザイン等を追加するなど平成 26 年度中に支援制度を見直す。	経済産業大臣
「ふるさと名物」の開発・販	平成 26 年度中に品質管理の徹底など消費者の購買意欲を喚	品質管理の徹底など消費者の購買意欲を喚起する仕組み	経済産業大臣

路開拓推進	起する仕組みを組み込んで、中小企業地域資源活用促進法を見直す。	<p>を組み込んだ中小企業地域資源活用促進法改正法案を平成26年臨時国会に提出した。</p> <p>(参考：実行計画2015)</p> <p>中小企業地域資源活用促進法を見直し、品質管理の徹底など消費者の購買意欲を喚起する仕組みを組み込みつつ、地域資源を活用した「ふるさと名物」の開発・販路開拓を推進する。このため、必要な法的措置を速やかに講じる。</p>	
小規模事業者の振興に向けた枠組みの整備	平成26年早期に中小企業政策審議会小規模企業基本政策小委員会における提言を取りまとめ、小規模事業者の振興のために必要な法的措置を速やかに講じる。	平成26年通常国会において小規模企業振興基本法(平成26年法律第94号)が成立し、小規模事業者の振興に向けた枠組みの整備を図った。	経済産業大臣
	独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する小規模企業共済制度を見直す。	<p>小規模企業共済制度の見直しに向け、見直し内容の検討を行っている。</p> <p>(参考：実行計画2015)</p> <p>独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する小規模企業共済制度について、事業承継支援の強化等を図るため、必要な法的措置を速やかに講じる。</p>	経済産業大臣
事業引継ぎ、事業承継の支援	後継者問題を抱える中小企業の事業引継ぎのマッチング等を促進するため、平成26年4月までに、事業引継ぎ支援センターの設置を完了する。あわせて、平成26年4月までに、事業引継ぎ支援事業の統括機関である全国本部を独立行政法人中小企業基盤整備機構に新たに設置し、支	平成26年4月までに事業引継ぎ支援センターを13カ所設置した(同年12月現在16カ所設置)。また、同年4月に独立行政法人中小企業基盤整備機構に事業引継ぎ支援事業の統括機関として中小企業事業引継ぎ支援全国本部を設置し、支援体制の強化を図っ	経済産業大臣

	援体制強化を図る。	た。	
戦略市場に参入する中小企業・小規模事業者の支援	医療、環境分野等の成長分野に中小企業・小規模事業者が直接参入しやすくするため、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平成18年法律第33号)に基づく22の技術分野を見直すための所要の措置を平成25年度内に講ずる。	中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律に基づく技術分野を平成26年2月に見直し、成長分野への参入を促すための環境整備を行った。	経済産業大臣
総合的な政策推進体制の整備	地域の活力を維持し、少子化と人口減少を克服することを目指した総合的な政策の推進のための司令塔となる本部を設置し、政府一体となって取り組む体制を整備する。	平成26年臨時国会でまち・ひと・しごと創生法が成立し、総理を本部長とする「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、地方の人口減少・超高齢化を克服するため、平成26年12月に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定した。	内閣総理大臣 (地方創生担当大臣)

2. 「戦略市場創造プラン」関連

(1) 国民の「健康寿命」の延伸

①KPIの主な進捗状況

<p>《KPI》「2020年までに国民の健康寿命を1歳以上延伸【男性70.42歳、女性73.62歳(2010年)】」【60】 ⇒2013年：男性71.19歳、女性74.21歳</p> <p>《KPI》「2020年までにメタボ人口を2008年度比25%減【1400万人(2008年度)】」 ⇒2012年度：2008年度比12.0%減【61】</p> <p>《KPI》「2020年までに健診受診率(40～74歳)を80%(特定健診を含む)【67.7%(2010年度)】」【62】 ⇒2013年：66.2%</p>
--

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
適法性確認のための仕組みの創設	産業競争力強化法におけるグレーゾーン解消制度の運用に関し、以下のような事例が実施可能であることを明確化することも含め、典型的な事例を類型化	産業競争力強化法のグレーゾーン解消制度の運用に際し、民間サービス事業者が行う運動機能の維持など生活習慣病の予防のための運動指	厚生労働大臣 経済産業大臣

	<p>して、平成 25 年度中に、ガイドラインを作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 薬局等の店頭において自己採血による簡易な検査を実施すること。 ・ 民間事業者が、医師からの運動又は栄養に関する指導・助言に基づいた運動指導や食事指導等のサービスを提供すること。 	<p>導、血液の簡易検査とその結果に基づく健康関連情報の提供について規制の対象に当たらないことを確認するとともに、「健康寿命延伸産業分野における新事業活動のガイドライン」を平成 26 年 3 月に策定し、グレーゾーンの解消を更に推進した。</p>	
<p>予防・健康管理の推進に関する新たな仕組みづくり</p>	<p>平成 25 年度中に保健事業の実施等に関する指針を改正し、全ての健康保険組合を始め、医療保険者が、平成 26 年度以降、順次、レセプト・健診情報等を活用した「データヘルス計画」の作成・公表を行い、平成 27 年度までにレセプト・健診情報等のデータ分析に基づく保健事業を実施することを推進する。</p>	<p>平成 26 年 4 月に保健事業の実施等に関する指針の改正等を行い、平成 26 年度中に健康保険組合に対しデータヘルス計画の作成・公表等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進した。全ての健康保険組合を始め、医療保険者が、平成 27 年度までにレセプト・健診情報等のデータ分析に基づく保健事業を実施するよう、引き続き支援を行う予定。</p> <p>(参考：実行計画 2015)</p> <p>全ての健康保険組合をはじめ、医療保険者が、平成 26 年度以降、順次、レセプト・健診情報等を活用した「データヘルス計画」の作成・公表を行い、平成 27 年度までにレセプト・健診情報などのデータ分析に基づく保健事業を実施することを推進する。</p>	<p>厚生労働大臣</p>
<p>食の有する健康増進機能の活用</p>	<p>いわゆる健康食品等の加工食品及び農林水産物に関し、企業等の責任において科学的根拠をもとに機能性を表示できるようにするための新たな方策につい</p>	<p>「食品の新たな機能性表示制度に関する検討会」報告書を平成 26 年 7 月に取りまとめた。新たな機能性表示制度について、消費者委員会にお</p>	<p>内閣総理大臣 (内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全))</p>

	て、平成 26 年度中に結論を得た上で実施する。	ける審議を踏まえ、平成 26 年度中に結論を得た上で実施する予定。 (参考：実行計画 2015) いわゆる健康食品などの加工食品及び農林水産物に関し、企業等の責任において科学的根拠をもとに機能性を表示できるようにするための新たな方策について、「食品の新たな機能性表示制度に関する検討会」報告書及び消費者委員会での審議を踏まえ、平成 26 年度中に結論を得た上で実施する。	厚生労働大臣 農林水産大臣
医療情報の利活用推進	地域で行われている医療情報連携ネットワークの全国への普及・展開を進めるため、平成 25 年度中に広域での地域医療連携に必要な標準規格の案を作成し、平成 26 年度以降、所要の措置を講じる。	平成 25 年度に国際標準規格を踏まえた、システム上での患者の同一性確認や当該患者の医療情報を交換するための標準規格案の策定等を行った。平成 26 年度も前年度に引き続き、より高度な情報連携を行うための標準規格等について検討を行うとともに、ICT を活用した地域医療ネットワーク事業を実施した。	厚生労働大臣
医療分野の研究開発の司令塔機能の創設	医療分野の研究開発の司令塔として一元的な研究管理の実務を担う独立行政法人（日本医療研究開発機構（仮称））を設立するため、必要な法的措置を速やかに講じる。	平成 26 年通常国会で健康・医療戦略推進法（平成 26 年法律第 48 号）、独立行政法人日本医療研究開発機構法（平成 26 年法律第 49 号）が成立し、医薬品や医療機器などの医療分野の研究開発を各省連携により推進していく体制が構築された。	内閣総理大臣 （健康・医療戦略担当大臣）
医薬品・医療機器開発、再生医療研究を	医療分野の研究開発の司令塔機能の創設に向けた検討とも整合した形で、臨床研究中核病院	平成 26 年通常国会で地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関	厚生労働大臣

<p>加速させる規制・制度改革</p>	<p>等を中核的な医療機関として位置付けるため、必要な法的措置を速やかに講じる。</p>	<p>係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）が成立し、臨床研究中核病院を国際水準の臨床研究や医師主導治験の中心的な役割を担う病院として医療法に位置付けた。</p>	
<p>外国医師による外国人向け医療の充実</p>	<p>外国医師の医療行為として研修目的のみを認めている「臨床修練制度」について、教授・臨床研究目的の追加や期間の延長を認める等の対応を行うため、必要な法的措置を速やかに講じる。</p>	<p>平成 26 年通常国会で地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が成立し、外国医師の「臨床修練制度」について、教授・臨床研究目的の追加や期間の延長を認めた。</p>	<p>厚生労働大臣</p>
<p>医療・介護等を一体的に提供する非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）の創設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度の創設については、平成 26 年中に検討・結論を得て、平成 27 年中に制度上の措置を講ずることを目指す。 ・ 当該新制度を活用した他病院との一体的経営実現のために大学附属病院を大学から別法人化できるよう、必要な制度設計について、平成 26 年度中に検討・結論を得て、平成 27 年度中に制度上の措置を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度の創設については、「医療法人の事業展開等に関する検討会」において、速やかに結論を得るべく、検討を行っている。 ・ 当該新制度を活用した大学附属病院の別法人化の具体的な仕組みについては、平成 26 年度内に結論を得るべく、検討を行っている。 <p>(参考：実行計画 2015)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非営利新型法人制度の創設については、速やかに結論を得て、平成 27 年中に制度上の措置を講ずることを目指す。このため、必要な法的措置を速やかに講じる。 ・ 当該新制度を活用した他病院との一体的経営実現のために大学附属病院を 	<p>文部科学大臣 厚生労働大臣</p>

		大学から別法人化できるよう、必要な制度設計について、平成 26 年度中に検討・結論を得て、平成 27 年度中に制度上の措置を目指す。	
医療法人制度に関する規制の見直し	地域で必要な医療を確保するため病床機能の分化・連携を推進する観点から、社団医療法人と財団医療法人の合併を認めるため、必要な法的措置を速やかに講じる。	平成 26 年通常国会で地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が成立し、医療法人社団と医療法人財団との合併を認めた。	厚生労働大臣
安心して歩いて暮らせるまちづくり	高齢者向け住宅及び病院（自治体病院を含む）等を対象とするヘルスケアリートの活用に関して、ガイドラインの策定等の環境整備を平成 26 年度中に行う。	高齢者向け住宅等を対象とするヘルスケアリートの活用に係るガイドラインを平成 26 年 6 月に策定した。また、平成 26 年 11 月に「日本ヘルスケア投資法人」が上場した。病院（自治体病院を含む）等を対象とするガイドラインについては、平成 26 年 9 月に検討委員会を設置し検討中。	内閣総理大臣 （内閣府特命担当大臣（金融）） 国土交通大臣
	コンパクトシティ等を推進するための包括的なマスタープラン及び誘導策の創設、持続可能な地域公共交通ネットワークを実現するための実効性ある枠組みの構築等の制度整備のため、必要な法的措置を速やかに講じる。（再掲）	平成 26 年通常国会で都市再生特別措置法、地域公共交通活性化再生法、中心市街地活性化法等の改正法が成立し、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの形成の推進のための法的措置を講じた。（再掲） （参考：実行計画 2015） 平成 26 年に改正した都市再生特別措置法及び地域公共交通活性化再生法に基づき、「国土のグランドデザイン 2050」（平成 26 年 7 月 4 日国土交通省公表）や交通政策基	国土交通大臣

		<p>本法(平成 25 年法律第 92 号)に基づく交通政策基本計画も踏まえ、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの形成を着実に推進する。このため、平成 26 年度中に関係府省庁による「コンパクトシティ形成支援チーム(仮称)」を設け、都市のコンパクト化と公共交通ネットワークの形成に向けた市町村の取組を強力に支援する体制を構築する。さらに、路線再編・サービスレベルの向上等により地域公共交通ネットワークの再構築を出資により支援するため、必要な法的措置を速やかに講じる。</p>	
<p>医療用医薬品から一般用医薬品への移行(スイッチ OTC)の促進</p>	<p>セルフメディケーションの推進に向け、医薬品(検査薬を含む)の医療用から一般用への転用(スイッチ OTC)を加速するため、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業の承認申請に応じて速やかな審査を行う。このため、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の承認審査の予見性を高め、企業の開発を促すため、承認審査における審査期間の目標設定やその短縮、企業からの相談に対応する体制の拡充等について、平成 26 年度から順次措置を講じる。 ・ 海外の事例も参考に、平成 26 年度中に産業界、消費者 	<p>セルフメディケーションの推進に向け、医薬品(検査薬を含む)の医療用から一般用への転用(スイッチ OTC)を加速するため、以下の措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の第 3 期中期計画(平成 26 年度から 5 カ年計画)において、要指導・一般用医薬品の審査期間短縮に向けた目標を設定し(平成 30 年度までに審査期間(中央値)8 か月→7 か月)、迅速な審査に努めている。あわせて、新一般用医薬品開発妥当性相談等の相談事業の円滑な実施に努めている。 ・ 海外の制度も参考に、多様な主体からの意見が反 	<p>厚生労働大臣</p>

	<p>等により多様な主体からの意見が反映される仕組みとなるよう措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療用医薬品からの転用後のリスク評価期間（原則3年プラス1年）について、転用される個々の医薬品のリスクに応じ、一般用としてのリスク評価期間を原則3年以下へ短縮するための措置を平成25年度中に講じる。 	<p>映される仕組みについて、平成26年度中に結論を得るべく、薬事・食品衛生審議会で検討を行う予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年2月に薬事法施行規則を改正し、医療用から一般用へ転用後のリスク評価期間を原則3年以下に短縮した。 <p>（参考：実行計画2015）</p> <p>セルフメディケーションの推進に向け、医薬品（検査薬を含む）の医療用から一般用への転用（スイッチ OTC）を加速するため、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業の承認申請に応じて速やかな審査を行う。このため、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の承認審査の予見性を高め、企業の開発を促すため、承認審査における審査期間の目標設定やその短縮、企業からの相談に対応する体制の拡充等について、平成26年度から順次措置を講じる。 海外の事例も参考に、平成26年度中に産業界、消費者等により多様な主体からの意見が反映される仕組みとなるよう措置を講じる。 	
--	--	--	--

<p>個人に対する健康・予防インセンティブの付与</p>	<p>以下の論点について検討し、所要の措置を平成 27 年度中に講じることを目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険者の保健事業として、加入者へのヘルスケアポイントの付与や現金給付等を行うことができる旨を明示し、その普及を図る。 ・ 財政上中立な形で各被保険者の保険料に差を設けるようにすることを可能とするなどのインセンティブの導入について、公的医療保険制度の趣旨を踏まえつつ検討する。 	<p>平成 26 年 10 月から社会保障審議会医療保険部会にて議論を行い、平成 27 年 1 月に、ヘルスケアポイントの付与や保険料への支援等について、国が策定するガイドラインに沿って保険者が保健事業の中で実施できることを明確化すること等を盛り込んだ医療保険制度改革骨子(平成 27 年 1 月 13 日社会保障制度改革推進本部決定)を取りまとめた。</p> <p>(参考：実行計画 2015)</p> <p>以下について、平成 27 年 1 月に社会保障制度改革推進本部で決定された医療保険制度改革骨子に沿って、所要の措置を速やかに講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険者の保健事業として、加入者へのヘルスケアポイントの付与や現金給付等を行うことができる旨を明示し、その普及を図る。 ・ 財政上中立な形で各被保険者の保険料に差を設けるようにすることを可能とするなどのインセンティブの導入について、公的医療保険制度の趣旨を踏まえつつ検討する。 	<p>厚生労働大臣</p>
<p>保険者に対する健康・予防インセンティブの付与</p>	<p>後期高齢者医療への支援金の加算・減算制度について、保険者の保健事業の取組に対するより一層の効果的なインセンティブとなるよう、特定健診・保健指導</p>	<p>平成 26 年 10 月から社会保障審議会医療保険部会にて議論を行い、平成 27 年 1 月に、後期高齢者支援金の加算・減算制度について、予防・健康</p>	<p>厚生労働大臣</p>

	<p>の効果検証等を踏まえ具体策を検討し、所要の措置を平成 27 年度中に講じることを目指す。</p>	<p>づくり等に取り組む保険者に対するインセンティブをより重視するため、多くの保険者に広く薄く加算し、指標の達成状況に応じて段階的に減算する仕組みへと見直すこと等を盛り込んだ医療保険制度改革骨子（平成 27 年 1 月 13 日社会保障制度改革推進本部決定）を取りまとめた。</p> <p>（参考：実行計画 2015）</p> <p>後期高齢者支援金の加算・減算制度について、保険者に対するより一層の効果的なインセンティブとなるよう、特定健診・保健指導の効果検証等も踏まえつつ、平成 27 年 1 月に社会保障制度改革推進本部で決定された医療保険制度改革骨子に沿って、所要の措置を速やかに講じることを目指す。</p>	
<p>経営者等に対する健康・予防インセンティブの付与</p>	<p>以下の論点について検討し、所要の措置を平成 26 年度中に講じることを目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業等が健康投資を評価するための指標の構築 ・ 健康経営銘柄（仮称）の設定の検討 ・ 「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」や CSR 報告書等に「従業員等の健康管理や疾病予防等に関する取組」を記載 等 	<p>平成 26 年度中に所要の措置を講じるべく、「次世代ヘルスケア産業協議会」の下の「事業環境ワーキンググループ」「健康投資ワーキンググループ」「品質評価ワーキンググループ」にて、検討を行っている。</p> <p>（参考：実行計画 2015）</p> <p>以下の論点について検討し、所要の措置を平成 26 年度中に講じることを目指す。</p>	<p>内閣総理大臣 （健康・医療戦略担当大臣） 厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業等が健康投資を評価するための指標の構築 ・ 健康経営銘柄(仮称)の設定の検討 ・ 「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」やCSR報告書等に「従業員等の健康管理や疾病予防等に関する取組」を記載等 	
先進的な医療へのアクセス向上(評価療養)	抗がん剤に続き、再生医療や医療機器についても専門評価組織を平成26年度中に立ち上げ、保険収載に向けた先進医療の評価の迅速化・効率化を図る。	<p>再生医療、医療機器に係る専門評価組織について、平成26年度中に立ち上げるべく、平成26年10月から中央社会保険医療協議会において、検討を行っている。</p> <p>(参考：実行計画2015)</p> <p>抗がん剤に続き、再生医療や医療機器についても専門評価組織を平成26年度中に立ち上げ、保険収載に向けた先進医療の評価の迅速化・効率化を図る。</p>	厚生労働大臣
療養時のアメニティの向上(選定療養)	選定療養について、対象の拡充を含めた不断の見直しを行う仕組みを構築する。具体的には、現行の選定療養の利用状況について、早期に調査するとともに、学会等を通じ、定期的に選定療養として導入すべき事例を把握する仕組みを平成26年度中に構築する。	<p>選定療養の利用実績に係る実態調査については、平成26年7月に実施。現在、学会等を通じ、定期的に選定療養として導入すべき事例を把握する仕組みを平成26年度中に構築すべく、中央社会保険医療協議会において検討を行っている。</p> <p>(参考：実行計画2015)</p> <p>選定療養について、対象の拡充を含めた不断の見直しを行う仕組みを構築する。具体的には、現行の選定療養の利</p>	厚生労働大臣

		用状況について、早期に調査するとともに、学会等を通じ、定期的を選定療養として導入すべき事例を把握する仕組みを平成 26 年度中に構築する。	
革新的な医療技術等の費用対効果分析の導入等	革新的な医療技術等の保険適用の評価に際し、費用対効果の観点を平成 28 年度を目途に試行的に導入する。	革新的な医療技術等の保険適用の評価に際し、費用対効果の観点を平成 28 年度を目途に試行的に導入すべく、中央社会保険医療協議会にて検討を行っている。 (参考：実行計画 2015) 革新的な医療技術等の保険適用の評価に際し、費用対効果の観点を平成 28 年度を目途に試行的に導入する。	厚生労働大臣
「日本版コンパッショネートユース」の導入	医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬について、開発・承認を進める一方で、治験の参加基準に満たない患者に対する治験薬へのアクセスを充実させるための仕組みとして、「日本版コンパッショネートユース」の導入に向けた検討を進め、平成 27 年度から運用を開始する。	平成 27 年度からの運用開始に向け、平成 26 年 12 月開催の薬事・食品衛生審議会薬事分科会において人道的見地からの治験への参加の仕組みの骨格について了承を得た。 (参考：実行計画 2015) 医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬について、開発・承認を進める一方で、治験の参加基準に満たない患者に対する治験薬へのアクセスを充実させるための仕組みの導入に向けた検討を進め、平成 27 年度から運用を開始する。	厚生労働大臣
「患者申出療養（仮称）」の創設	保険外併用療養費制度の中に、新たな仕組みとして、「患者申出療養（仮称）」を創設し、患	平成 26 年 10 月から中央社会保険医療協議会や社会保障審議会医療保険部会にて議論	厚生労働大臣

	<p>者の治療の選択肢を拡大する。同時に、保険収載に向け、実施計画の作成・報告等を求めるものとする。このため、必要な法的措置を速やかに講じる。</p>	<p>を行い、平成 27 年 1 月に、「患者申出療養(仮称)」を創設し、平成 28 年度から実施すること等を盛り込んだ医療保険制度改革骨子(平成 27 年 1 月 13 日社会保障制度改革推進本部決定)を取りまとめた。</p> <p>(参考: 実行計画 2015)</p> <p>困難な病気と闘う患者の国内未承認薬等を迅速に保険外併用療養として使用したいという思いに応えるため、患者からの申出を起点とする新たな保険外併用療養費制度の仕組みとして「患者申出療養(仮称)」を創設する。このため、必要な法的措置を速やかに講じる。</p>	
健康・医療分野における徹底的なデジタル化・ICT化の推進	<p>次世代型の高度な医療機器、病院システムの開発・実装の促進や、臨床研究基盤の強化に資するデータ利活用の高度化等を推進するため、健康・医療戦略推進本部の下に、平成 25 年度中にタスクフォースを設置し、IT 総合戦略本部と連携して検討を行う。</p>	<p>「次世代医療 ICT タスクフォース」にて、医療・介護・健康分野のデジタル基盤構築へ向け、関係府省等の行動計画を含む「中間とりまとめ」を平成 26 年 7 月に策定した。これを受け、同タスクフォースを「次世代医療 ICT 基盤協議会」へ発展的に改組し、具体的検討を平成 27 年 1 月に開始。</p>	内閣総理大臣 (健康・医療戦略担当大臣)
スーパーコンピュータを活用した創薬の促進	<p>スーパーコンピュータ「京」の産業利用枠を平成 26 年度中に拡大するとともに、製薬会社等に対する利用相談等の支援体制を充実する。</p>	<p>平成 26 年度にスーパーコンピュータ「京」の産業利用枠を拡大(5%→8%)したほか、製薬会社等に対する利用相談などの支援体制の充実を図った。</p>	文部科学大臣
地域医療連携ネットワークの普及促進	<p>自治体ごとに個人情報保護条例やその運用(患者同意の取り方等)が異なっていることが、地</p>	<p>平成 26 年度の調査研究事業として、全国各地のネットワークで共有されている情報</p>	厚生労働大臣

	<p>域医療連携ネットワークの普及促進のための課題となっているとの指摘があることを踏まえ、平成 26 年度中に全国各地の事例の収集及び成功事例の分析を行い、所要の措置を講じる。</p>	<p>や患者同意の取り方等について、アンケートやヒアリングを通じて把握し、分析等を実施している。</p> <p>(参考：実行計画 2015)</p> <p>自治体ごとに個人情報保護条例やその運用（患者同意の取り方等）が異なっていることが、地域医療連携ネットワークの普及促進のための課題となっているとの指摘があることを踏まえ、平成 26 年度中に全国各地の事例の収集及び成功事例の分析を行い、所要の措置を講じる。</p>	
<p>医療の国際展開</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各国と署名を行った二国間の医療・保健分野に関する協力覚書等に基づき、医師・看護師等の人材育成や公的医療保険制度整備の支援、医療サービス拠点等の医療関連事業の展開、日本で承認された医薬品・医療機器について相手国での許認可手続の簡素化等を行うべく、平成 25 年度中に相手国政府との協議を開始し、平成 27 年度中に具体的な事業に着手する。 ・ また、財務状況の健全性など一定の要件を満たす医療法人が、現地法人に出資可能であることを平成 25 年度中に明確化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 25 年度は 7 か国、平成 26 年度は 3 か国（平成 27 年 1 月現在）と、医療・保健分野に関する協力覚書に署名。また、平成 27 年 1 月現在、医療拠点を 3 か所創設済み。なお、平成 26 年 11 月の日 ASEAN 首脳会議においては、「日 ASEAN イニシアチブ」を表明し、人材育成等の協力具体化を進めているところ。 ・ 平成 26 年 3 月、医療法人の現地法人への出資に係るルールを明確化するための通知を発出した。 <p>(参考：実行計画 2015)</p> <p>各国と署名を行った二国間の医療・保健分野に関する協</p>	<p>内閣総理大臣 （健康・医療戦略担当大臣） 外務大臣 厚生労働大臣 経済産業大臣</p>

		力覚書等に基づき、医師・看護師などの人材育成や公的医療保険制度整備の支援、医療サービス拠点などの医療関連事業の展開、日本で承認された医薬品・医療機器について相手国での許認可手続の簡素化等を行うべく、平成 27 年度中に具体的な事業に着手する。	
--	--	---	--

(2) クリーン・経済的なエネルギー需給の実現

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「蓄電池、2020 年に世界市場の 5 割獲得」

⇒2013 年の見込みは約 1 割であり、進捗が不十分である。【82】

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
電力システム改革（再掲）	「電力システムに関する改革方針」（平成 25 年 4 月 2 日閣議決定）に基づく電力システム改革の第 2 段階として、電気事業法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 74 号）附則第 11 条の規定に基づき、電気の小売業への参入の全面自由化に係る制度を構築するための必要な法的措置を速やかに講じ、平成 28 年を目途に、これを実施する。また、改革の第 3 段階として、同条の規定に基づき、平成 30 年から平成 32 年までを目途に送配電部門の法的分離や小売料金規制撤廃を実施するため、平成 27 年に必要な法的措置を速やかに講じる。（再掲）	平成 25 年臨時国会において第 1 段階の電気事業法改正法が成立したことを受け、広域的運営推進機関の設立（平成 27 年 4 月 1 日予定）の準備を進めるとともに、平成 26 年通常国会において第 2 段階の電気事業法改正法が成立したことを受け、総合資源エネルギー調査会の制度設計ワーキンググループにおいて、平成 28 年における電気の小売業への参入の全面自由化の施行に向けた詳細制度の検討を進めている。また、電力システム改革の第 3 段階の改革として、電気事業法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 74 号）附則第 11 条の規定に基づき、平成 30 年から平成 32 年までを目途とする送配	経済産業大臣

		<p>電部門の法的分離や、小売料金規制撤廃等を実施するため、必要な法的措置を速やかに講じるべく、総合資源エネルギー調査会の制度設計ワーキンググループにおいて検討を進めた。(再掲)</p> <p>(参考：実行計画 2015)</p> <p>「電力システムに関する改革方針」(平成 25 年 4 月 2 日閣議決定)に基づく電力システム改革の第 3 段階として、電気事業法の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 74 号)附則第 11 条の規定に基づき、平成 30 年から平成 32 年までを目途とする送配電部門の法的分離や、小売料金規制撤廃等を実施するため、必要な法的措置を速やかに講じる。</p>	
<p>民間事業者の海洋資源開発分野への参入促進に向けた環境整備のためのアクションプラン策定</p>	<p>民間事業者の海洋資源開発分野への参入促進に向けた環境整備のためのアクションプランについて、平成 27 年度半ばまでに策定する。</p>	<p>アクションプランの策定に向け、海外の海洋資源開発関連市場への参入支援及び海洋資源開発関連産業の基盤となる技術者の育成等の論点について平成 26 年 12 月より関係省庁と検討を開始。</p> <p>(参考：実行計画 2015)</p> <p>民間事業者の海洋資源開発分野への参入促進に向けた環境整備のためのアクションプランについて、平成 27 年度半ばまでに策定する。</p>	<p>内閣総理大臣 (海洋政策・領土問題担当大臣)</p>

(3) 安全・便利で経済的な次世代インフラの構築

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「2030 年に国内の重要インフラ・老朽化インフラは全てセンサー、ロボット

等を活用した高度で効率的な点検・補修が実施されている」【94】

⇒次世代社会インフラ用ロボットによる点検等について、橋梁、トンネル、水中維持管理、災害調査、応急復旧の5分野で、平成26年4月より公募を開始し、平成27年1月までに101件の現場検証を実施。センサー等を用いた社会インフラのモニタリング技術について、橋梁、法面・斜面、河川堤防、海洋・沿岸構造物、空港施設の5分野で、平成26年9月より公募を開始し、12月までに40件の現場検証を実施する技術を決定。

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
インフラ長寿命化基本計画の策定	「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）に基づき、国や地方公共団体等の各インフラを管理・所管する者は、平成28年度末までに「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定する。	平成26年10月1日時点で、国土交通省、農林水産省、540団体の地方公共団体及び所管法人等が行動計画を策定済み。平成26年度中に、国は全体の約62%に当たる8省庁で行動計画を策定予定とし、地方公共団体及び所管法人等も含む全体の約26%で行動計画を策定予定としている。また、平成28年度末までに、策定主体として予定している3,185団体の約99%で行動計画を策定予定としている。 （参考：実行計画2015） 「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）に基づき、国や地方公共団体等の各インフラを管理・所管する者は、平成28年度末までに「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定する。	内閣総理大臣 （内閣官房長官、復興大臣、国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、内閣府特命担当大臣（宇宙政策）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、情報通信技術（IT）政策担当大臣） 総務大臣 法務大臣 外務大臣 財務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 国土交通大臣 環境大臣 防衛大臣
次世代社会インフラ用ロボ	次世代社会インフラ用ロボットについて、平成26年度より公	次世代社会インフラ用ロボ	経済産業大臣 国土交通大臣

<p>ット、モニタリング技術の研究開発・導入</p>	<p>募を行った上で、直轄事業の現場における検証・評価を行い、開発・改良を促進し、平成 28 年度以降、直轄事業における試行的導入を経て本格導入を図る。また、社会インフラのモニタリング技術について、平成 26 年度より公募を行った上で、現場における検証・評価を行い、その結果を踏まえ、随時、現場導入を図る。</p>	<p>橋梁、トンネル、水中維持管理、災害調査、応急復旧の 5 分野で、平成 26 年 4 月より公募を開始し、平成 27 年 1 月までに 101 件の現場検証を実施した。センサー等を用いた社会インフラのモニタリング技術について、橋梁、法面・斜面、河川堤防、海洋・沿岸構造物、空港施設の 5 分野で、平成 26 年 9 月より公募を開始し、12 月までに 40 件の現場検証を実施する技術を決定した。</p> <p>(参考：実行計画 2015)</p> <p>次世代社会インフラ用ロボットについて、平成 26 年 4 月からの公募を踏まえ、直轄事業の現場における検証・評価を行い、開発・改良を促進し、平成 28 年度以降、直轄事業における試行的導入を経て本格導入を図る。また、社会インフラのモニタリング技術について、平成 26 年 9 月からの公募を踏まえ、現場における検証・評価を行い、その結果を踏まえ、随時、現場導入を図る。</p>	
----------------------------	---	--	--

(4) 世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「今後 10 年間で全農地面積の 8 割が担い手によって利用される」【97】

⇒農地中間管理機構は平成 25 年度から始動し、平成 26 年 11 月までに 47 都道府県で指定されたところ。担い手への農地の利用集積の進捗は今後毎年明らかにされる。(2013 年：49%)

《KPI》「今後 10 年間で産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを現状全国平均比 4 割削減する」【98】

⇒2011年産の全国平均のコメの生産コスト 16,001円/60kg

→2013年産の担い手のコメの生産コスト

個別経営 11,374円/60kg

組織法人経営 11,931円/60kg

《KPI》「今後10年間で法人経営体数を2010年比約4倍の5万法人とする」【99】

2010年：1万2,511法人 ⇒ 2014年：1万5,300法人

《KPI》「6次産業化の市場規模を現状の1兆円から、2020年に10兆円にする」【100】

2010年度：1.2兆円 ⇒ 2012年度：1.9兆円*

*6次産業化の農業関連の市場規模に漁業関連の市場規模を加える等により試算

《KPI》「2020年に農林水産物・食品の輸出額を1兆円（現状（2012年）約4,500億円）とする」【102】

⇒2013年：5,505億円

《KPI》「2013年に訪日外国人旅行者数1,000万人を達成し（⇒達成）、さらに2020年に向けて、2,000万人の高みを目指すとともに、2030年には3,000万人を超えることを目指す」【103】

⇒2013年：1,036万人 2014年：1,341万人

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
農地中間管理機構による農地集積・集約化	農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づく農地中間管理機構の整備を、平成26年度上期に47都道府県において完了させ、同機構を通じた農地集積・集約化を推進する。	平成26年11月までに47都道府県において農地中間管理機構が指定され、これまで各機構において現場で動ける体制を整備するとともに、農地の借り受け希望者の公募等を実施してきたところ。収穫期を終え、農地の権利移動が本格化しつつあり、農地の出し手・受け手双方との協議を進め、機構の借入・転貸を順次進めている。 (参考：実行計画2015) 平成27年春先（4月を目途）に、農地の集積・集約化及び企業も含めた担い手の新規参入状況等の実情を把	農林水産大臣

		握し、平成 26 年度の各都道府県の農地中間管理機構の実績を評価する。その上で、必要な措置を講じることにより、同機構を通じた農地集積・集約化を推進する。	
知的財産の保護の強化を通じた 6 次産業化の推進	地域で育まれた伝統と特性を有する農林畜水産物の名称である地理的表示を知的財産として保護するため、必要な法的措置を速やかに講じる。	平成 26 年通常国会において特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成 26 年法律第 84 号）が成立し、地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品の名称である地理的表示を知的財産として保護するための整備を図った。	農林水産大臣
経営所得安定対策の見直し等	<p>「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成 25 年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）に基づき、以下の項目をはじめとする施策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 米の直接支払交付金について、激変緩和のための経過措置として、平成 26 年産米から単価を 7,500 円/10a に削減した上で、平成 30 年産米から廃止する。 ・ 米価変動補填交付金について、平成 26 年産米から廃止する。 ・ 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）及び米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）について、平成 27 年産から担い手（認定農業者、集落営農、認定就農者）を対象として実施するため、必要な法的措置を速やかに講じる。 	<p>以下の項目をはじめとする施策を推進している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 米の直接支払交付金については、平成 26 年産米から単価を 7,500 円/10a に削減し、平成 30 年産米から廃止することとした。 ・ 米価変動補填交付金については、平成 26 年産米から廃止した。 ・ 平成 26 年通常国会において、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 77 号）が成立し、畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）及び米・畑作物の 	農林水産大臣

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米の生産調整の見直しを含む米政策の改革について、「制度設計の全体像」（平成 25 年 11 月 26 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）に基づき着実に実行する。 ・ 食料自給率・自給力の向上を図るため、水田活用の直接支払交付金により、飼料用米、麦、大豆等の戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図る。 ・ 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域内の農業者が共同で取り組む地域活動等を支援する日本型直接支払について、平成 27 年度から法律に基づく措置として実施するため、必要な法的措置を講じる。 	<p>収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）について、平成 27 年産から、担い手（認定農業者、集落営農、認定就農者）を対象として実施することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 米の生産調整の見直しについては、平成 30 年産米からを目途に行政による生産数量目標の配分に頼らない生産が行われるよう取り組むとともに、その環境整備を進めることとした。 ・ 水田活用の直接支払交付金を措置し、飼料用米、麦、大豆等の戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図った。 ・ 平成 26 年通常国会において農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）が成立し、日本型直接支払を法律に基づいて実施するための環境整備が図られた。 <p>（参考：実行計画 2015）</p> <p>米の生産調整の見直しについては、平成 30 年産米からを目途に行政による生産数量目標の配分に頼らない生産が行われるよう取り組むとともに、その環境整備を進める。</p>	
--	---	---	--

<p>農業委員会・農業生産法人・農業協同組合の一体的改革</p>	<p>「規制改革実施計画」（平成26年6月24日閣議決定）に沿って、農業委員の選出の方法の見直し、農業生産法人の役員要件・議決権要件の見直し、地域の農協の自立・活性化と農協中央会制度の自律的新制度への移行など一体的な改革を実施する。</p>	<p>必要な法的措置を速やかに講じるべく検討した。</p> <p>（参考：実行計画2015）</p> <p>「規制改革実施計画」（平成26年6月24日閣議決定）に沿って、農業委員の選出の方法の見直し、農業生産法人の役員要件・議決権要件の見直し、地域の農協の自立・活性化と農協中央会制度の自律的新制度への移行など一体的な改革を実施するため、必要な法的措置を速やかに講じる。</p>	<p>農林水産大臣</p>
<p>6次産業化の推進</p>	<p>農林漁業成長産業化ファンド（A-FIVE）による6次産業化を加速化するため、当該ファンドの農林漁業者の出資割合についても法改正を含め総合的に検討する。</p>	<p>ガイドラインの策定、サブファンドの出資割合の引上げを可能とすることについて、平成26年10月に、通知の発出及び告示の改正を行った。現在、農林漁業・食品関連団体や経済団体、銀行協会等を通じ、農業参入した企業を含む農林漁業者や食品産業事業者に対し、幅広く周知している。また、農林漁業者の出資割合の取扱いについて、農林漁業の6次産業化の政策目的を十分に踏まえながら、今般の措置の状況も見つつ、平成27年末を目途として総合的に検討を進める。</p>	<p>農林水産大臣</p>

		<p>(参考：実行計画 2015)</p> <p>農林漁業成長産業化ファンドにおける農林漁業者の出資割合の取扱いについて、農林漁業の6次産業化の政策目的を十分に踏まえながら、ガイドラインの策定、サブファンドの出資割合の引上げといった措置の状況も見つつ、平成27年末を目途として総合的に検討を進める。</p>	
6次産業化等による畜産・酪農の成長産業化	<p>酪農家の創意工夫による6次産業化・輸出の取組を支援するため、平成27年度から、</p> <p>ア) 指定団体との生乳取引について、指定団体の機能に留意しつつ、改善することとし、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日量1.5tの自家製造枠を3.0tに倍増する。 ・ 酪農家が、指定団体への販売委託と同時に、特色ある生乳を乳業者(日量処理能力3.0t以下)に直接販売できるようにする。 ・ 酪農家が、特色ある生乳について、乳業者と直接価格交渉し、乳価に反映させることができるようにする。 <p>イ) 6次産業化のための小規模な乳業施設や、輸出向けの乳業施設の設置について、その規制を緩和する。</p>	<p>指定団体との生乳取引の改善について、平成26年9月付で通知を発出し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日量1.5tの自家製造枠を3.0tに倍増した。 ・ 酪農家が、指定団体への販売委託と同時に、特色ある生乳を乳業者(日量処理能力3.0t以下)に直接販売できるようにした。 ・ 酪農家が、特色ある生乳について、乳業者と直接価格交渉し、乳価に反映させることができるようにした。 <p>また、乳業施設の設置規制の緩和について、平成26年11月に告示等を施行し、6次産業化のための小規模な乳業施設や、輸出向けの乳業施設の設置について、その規制を緩和した。</p>	農林水産大臣

		さらに、上記施策の平成27年度からの実施に向けて、施策内容の関係者への周知等を行った。	
輸出環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> EU向けに水産物を輸出するための水産加工場のEU向けHACCP認定については、厚生労働省と農林水産省は協力し、その認定を適正な水準で行うよう確保するとともに、90日の標準処理期間を定め、今後5年間で100件程度の認証が行える体制整備を進め、申請を適切に処理する。 養殖場等の登録申請について農林水産省は、都道府県と協力し、適切な進捗管理を行い、30日の標準処理期間のうちに登録を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年6月にEU向け水産加工場の認定に係る標準処理期間を90日に設定した。また、これまでの厚生労働省による認定に加え、平成26年10月より水産庁による水産加工場のEU向けHACCP認定業務を開始した。 養殖場等の登録に係る標準処理期間について、平成26年6月に設定した。 <p>(参考：実行計画2015)</p> <p>国際的に通用するHACCPをベースとした規格とその認証スキームを官民連携の下で検討し、構築する。平成27年度早期に国際的に通用するGAPの規格づくりを進める。</p>	厚生労働大臣 農林水産大臣
ジャパン・ブランドの推進	オールジャパンの輸出戦略を推進するため、平成26年6月に創設する「輸出戦略実行委員会」を司令塔とし、牛肉、茶、水産物等の分野について品目別輸出団体を整備する。	平成26年6月に「輸出戦略実行委員会」を立ち上げ、その下に7つの品目部会(水産物、コメ・コメ加工品、花き、青果物、牛肉、茶、林産物)と5つのテーマ別部会(物流、輸出環境課題、FSMA(米国食品安全強化法)、ハラール、卸売市場)を設置し、輸出戦略に基づく取組の検証や、実効性のある輸出拡大	農林水産大臣 経済産業大臣

		<p>に向けた取組体制等に関する議論を実施した。また、平成 26 年 11 月にコメ・コメ加工品において、平成 26 年 12 月に牛肉及び茶において、品目別輸出団体の整備がなされた。</p> <p>(参考：実行計画 2015)</p> <p>平成 27 年早期に水産物等の分野において品目別輸出団体を整備し、輸出促進の取組を支援する。</p>	
<p>外国人旅行者の滞在環境の改善</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光立国の推進や地域活性化の観点から、一定の不正防止措置を講じることを前提に、平成 26 年 10 月より、現行制度における免税対象品目を、飲食料品や化粧品等の消耗品へ拡大し、全ての品目を消費税の免税対象とするとともに、手続の簡素化を行う。 ・ 外国人旅行者向け消費税免税制度について、地方運輸局・地方経済産業局での事前相談、関係団体による免税店関係者向けの免税手続研修の充実等により、2020 年に向けて全国各地の免税店を 10,000 店規模へと倍増させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人旅行者向け消費税免税制度について、平成 26 年 10 月より、全ての品目を消費税の免税対象とするとともに、手続を簡素化した。 ・ 平成 26 年 4 月に国土交通省及び経済産業省の地方運輸局・地方経済産業局に相談窓口を設置し、5 月より関係団体による免税手続研修を実施した。なお、平成 26 年 10 月 1 日現在の免税店数は 9,361 店となっている。 <p>(参考：実行計画 2015)</p> <p>消費税免税店の拡大及び利便性向上を図る観点から、平成 27 年 4 月より、商店街等における免税手続を、「免</p>	<p>財務大臣 経済産業大臣 国土交通大臣</p>

		<p>税手続カウンター」でまとめて行えるようにする手続委託型輸出物品販売場制度を創設するとともに、外航クルーズ船が寄港する港湾における免税店に係る届出制度を創設する。</p>	
<p>更なるビザ発給要件の緩和</p>	<p>2,000 万人の高みを目指すとの目標を掲げ、世界最先端の観光立国を実現するため、治安への十分な配慮を前提としつつ、訪日客増加に大きな効果の見込まれるインドネシア、フィリピン及びベトナムに対して、相手国の協力を得つつ、可能な限り早急に3か国全てのビザ免除の実現に努力する。まずは、当面の措置として、以下の戦略的ビザ発給要件の緩和を行う。また、電子渡航認証システムについて検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インドネシア向けのビザ免除（在外公館への IC 旅券事前登録）を行う。 ・ フィリピン及びベトナム向けのビザ発給要件の大幅緩和（実質ビザ免除（観光目的・指定旅行会社経由）及び数次ビザに係る発給要件緩和・有効期間の最長5年への延長等）を行う。 ・ また、こうした流れを受け、平成26年夏までにイ 	<p>当面の措置として、以下の戦略的ビザ発給要件の緩和を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年9月に数次ビザの発給要件を大幅緩和（有効期間の最長5年への延長等）するとともに、平成26年12月に IC 旅券事前登録制によるビザ免除を開始した。 ・ 平成26年9月に数次ビザの発給要件を大幅緩和（有効期間の最長5年への延長等）するとともに、平成26年11月に指定旅行会社パッケージツアー参加者の一次観光ビザの申請手続の簡素化を開始した。 ・ インド向けの数次ビザの発給については、平成 	<p>外務大臣</p>

	ンド向けの数次ビザの発給を開始する。	26年7月に開始した。	
外国人の長期滞在を可能とする制度の創設	海外富裕層を対象とした長期滞在を可能とする制度について、観光目的による滞在期間を最長1年とする方向で、制度案について関係省庁間で協議を進め、平成26年夏までに成案を得た後、必要な措置を講じ、平成27年度からの実施を目指す。	平成27年度からの実施を目指し、産業競争力会議における議論も踏まえ、制度案について、関係省庁間で調整を行っている。 (参考：実行計画2015) 海外富裕層を対象とした長期滞在を可能とする制度について、産業競争力会議における議論も踏まえ、関係省庁と調整を行いつつその具体的な内容を早急に確定させるとともに、必要な措置を講じ、平成27年度早期に実施する。	法務大臣

3. 「国際展開戦略」 関連

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「2018 年までに、FTA 比率 70%（2012 年：18.9%）を目指す」【107】
 ⇒2015 年 1 月時点：22.6%
 ※日本の貿易総額に占める、2015 年 1 月時点における EPA/FTA 発効済・署名済の国との貿易額の割合（2013 年貿易額ベース）
 ※8 の経済連携交渉を早期妥結に向け推進中

《KPI》「2020 年に 30 兆円（2010 年：10 兆円）のインフラシステムの受注を実現する」【111】
 ⇒主要案件の積み上げにより各府省が金額を把握できた 2013 年の受注金額は約 9.3 兆円と、2012 年の約 3.2 兆円から大幅に増加
 ※KPI は統計値等を元に集計。「事業投資による収入額等」も含む。

《KPI》「2018 年度までに放送コンテンツ関連海外市場売上高を現在（2010 年度）の約 3 倍に増加させる」【115】
 ⇒2013 年度：105.7 億円

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
経済連携の推進	TPP 交渉の早期妥結に向けて引き続き取り組むとともに、RCEP、日中韓 FTA、日 EU・EPA などの経済連携交渉を同時並行で戦略的かつスピード感を持って推進していく。	平成 26 年 7 月に日・モンゴル EPA が大筋合意に至り、同年 12 月に日・トルコ EPA 交渉が開始された。また、平成 27 年 1 月に日豪 EPA が発効した。 (参考：実行計画 2015) TPP 交渉の早期妥結に向けて引き続き取り組むとともに、RCEP、日中韓 FTA、日 EU・EPA などの経済連携交渉を同時並行で戦略的かつスピード感を持って推進していく。	内閣総理大臣 (経済再生担当大臣) 外務大臣 財務大臣 農林水産大臣 経済産業大臣
インフラ輸出・資源確保	テロ・戦争等によるリスク、海外子会社による当該国内や第三国との取引に係るリスク、海外プロジェクトへの資金供給に係るリスクの引受を図るため、必要な法的措置を速やかに講じ	平成 26 年通常国会で貿易保険法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 19 号）が成立し、貿易保険の機能の見直しにより、本邦企業が国際的な事業展開を安定的に行え	経済産業大臣

	る。	る環境を整備した。	
	<p>海外において交通事業又は都市開発事業を行う者等に対し資金の供給、専門家の派遣その他の支援を行うことを目的とする「株式会社海外交通・都市開発事業支援機構（仮称）」に関し、その設立、機関、財政上の措置等を定めるため、必要な法的措置を速やかに講じる。</p>	<p>平成 26 年通常国会で株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法(平成 26 年法律第 24 号) が成立し、平成 26 年 10 月に機構が設立された。</p>	国土交通大臣
国家戦略特区の加速的推進	<ul style="list-style-type: none"> 国家戦略特別区域法に基づき設置された国家戦略特別区域諮問会議における審議等を経た上で、平成 26 年の早期に国家戦略特別区域基本方針を策定するとともに、同年 3 月を目途に国家戦略特区を指定する。 その後、特区ごとに、国家戦略特別区域会議を早急に立ち上げるとともに、国・地方自治体・民間が三者一体で作成する、具体的な規制の特例措置等を定めた国家戦略特別区域計画の認定を行う。また、更なる法的措置の必要性についても検討する。(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> 国家戦略特別区域基本方針を平成26年2月に策定するとともに、3月に6区域(東京圏・関西圏・新潟県新潟市・兵庫県養父市・福岡県福岡市・沖縄県)の国家戦略特区を決定し、5月に区域を定める政令を公布・施行した。 6月23日開催の関西圏区域会議を皮切りに、10月までに6特区全てにおいて区域会議を立ち上げ、区域計画の作成に向けた検討等を行った。9月9日には養父市及び福岡市の区域計画を認定し、その後、関西圏、東京圏及び新潟市の区域計画も認定したところであり、特例措置等を活用した事業を推進している。また、平成26年臨時国会に、創業や家事支援に携わる外国人が日本で活躍できる環境の整備や、公立学校の運営を民間に開放し、多様な価値に対応した公教育を可能にする特例措置等を内容とする国家戦略特別区域法等の改 	内閣総理大臣 (内閣府特命担当大臣(国家戦略特別区域))

正案を提出した。(再掲)

(参考：実行計画 2015)

平成26年臨時国会において、審議未了により廃案となった、創業や家事支援に携わる外国人が日本で活躍できる環境の整備や、公立学校の運営を民間に開放し、多様な価値に対応した公教育を可能にする特例措置等を内容とする国家戦略特別区域法等の改正案について、一層大胆な規制改革メニューを追加し、必要な法的措置を速やかに講じる。

改革のスピードを加速させるため、『日本再興戦略』改訂2014』及び「国家戦略特区における追加の規制改革事項等について」(平成26年10月10日国家戦略特別区域諮問会議取りまとめ)の記載事項並びに平成26年夏の全国提案を踏まえ規制改革等を行うべきもののうち、法改正を要しないものは、遅くとも平成26年度内に実現する。

また、「志の高い、やる気のある地方の自治体」が、規制改革により地方創生を実現できるよう、国家戦略特区を更に進化させ、手続の簡素化や専門家の派遣など国が総合的な支援を行う「地方創生特区」を、平成27年春を目途に、新たに指定する。

さらに、遠隔医療、自動飛行等の「近未来技術に関する

		実証プロジェクト」と、その実現のための「制度的制約・大胆な規制改革」を検討した上で、「地方創生特区」の指定も念頭に、自治体とのマッチングを図る。	
	<ul style="list-style-type: none"> 雇用ルールの特化の観点からの雇用指針の作成を含め、「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」（平成 25 年 10 月 18 日日本経済再生本部決定）に関連する政省令等を整備し、平成 26 年 4 月からの同法の本格施行に備える。（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> 国家戦略特別区域法に基づき、雇用ルールの明確化のため、労働関係の裁判例の分析・類型化による雇用指針を定めるなど、平成 26 年 4 月までに国家戦略特区における規制改革等を実現するための政省令等を整備した。福岡市では 11 月、関西圏及び東京圏では平成 27 年 1 月に雇用労働相談センターを開設。（再掲） 	<p>内閣総理大臣 （内閣府特命担当大臣（国家戦略特別区域））</p> <p>総務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 国土交通大臣</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 特区における事業を支援するため、即時償却を含む投資を促進する税制の創設を「平成 26 年度税制改正の大綱」において決定した。このために必要な法的措置を速やかに講じる。（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年通常国会で、税制改正法が成立し、特区における事業支援のための税制の創設を行った。（再掲） 	<p>内閣総理大臣 （内閣府特命担当大臣（国家戦略特別区域））</p> <p>総務大臣 財務大臣</p>
新たな政府横断的クールジャパン推進体制の構築	クールジャパン機構によるリスクマネーの供給により、事業案件組成等を逐次実施する。	<p>クールジャパン機構は、平成 26 年 9 月に設立後初となる投資案件の決定を行い、同年 12 月末までに、「メディア・コンテンツ」、「食・サービス」、「ファッション・ライフスタイル」等の分野において、計 8 件の案件を決定した。</p> <p>（参考：実行計画 2015）</p> <p>クールジャパン機構によるリスクマネーの供給により、事業案件組成等を逐次実施す</p>	経済産業大臣

三. KPI レビューの実施

「日本再興戦略」及び「『日本再興戦略』改訂2014」により、117のKPIが設定されているが、これらの各KPIについて、平成26年9月18日の第19回産業競争力会議において、その進捗状況等を踏まえて、A、B、F、Nの4種類に区分した。

目標達成期間に対する経過期間の割合以上に、KPIが目標達成に向けて進捗しているものをA、AほどKPIが進捗していないものをB、施策の実行自体がKPIとなっており、年度ごと施策の実施状況を確認するものをF、今後、データが得られるため、現時点で評価困難なもの（今後、データが得られ次第評価を行う）をNとした。

これらに関して、B区分としたものを中心として、何が足りないのか、改善の必要はあるのか等について、実行実現点検会合の場や内閣官房日本経済再生事務局と各担当省庁の間において議論（KPIレビュー）を行った。以下は、KPIレビューを行ったKPIとその議論の概要である。

また、117の各KPIの現状における進捗（A、B、F、Nの区分）及び進捗の詳細については、別添において取りまとめており、117の各KPIの進捗状況については、A区分43、B区分18、F区分17、N区分39となっている。

KPI	KPI レビューの概要
2014年度末までに約20万人分、2017年度末までに約40万人分の保育の受け皿を拡大し、待機児童の解消を目指す【11】	「待機児童解消加速化プラン」に基づいて、平成25年度は約72,000人分の保育の受け皿を確保し、平成26年4月の待機児童数は、前年に比べ1,370人減少したが、保育の拡大量ほどには待機児童が減っていない。これは、保育所等の整備が進むにつれ就労しやすい環境が整うことにより、潜在化していた需要が新たに顕在化していることなどによるものと考えられる。子ども・子育て支援法に基づき各市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に今後必要となる保育の受け皿の整備量を定めることとしており、その全国集計結果を踏まえ、「待機児童解消加速化プラン」についても必要に応じ見直しを行う。
2020年：男性の育児休業取得率13%【14】	男性の育児休業取得率については、直近の平成25年度の実績が2.03%と極めて低い状況にある。男性が取得しなかった理由としては、育児休業を取得しづらい職場の雰囲気や収入の減少といった経済的な理由が挙げられている。改正次世代育成支援対策推進法に基づく企業の仕事と子育ての両立支援の取組の促進、男性が育児にかかわることについての社会的気運を醸成するため、イクメンプロジェクトの推進、平成26年4月から施行された育児休業給付金の給付割合の引き上げの周知などの施策により、男性の育児休業取得率の目標達成に向けた更なる取組を進めていく。
2020年に指導的地位に	100人以上の民間企業における課長相当職以上に占める女性の割合

<p>占める女性の割合 30% 【15】</p>	<p>は、平成 24 年の 6.9%から平成 25 年には 7.5%へと着実に改善が見られているが、未だ管理職に占める女性の割合は 1 割にも満たない。出産などの機会に仕事を離れる人が多く、女性の就業継続年数が短いことなどに要因がある。有価証券報告書における役員の女性比率の記載の義務付け、コーポレートガバナンスに関する報告書における女性登用状況等の記載促進などの取組を行い、社会全体の意識改革に取り組んでいる。また、国・地方公共団体、民間事業者に対し、数値目標の設定を含めた女性の活躍推進のための行動計画の策定等を求めるべく、必要な法的措置を速やかに講じるなど、引き続き、女性の活躍推進に向けた取組を加速化していく。国家公務員については、平成 26 年 10 月に取りまとめた「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」に基づき、平成 26 年末を目途に各府省等が取組計画を策定・公表することとしている。</p>
<p>2020 年：若年フリーター 124 万人（2012 年：180 万人）【19】</p>	<p>フリーター数はピーク時の 217 万人に対し、平成 25 年は 182 万人と減っている。ハローワークでのフリーター等に対する正規雇用化の取組は一定の成果を上げているものの、更に取組を推進していく必要があるため、フリーターの現状に係る周知・啓発も含めて、フリーター等の正規雇用化を推進していく。また、一定の要件を満たした人材育成に取り組んでいる企業を認定するなど、総合的かつ体系的な若年雇用対策について、必要な法的措置を速やかに講じる。</p>
<p>2018 年 国際バカロレア認定校（現在 16 校）等を 200 校【31】</p>	<p>国際バカロレアの認定には、実際に候補校申請を行ってから 2 年程度を要すること等を考慮する必要があるが、KPI 達成のためには、平均すると、平成 30 年までの 5 年間で毎年 37 校のペースで認定校等（候補校を含む。）の増加が必要とされる。一方で、国際バカロレアの認定校等については、平成 25 年 6 月時点の 19 校から平成 26 年 10 月現在で 33 校と、1 年強で 14 校の増加となっている。文部科学省からは、日本の大学において、国際バカロレアの学習成果を考慮した入試が極めて限られていたことが大きな課題であるため、平成 25 年以降、国際バカロレアを活用した入試の導入を各大学に積極的に働きかけてきている旨の説明があった。また、並行して、国際バカロレアの授業や試験科目を英語だけでなく、一部日本語でも実施可能とするプログラム（「日本語 DP」）の開発も進めており、これらの取組を通じて、各学校において、国際バカロレアの導入機運を高め、引き続き目標達成を図っていきたい旨の説明があった。</p>
<p>2020 年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国 3 位以内に入る【46】</p>	<p>2015 年 19 位（前年と同順位）。各項目における評価に概ね大きな変動はなく、前年同順位にとどまる。</p> <p>成長戦略においては、国家戦略特区の加速的推進、コーポレートガバナンス・コードの策定、物流システムの高度化等の施策により KPI 達成を目指している。世界銀行のビジネス環境ランキングにおいては、</p>

	<p>このような施策が実現された後に評価に反映されることから、成果については今後顕在化されるものと考えているところ。</p> <p>※ランキング手法の変更により、2014年時点での順位は15位から19位に修正。</p>
<p>2020年までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が3位以内に入る(2012年4位)【47】</p>	<p>2014年4位(前年と同順位)。「文化・交流」の項目では、海外からの訪問者数等で指数が上昇し、順位が8位から6位に上昇するほか、「居住」の項目では完全失業率等で指数が上昇し、順位が20位から17位へ上昇。一方、「環境」の項目においては、データ収集方法の見直しがあり順位が1位から9位へ下降。総合ランキングは、2位のパリとのスコア差を2年連続で僅かながら縮めているが、前年同順位にとどまる。</p> <p>成長戦略においては、首都圏空港の機能強化、国家戦略特区の加速的推進、インバウンド(訪日外国人旅行者)の飛躍的拡大に向けた取組、知的財産・標準化戦略の推進等の施策によりKPI達成を目指している。また、2020年のオリンピック・パラリンピックを契機とした動きにより、目標達成において重要となる「文化・交流」におけるスコア改善も期待される。海外からの訪問者数の増加など、既に成長戦略の成果が一部反映されているが、今後更に成果の顕在化が加速するものと考えているところ。</p>
<p>2020年までに健診受診率(40～74歳)を80%(特定健診を含む)【67.7%(2010年度)】【62】</p>	<p>過去20年間の健診受診率(40～74歳)はほぼ横ばいとなっている。健診受診率を高めるためには、更なる普及啓発が必要。地域・職域連携の推進等による特定健診・がん検診の受診率向上のための方策(普及啓発を中心としたスマート・ライフ・プロジェクト、医療保険者におけるデータ分析に基づく保健事業(データヘルス)の実施など)の更なる推進を図る。設定したKPIについては、2013年度以降に開始した取組もあるため、2016年の国民生活基礎調査による調査結果等も踏まえ、評価・検討を行う。</p>
<p>ロボット介護機器の市場規模、2020年に約500億円。2030年に約2,600億円【約10億円(2012年)】【74】</p>	<p>ロボット介護機器の市場規模は、調査対象が限られていたこともあり2013年は約5.3億円にとどまったが、民間調査機関の推計では、約60億円から170億円程度とされている。さらに、経済産業省で実施中の実証事業により、平成26年度中に3,000台以上(約40億円相当)のロボット介護機器が現場に導入される見込み。KPIの達成に向けて、引き続き、ロボット介護機器の本格導入に向け、関係省庁が連携して取り組む。</p>
<p>蓄電池、2020年に世界市場の5割獲得【82】</p>	<p>リチウムイオン電池はもはや日本が優位とは言えず、ポストリチウムイオン電池について世界各国が激しい競争を行っている中で、シェア50%獲得との目標は極めてハードルが高いのではないかとの指摘がある。また、シェア獲得に拘りすぎるあまりに、収益性を犠牲にしては本末転倒であり、きちんとした利益を確保することが基本である。</p>

	<p>用途として、系統用、定置用、車載用で、競争上の鍵となる要素も変わることから、国内マーケットの拡大や価格等の指標も含め、それぞれの用途ごとに将来の競争状況を念頭に置いた KPI の検討を急ぐべきである。</p> <p>さらに、利益の確保のためには、最終製品としての蓄電池という視点だけでなく、日本の競争力が優れた「部材」開発力にある点に目を向け、先端的な部材の開発、供給を通じた市場支配力の強化の視点から、ビジネスモデルを構築することが必要である。</p>
<p>家庭用燃料電池（エネファーム）は、2020 年に 140 万台、2030 年に 530 万台の普及を目指す【91】</p>	<p>早期に投資回収期間 10 年を下回る水準までイニシャルコストを低減させることを現在の KPI とは別に目標として設定すべきである。</p>
<p>今後 10 年間で全農地面積の 8 割が担い手によって利用される【97】</p>	<p>本 KPI については、今後データが得られるため現時点で評価困難とされた（N 評価）ことから、データ集計の進捗と今後の対応方針について確認を行った。その結果、これまで都道府県ごとに異なっていた、担い手への集積割合を検証するデータについて、今後国として統一することとし、それを受けて、農林水産省本省において、新しい基準における平成 25 年までのデータについて、報告結果を集計し、平成 27 年 1 月に公表した。また、KPI の進捗を評価する平成 26 年のデータは、平成 27 年春先（4 月を目途）に把握される予定。あわせて、KPI の実現に向け、引き続き、農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化を推進するという対応方針が示された。</p>
<p>今後 10 年間で産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを現状全国平均比 4 割削減する【98】</p>	<p>本 KPI については、今後データが得られるため現時点で評価困難とされた（N 評価）ことから、データ集計の進捗と今後の対応方針について確認を行った。その結果、これまで不明確だった担い手の生産コストの集計対象として、①認定農業者のうち、農業就業者 1 人当たりの稲作に係る農業所得が他産業所得と同等になる個別経営体（水稲作付面積 15ha 以上層）、②米の販売金額が第 1 位となる稲作主体の組織法人経営体（平均水稲作付面積約 27ha）を採用することとし、最新のデータについては、①については、平成 26 年 12 月上旬、②については、平成 26 年 12 月下旬までに集計、公表された。あわせて、KPI の実現に向け、引き続き、農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化を推進するとともに、新品種・新技術の導入や農業機械費、肥料費などの物財費削減のための取組を推進するという対応方針が示された。</p>
<p>今後 10 年間で法人経営体数を 2010 年比約 4 倍の 5 万法人とする【99】</p>	<p>本 KPI については、目標達成に向けて進捗が十分でないと言われた（B 評価）ため、原因分析及び今後の対応方針について議論を行った。その結果、原因分析として、平成 22 年度から全ての販売農家を対象に交付金を支払う施策が実施されたが、これには、農地の流動化を遅らせる</p>

	<p>側面があり、法人化のペースも加速されなかったことが示された。あわせて、KPIの実現に向け、都道府県、農業法人協会、農業経営者団体等と連携して法人化を推進する体制を整備し、法人化推進のターゲットとなるべき経営規模が比較的大きい個別経営体に対しての働きかけ等を行っているところであり、こうした取組を推進していくという対応方針が示された。</p>
<p>6次産業化の市場規模を現状の1兆円から、2020年に10兆円にする【100】</p>	<p>本KPIについては、今後データが得られるため現時点で評価困難とされた（N評価）ことから、データ集計の進捗と今後の対応方針について確認した。その結果、これまで不明確だった6次産業の市場規模の概念について、6次産業化をめぐる環境の変化等に伴い、農林漁業者による加工・直売の取組に加え、農林漁業者と多様な事業者が連携して地域資源を活用し、新たな付加価値を生み出そうとする取組も含めるなど、その射程について見直す必要が生じているため、現在行われている「食料・農業・農村基本計画」の見直しの中で検討がなされるとともに、10兆円目標に向けた分野ごとの対応方向についても検討がなされることとされた。</p>
<p>酪農について、2020年までに6次産業化の取組件数を500件に倍増させる【101】</p>	<p>本KPIについては、今後データが得られるため現時点で評価困難とされた（N評価）ことから、データ集計の進捗と今後の対応方針について確認した。その結果、平成27年度からの実施に向け、①指定団体との生乳取引の改善や、②乳業施設の設置規制の緩和について、前倒しして措置したところであり、現在、6次産業化の取組を支援するこれらの仕組みが円滑に開始されるよう、関係団体や生産者へ施策内容の周知等を行っていることが示された。今後、優良事例・先進事例集等を活用し、引き続き取組件数の拡大を図ることとされた。</p>
<p>2020年までの、「輸出額及び現地法人売上高」の2011年比：「中国・ASEAN等」2倍【108】</p>	<p>KPIを達成できなかった要因には、目標値の前提となる経済成長予測の下方修正や、主な海外展開先における個別事情等が影響したとの報告があった。「日本再興戦略」に基づく関連施策は2014年度から実施され、今回の評価時点（輸出額は2013年、現地法人売上高は2012年度）では施策の効果がいまだ発現していない段階にあるところ、</p>
<p>2020年までの、「輸出額及び現地法人売上高」の2011年比：「南西アジア、中東、ロシア・CIS、中南米地域」2倍【109】</p>	<p>後は、各地域において我が国企業の製品・技術等が受け入れられやすい社会環境の整備や、現地日本商工会による現地政府へのロビイング実施体制の強化、海外市場開拓のためのJETRO等を活用した販路拡大支援、さらに経済連携交渉の早期妥結、国内産業の生産性の向上等を総合的に進めていくことが重要との報告がなされた。</p>
<p>2020年までの、「輸出額及び現地法人売上高」の2011年比：「アフリカ地域」3倍【110】</p>	<p>KPIの進捗に関しては、海外現地の事情以外に、為替が円安方向へ動く中でも、輸出額の増加が見られないことにより本質的な要因の分析、実態把握が必要との議論がなされた。</p> <p>輸出額と現地法人売上高の各々の進捗を測る現状のKPIの立て方については、今後の海外現地生産や国内への生産回帰の見通し等につき</p>

	<p>市場や業種ごとなどの分析を行い、十分に議論の上、検討を進める必要があるとの議論がなされ、KPI の在り方について検討を進めることとされた。</p>
<p>2018 年度までに放送コンテンツ関連海外市場売上高を現在（2010 年度）の約 3 倍に増加させる【115】</p>	<p>本 KPI については、毎年定額（年 16.6 億円）で増加するとした場合の目標値 116 億円には達しないが、定率（年 14.72%）で増加するとした場合の目標値 100 億円は超えており、着実に成果を得ていることから、今後も関係省庁、BEAJ（一般社団法人放送コンテンツ海外展開促進機構）をはじめとする関係機関がよく連携し、オールジャパン体制で継続したコンテンツ海外展開を促進していくことが重要であるとの報告がなされた。</p>
<p>2020 年における対内直接投資残高を 35 兆円へ倍増（2012 年末時点 17.8 兆円）【117】</p>	<p>対日投資案件の発掘・誘致活動の強化の取組等が着実に進んでいるが、これらの効果が発現し、対日直接投資残高の増加に結び付くには一定の時間を要するところ、対日直接投資拡大のため、外国企業のニーズを踏まえ、国内事業環境を一層改善していくことが必要であり、対日直接投資推進会議を司令塔として、必要な制度改革や支援措置の強化に取り組んでいくとの方針が確認された。</p> <p>設定された KPI は、経済環境の変化等を勘案しながら、対日直接投資拡大に向けた取組と成果の評価を行いにくい指標との議論があり、KPI の在り方について検討を進めることとされた。</p>

四. 成長戦略関連の法律

日本再興戦略及び「『日本再興戦略』改訂 2014」に掲げられた施策に関連する法律（閣法）について、第 185 回国会（平成 25 年臨時国会）において 9 本、第 186 回国会（平成 26 年通常国会）において 30 本、第 187 回国会（平成 26 年臨時国会）において 5 本成立しているところ。

国会回次	成立した成長戦略関連の法律の数
第 185 回国会（平成 25 年臨時国会）	9 本
第 186 回国会（平成 26 年通常国会）	30 本
第 187 回国会（平成 26 年臨時国会）	5 本

成立した成長戦略関連の法律は、以下の通り。

（1）第 185 回国会（平成 25 年臨時国会）

- ・電気事業法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 74 号）
- ・農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成 25 年法律第 81 号）
- ・薬事法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 84 号）
- ・再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成 25 年法律第 85 号）
- ・産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）
- ・農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）
- ・農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成 25 年法律第 102 号）
- ・薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 103 号）
- ・国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）

（2）第 186 回国会（平成 26 年通常国会）

- ・独立行政法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 1 号）
- ・地方税法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 4 号）
- ・所得税法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 10 号）
- ・雇用保険法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 13 号）
- ・貿易保険法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 19 号）
- ・株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法（平成 26 年法律第 24 号）
- ・電波法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 26 号）
- ・短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 27 号）

- ・次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 28 号)
- ・中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 30 号)
- ・内閣府設置法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 31 号)
- ・港湾法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 33 号)
- ・特許法等の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 36 号)
- ・都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 39 号)
- ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 41 号)
- ・金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 44 号)
- ・健康・医療戦略推進法(平成 26 年法律第 48 号)
- ・独立行政法人日本医療研究開発機構法(平成 26 年法律第 49 号)
- ・道路法等の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 53 号)
- ・独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 66 号)
- ・電気事業法等の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 72 号)
- ・出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 74 号)
- ・農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 77 号)
- ・農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成 26 年法律第 78 号)
- ・地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成 26 年法律第 83 号)
- ・特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(平成 26 年法律第 84 号)
- ・学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 88 号)
- ・会社法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 90 号)
- ・小規模企業振興基本法(平成 26 年法律第 94 号)
- ・商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 95 号)

(3) 第 187 回国会（平成 26 年臨時国会）

- ・ 関税暫定措置法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 110 号）
- ・ 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律（平成 26 年法律第 112 号）
- ・ 地域再生法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 128 号）
- ・ まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）
- ・ 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法（平成 26 年法律第 137 号）

※ 議員立法として、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）が成立している。

(別添)

KPIの進捗状況について

「日本再興戦略」及び「『日本再興戦略』改訂2014」(以下「戦略」という。)に掲げられたKPIについて、現時点において、下記の方法により、その進捗状況をまとめたものである。

- 「KPI」の欄は、戦略の中短期工程表に掲げられたKPIを記載。
- 「主担当省庁」の欄は、施策群ごとに設定されたKPIの実現に特に関わる省庁名等を記載。
- 「KPIの出典」の欄は、KPIの数値の根拠となる統計名、調査名等を記載。
- 「最新の数値」の欄は、KPIの最新の数値を、時期(カッコ書き)とともに記載。
- 「KPIの進捗」の欄は、以下の区分により整理。
 - A：目標達成期間に対する経過期間の割合以上に、KPIが目標達成に向けて進捗しているもの
 - B：AほどKPIが進捗していないもの

F：施策の実行自体がKPIとなっており、年度ごと施策の実施状況を確認するもの
(KPIの例)遅くとも2020年を目途に電力システム改革を完了する。

N：今後、データが得られるため、現時点で評価困難なもの(今後、データが得られ次第評価を行う)

- 「KPIの進捗の詳細」の欄は、「KPIの進捗」の評価の理由等を記載。

緊急構造改革プログラム（産業の新陳代謝の促進）

施策群：民間投資の活性化

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	担当省庁
1	今後3年（2015年度まで）の内に、リーマンショック前の水準（年間約70兆円（2007年までの5年間平均））に回復させることを目指す	約68.2兆円 （2013年度）	A	設備投資水準は2012年度に64.9兆円であったところ、2013年度は68.2兆円となっている。目標達成期間が3年となっており、2012年度の64.9兆円から、2015年度の約70兆円に引き上げるため、2013年度においては3分の1の進捗である66.6兆円が望まれるところ、これを上回っている。	内閣府「国民経済計算」	経済産業省

緊急構造改革プログラム（産業の新陳代謝の促進）

施策群：ベンチャー投資・再チャレンジ投資の促進

ベンチャー創造の好循環の実現

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
2	開業率が廃業率を上回る状態にし、 開業率・廃業率が米国・英国レベル （10%台）になることを目指す （開業率・廃業率ともに4.5%（2004 年度～2009年度の平均値））	開業率：4.8% 廃業率：4.0% （2013年度）	N	開業率・廃業率は2012年度に4.6%・3.8%であったところ、2013年度は4.8%・4.0%となっており、それぞれ上昇傾向にあることから、各施策の効果により新陳代謝の促進が図られていることが伺える。 〔なお、本KPIの達成に向けては、政府の施策だけでなく、社会の起業に対する意識の改革も必要とするため、あらかじめ期限が決められていない。〕	厚生労働省「雇用保険事業年報」	経済産業省

雇用制度改革・人材力の強化
施策群：行き過ぎた雇用維持型から労働移動支援型への政策転換 民間人材ビジネスの活用によるマッチング機能の強化

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
3	失業期間6か月以上の者の数を今後5年間（2018年まで）で2割減少（2012年：151万人）	142万人 （2013年）	N	<p>当該KPIの達成期間は2014年～2018年であるところ、最新の数値は2013年の数値であるため、現時点では、評価困難である。</p> <p>なお、最新の数値（2013年）は142万人と2012年の151万人と比較して9万人の減少となった。</p>	総務省「労働力調査」	厚生労働省
4	転職入職率（パートタイムを除く一般労働者）を今後5年間（2018年まで）で9%（2011年：7.4%）	8.7% （2013年）	N	<p>当該KPIの達成期間は2014年～2018年であるところ、最新の数値は2013年の数値であるため、現時点では、評価困難である。</p> <p>なお、最新の数値（2013年）は8.7%と2012年の7.7%と比較して1ポイントの上昇となった。</p>	厚生労働省「雇用動向調査」	厚生労働省
5	2020年 ・20歳～64歳の就業率80% （2012年：75%）	76.4% （2013年）	A	<p>目標達成時期が2020年で、目標達成期間が8年であるところ、「最新の数値」の時点で1年が経過。20歳～64歳の就業率は75.2%から76.4%まで上昇しており、KPI達成のため現時点で必要である75.6%を上回った。</p>	総務省「労働力調査」	厚生労働省

雇用制度改革・人材力の強化

施策群：行き過ぎた雇用維持型から労働移動支援型への政策転換

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	担当省庁
6	・産業雇用安定センターの機能強化や民間人材ビジネスの活用により、今後3年以内(2017年まで)で2万人の失業なき労働移動を支援(2013年度：1万人)	1万人 (2013年度)	N	産業雇用安定センターについては、あっせん担当者の体制整備や、出向・移籍対象者に対するキャリア・コンサルティングの実施等により、機能強化を行っているところ。 ただし、これらの取組は2014年3月から着手したところであり、現時点では、評価困難である。	厚生労働省調べ	厚生労働省
7	・今後3年間(2017年まで)で公共職業訓練の委託を受ける民間教育訓練機関及び求職者支援訓練の認定を受ける民間教育訓練機関のうち、職業訓練サービスガイドライン研修を受講した者等の割合を100%とすることを旨とする	—	N	職業訓練サービスガイドライン研修については、2014年4月から実施しているところであり、現時点では、進捗状況についての評価は困難である。 なお、当該研修は実施地域を順次拡大しており、2014年12月までに38都道府県で実施したところ。2015年1月以降も順次拡大し、全国の都道府県で実施予定。	厚生労働省調べ	厚生労働省
8	・今後5年間(2019年まで)で地域において職業訓練の質を検証・改善する仕組みを47都道府県に展開することを旨とする	10 都道府県 (2014年度)	N	地域において職業訓練の質を検証・改善する仕組みについては、企業・業界団体、民間教育訓練機関、行政機関が協働して、企業ニーズ等を踏まえたより就職可能性を高めるための職業訓練コースの開発・検証を行う事業を2014年6月から創設したところであり、現時点での評価は困難である。ただし、10都道府県で既に事業を実施しているところ。	厚生労働省調べ	厚生労働省

雇用制度改革・人材力の強化
施策群：多様な働き方の実現

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	担当省庁
5 (再掲)	2020 年 ・ 20 歳～64 歳の就業率 80% (2012 年：75%)	76.4% (2013 年)	A	目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が 8 年であるところ、「最新の数値」の時点で 1 年が経過。20 歳～64 歳の就業率は 75.2%から 76.4%まで上昇しており、KPI 達成のため現時点で必要である 75.6%を上回った。	総務省「労働力調査」	厚生労働省

雇用制度改革・人材力の強化

施策群：女性の活躍促進

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
9	・2013、2014 年度で約 20 万人分の保育の受け皿を整備	保育 拡 大 量 は、約 19.1 万 人であり、保 育の受け皿の 増加分のみを 積み上げた場 合の保育拡大 量は、約 20.1 万人（2013 年 度、2014 年度） （見込み）	A	2014 年 9 月 12 日に公表した集計結果（2014 年 5 月末時点）では、2013、2014 年度の 2 か年の保育拡大量は約 19.1 万人となっており、保育の受け皿の増加分のみを積み上げた場合の保育拡大量は、約 20.1 万人であることから、順調に推移している。	『『待機児童解消加速化プラン』集計結果を公表』（平成 26 年 9 月 12 日厚生労働省発表資料）	厚生労働省
10	・上記と合わせて、2013～2017 年度で約 40 万人分の保育の受け皿を整備					
11	・2017 年度末までの待機児童解消を目指す（2012 年 4 月 1 日現在：24,825 人）	21,371 人 (2014 年 4 月 1 日現在)	B	目標達成時期が 2017 年度末で、目標達成期間が 6 年であるところ、「最新の数値」の時点で 2 年が経過。待機児童数は 24,825 人から 21,371 人まで減少したものの、目標達成に向けて毎年同じペースで待機児童が減少すると仮定した場合、単純計算では 16,550 人まで減少している計算になるため、KPI が目標達成に向けて順調に推移しているとは言えないが、推移を注視することが必要。	厚生労働省「保育所関連状況取りまとめ」	厚生労働省

12	2020年 ・25歳～44歳の女性就業率73% (2012年：68%)	69.5% (2013年時点)	A	目標達成時期が2020年で、目標達成期間が8年であるところ、「最新の数値」の時点で1年が経過。女性就業率は68%から69.5%まで上昇しており、KPI達成のため現時点で必要な値である68.6%を上回った。	総務省「労働力調査」	厚生労働省
13	・第1子出産前後の女性の継続就業率：55% (2010年：38%)	38% (2010年時点)	N	2015年に「最新の数値」を得られる予定であり、現段階で評価は困難であるが、本KPIとの関連が深い「整理No.12」の状況から推測すると、取組状況は順調であると考えられる。	国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」	厚生労働省
14	・男性の育児休業取得率：13% (2011年：2.63%)	2.03% (2013年時点)	B	目標達成時期が2020年で、目標達成期間が9年であるところ、「最新の数値」の時点で2年が経過。男性の育児休業取得率は2.03%と、「日本再興戦略」策定前の2.63%を下回っているが、現時点で、4.93%まで上昇していることが望ましいため、進捗が不十分であり、施策の更なる推進等が必要。	厚生労働省「雇用均等基本調査」	厚生労働省
15	・指導的地位に占める女性の割合を2020年までに少なくとも30%程度	・女性労働者の役職別管理職比率（課長級以上）7.5% (2013年)	B	目標達成時期が2020年で、目標達成期間が8年であるところ、「最新の数値」の時点で1年が経過。女性労働者の役職別管理職比率（課長級以上）は、6.9%から7.5%まで上昇したものの、単純計算すれば、現時点で、9.8%まで上昇している計算となり、また、第3次男女共同参画基本計画に定める目標（平成27年度末10%程度）との関係に照らしても、進捗が十分とは言えず、施策の更なる推進等が必要。	厚生労働省「賃金構造基本統計調査」	内閣府(男女)

		・女性国家公務員の本省課室長相当職以上に占める割合 : 3.3 % (2014年9月)		目標達成時期が2020年で、目標達成期間が96月であるところ、「最新の数値」の時点で20月が経過。女性国家公務員の本省課室長相当職以上に占める割合は、2.7%から3.3%まで上昇したものの、単純計算すれば、現時点で、8.4%まで上昇している計算となり、また、第3次男女共同参画基本計画に定める目標(平成27年度5%程度)との関係に照らしても、進捗が十分とは言えず、施策の更なる推進等が必要。	内閣官房内閣人事局・人事院「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業の取得状況のフォローアップ」	
16	・放課後児童クラブについて、2019年度末までに約30万人分を新たに整備する	—	N	2014年度内に市町村に対して行動計画の策定を求めることとなっており、現段階で評価は困難。	放課後子ども総合プランに基づき市町村が策定する行動計画	厚生労働省
17	・国全体で必要となる保育士数及び期限を明示した上で「保育士確保プラン」を策定する	—	A	「待機児童解消加速化プラン」の確実な実施のため、子ども・子育て支援新制度において国全体で必要となる保育士数を明らかにした上で、数値目標と期限を明示し、人材育成や再就職支援等を強力に進めるための「保育士確保プラン」を本年1月14日に策定した。	厚生労働省「保育士確保プラン」	厚生労働省

雇用制度改革・人材力の強化

施策群：若者・高齢者等の活躍促進

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
18	2020 年 ・20～34 歳の就業率：78%	75.4%（2013 年時点）	A	目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が 8 年であるところ、「最新の数値」の時点で 1 年が経過。20～34 歳の就業率は 74.4%から 75.4%まで上昇しており、KPI 達成のため現時点で必要な値である 74.9%を上回った。	総務省「労働力調査」	厚生労働省
19	・若者フリーター124 万人 （ピーク時：217 万人） （2012 年：180 万人）	182 万人（2013 年時点）	B	目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が 8 年であるところ、「最新の数値」の時点で 1 年が経過。若者フリーターは、180 万人から 182 万人まで増加しており、現時点で、173 万人まで減少していることが望ましいため、進捗が不十分であり、施策の更なる推進等が必要。	総務省「労働力調査詳細集計」	厚生労働省

雇用制度改革・人材力の強化

施策群：若者・高齢者等の活躍促進

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
20	2020 年 ・60 歳～64 歳の就業率：65% (2012 年：58%)	58.9% (2013 年時点)	A	目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が 8 年であるところ、「最新の数値」の時点で 1 年が経過。60～64 歳の就業率は 57.7%から 58.9%まで上昇しており、KPI 達成のため現時点に必要な値である 58.9%に到達し、概ね順調に推移している。	総務書「労働力調査」	厚生労働省
21	2020 年 ・障害者の実雇用率：2.0% (2012 年 6 月 1 日現在：1.69%)	1.82% (2014 年 6 月 1 日時点)	A	目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が 8 年であるところ、「最新の数値」の時点で 2 年が経過。障害者の実雇用率は 1.69%から 1.82%まで上昇しており、KPI 達成のため現時点に必要な値である 1.77%を上回った。	厚生労働省「障害者雇用状況報告」	厚生労働省

雇用制度改革・人材力の強化

施策群：高度外国人材の活用

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
22	・2017 年末までに 5,000 人の高度人材認定を目指す	2,326 件 (2014 年 11 月)	A	<p>2012 年 5 月の制度開始後、2013 年末までの累計認定件数は 845 件であったが、2013 年 12 月の制度改正後、新規認定件数が顕著に増加している。</p> <p>基点を制度改正後の 2014 年 1 月に設定した場合、目標達成時期が 2017 年末で、目標達成期間が 4 年であるところ、「最新の数値」の時点で 0.9 年が経過。</p> <p>目標達成まで残り 4,155 件のうち、2014 年 1 月～11 月に 1,481 件認定された。</p>	法務省入国管理局	内閣府 (運営)

雇用制度改革・人材力の強化

施策群：大学改革

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	担当省庁
23	・今後 10 年間（2023 年まで）で世界大学ランキングトップ 100 に我が国の大学が 10 校以上入ることを目指す	Times Higher Education 誌 “World University Rankings”2014-2015：2 校 Times Higher Education 誌 “World Reputation Rankings”2014：5 校 QS 社（Quacquarelli Symonds Ltd） “World University Rankings”2014	N	2013 年 11 月に国際水準の教育研究の展開、積極的な留学生支援、人事・給与システムの弾力化、ガバナンス機能の強化等を内容とする「国立大学改革プラン」を取りまとめた。「スーパーグローバル大学創成支援事業（26 年度予算：76.5 億円）」を新設。公募・採択を経て、2014 年 10 月より、国際化を徹底して進める大学の重点支援を開始。なお、上記を含めた具体的な取組は、2014 年度から開始されており、現段階での評価は困難である。	Times Higher Education “World University Rankings”、 “World Reputation Rankings”、QS “World University Rankings”、上海交通大学 “Academic Ranking of World Universities” 等	文部科学省

		: 5校 上海交通大学 “Academic Rankings of World Universities” 2014 : 3校				
24	・10年（2023年まで）で20以上の 大学発新産業創出を目指す	—	N	<p>2013年12月に成立した産業競争力強化法において国立大学法人等から大学発ベンチャー支援会社等への出資を可能とする制度が創設され、本年度から施行された。</p> <p>現在、大阪大学及び京都大学について、ベンチャー等支援会社の設立に係る計画（特定研究成果活用支援事業計画）の認定が行われるとともに、両大学の出資により、当該計画に基づき認定特定研究成果活用支援事業者たる株式会社が設立された。両大学は今後、投資事業有限責任組合を組成し、投資活動を開始する予定。また、東北大学及び東京大学に関しては、会社設立の準備を進めている段階である。</p> <p>今後、これらの大学が設立するベンチャー等支援会社が各大学の有する技術に関する研究成果を事業化していくこととなるため、現段階での評価は困難である。</p>	文部科学省調査	文部科学省
25	・年俸制又は混合給与対象者を、2014 年度は6,000人、2015年度は1万人	年俸制適用者 約 6,600人	A	国立大学運営費交付金において、年俸制導入促進費を創設（26年度：24億円）。2014年度の目標値を達成。2015	文部科学省調査	文部科学省

	規模とすることを目指す	(2014年10月現在)		年度に1万人規模の目標を達成できるよう、引き続き、各大学に働きかけを行っているところ。		
26	・2015年度末で各大学の改革の取組への配分及びその影響を受ける運営費交付金の額を3～4割とすることを目指す	21% (2014年度執行ベース)	A	2014年度予算において、学部・研究科等を越えた学内資源配分(予算、人材や施設・スペース等)の最適化、大学の枠を越えた連携、人材養成機能強化等の改革を促進するための経費を確保。 2014年度の各大学の改革の取組への配分及びその影響を受ける運営費交付金の額は、退職手当等の義務的経費を除いた運営費交付金等の額の21%を確保。 KPI達成のための現時点で必要な値となった。	文部科学省調査	文部科学省
27	・3年間(2016年まで)で1,500人程度の若手・外国人への常勤ポストの提示を目指す	約1,100人の若手・外国人の常勤ポストを確保できるよう予算措置 (2014年度執行ベース)	A	国立大学運営費交付金において、年俸制導入促進費を創設(26年度:24億円)し、国立大学教員の年俸制への切り替えを進めるとともに、国立大学改革強化推進補助金(26年度:138億円)において、若手・外国人研究者に対する教育研究環境整備費(スタートアップ支援)(上記138億円の内数)により支援。上記事業等で約1,100人分の若手・外国人の常勤ポストを確保できる予算を措置したことにより、目標達成期間の2年目において、KPI達成のための現時点で必要な値を上回った。3年目におけるKPI達成のため、引き続き、取組を進めていく。	文部科学省調査	文部科学省

雇用制度改革・人材力の強化

施策群：グローバル化等に対応する人材の強化

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	担当省庁
28	2020 年 ・海外への大学生等の留学を 6 万人から 12 万人に倍増	57,501 人 (2011 年現在)	N	<p>留学促進キャンペーン「トビタテ！留学 JAPAN」により若者の海外留学への機運醸成を図るとともに、日本人留学生の経済的負担を軽減するための官民が協力した新たな海外留学支援制度を創設（国費による支援人数を倍増（2014 年度：20,250 人（前年度：10,200 人））、民間資金を活用した奨学金制度の創設）。</p> <p>特に、民間資金を活用した海外留学支援制度「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」の第 1 期派遣留学生については、1,700 名（221 校）から応募があり、323 人（106 校）を選抜。2014 年 8 月末以降、順次海外留学開始。第 2 期派遣留学生（2015 年度前期に留学を開始する者）については本年 2 月に採否決定予定。今後、地域のグローバル化に貢献する人材等を育成するための新たな仕組みを構築予定。</p> <p>政府一丸となって若者の海外留学を促進するため、2014 年 4 月に関係府省庁において「若者の海外留学促進実行計画」を取りまとめ。</p> <p>我が国の大学と外国大学とのジョイント・ディグリー</p>	日本人の海外留学生者状況（文部科学省調べ）	文部科学省

				<p>を可能とするため、大学設置基準等を2014年11月に改正、施行。</p> <p>なお、上記を含めた具体的な取組は、2014年度から開始されており、現段階での評価は困難である。</p>		
29	<p>2020年</p> <p>・外国人留学生の受入れを14万人から30万人に倍増</p>	<p>135,519人</p> <p>(2013年5月1日現在)</p>	N	<p>2013年12月に「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受け入れ戦略」を取りまとめ、優秀な外国人留学生を戦略的に確保するための重点地域等を設定。</p> <p>併せて、国際化を徹底して進める大学を重点支援するための、「スーパーグローバル大学創成支援事業(2014年度予算:76.5億円)」を新設する等、我が国大学における留学生受け入れ環境の整備を図っている。</p> <p>2014年7月には、「留学生30万人計画の実現に向けた留学生の住環境支援の在り方に関する検討会報告書」を取りまとめ、今後の外国人留学生受入れのための住環境整備の在り方について整理。</p> <p>なお、上記を含めた具体的な取組は、2014年度から開始されており、現段階での評価は困難である。</p>	<p>(独)日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」</p>	<p>文部科学省</p>
30	<p>2017年</p> <p>・英語教員の英語力強化(TOEFL iBT 80程度等以上 中学校:28%から50%、高校52%から75%)</p>	<p>中学校28%、高校53%(2013年12月現在)</p>	N	<p>2014年度に実施する「英語教育実施状況調査」の結果を、2015年3月以降に取りまとめ、公表する予定であるため、現段階での評価は困難である。</p>	<p>英語教育実施状況調査</p>	<p>文部科学省</p>
31	<p>2018年</p> <p>・国際バカロレア認定校(現在16校)</p>	<p>33校(2014年12月現在)</p>	B	<p>KPIの達成に向けては、国際バカロレア(以下「IB」という。)の認定には、実際に候補校申請を行ってから2</p>	<p>文部科学省調べ</p>	<p>文部科学省</p>

	等を 200 校	※候補校 13 校 を含む。		<p>年程度を要することなどを考慮する必要があるが、仮に平均すると、2018 年までの 5 年間で毎年約 36 校のペースで認定校等（候補校を含む。）の増加が必要。</p> <p>これに対し、2013 年 6 月時点の 19 校（認定校 16 校、候補校 3 校）から 2014 年 12 月現在で 33 校（認定校 20 校、候補校 13 校）となり、約 1 年半の間で 14 校の増加となっている。</p> <p>KPI 達成に向けた取組として、日本語 DP（IB の科目の一部を日本語でも実施可能とするプログラム）について、国際バカロレア機構との間で、2013 年度に開発に着手するとともに、2014 年度に、その対象科目の拡充についても合意した。</p> <p>また、2013 年度以降、大学入試における IB の活用促進に取り組んできた結果、最近では、2014 年 9 月に公表された「スーパーグローバル大学創生支援」採択構想のほぼすべての大学において、IB を活用した入試を導入・拡大する方針が示されるなど、IB を活用した入試が拡大しつつある。</p>		
32	2018 年 ・大学・専門学校等での社会人受講者数を 5 年で 24 万人（現在 12 万人）	約 12 万人（2013 年 5 月時点（一部 2012 年、2011 年の数値を含む））	N	<p>2014 年度から、「産業界と協働したオーダーメイド型プログラムの開発・実施」（26 年度：16.8 億円）を開始。</p> <p>なお、上記を含めた具体的な取組は、2014 年度から開始されており、現段階での評価は困難である。</p>	学校基本調査、私立高等学校等の実態調査、国公私立大学入学者選抜実施状	文部科学省

					況、公私立短期 大学入学者選抜 実施状況、短期 大学教育の改善 等の状況、大学 における教育内 容等の改革状況 について	
--	--	--	--	--	---	--

科学技術イノベーションの推進／世界最高の知財立国

施策群：総合科学技術会議の司令塔機能強化（戦略的イノベーション創造プログラムの推進、革新的研究開発推進プログラムの創設を含む）

研究開発法人の機能強化

研究支援人材のための資金確保

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
33	・イノベーション（技術力）世界ランキングを、5年以内（2017年度末まで）に世界第1位に	第4位（2014～2015年）	A	目標達成時期が2017年度末で、目標達成期間が5年であるところ、2014～2015年は、2013～2014年から順位を1位上げて第4位となり、KPI達成のため現時点で必要な値となった。	世界経済フォーラム国際競争力ランキング (WEF The Global Competitiveness Report)	内閣府

科学技術イノベーションの推進／世界最高の知財立国

施策群：官・民の研究開発投資の強化

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
33 (再掲)	・イノベーション(技術力)世界ランキングを、5年以内(2017年度末まで)に世界第1位に	第4位(2014～2015年)	A	目標達成時期が2017年度末で、目標達成期間が5年であるところ、2014～2015年は、2013～2014年から順位を1位上げて第4位となり、KPI達成のため現時点で必要な値となった。	世界経済フォーラム国際競争力ランキング(WEF The Global Competitiveness Report)	内閣府
34	・官・民合わせた研究開発投資の対GDP比率を、5年以内に4%へ	3.75%(2013年度実績)	A	目標達成時期が2017年度で、目標達成期間が5年であるところ、2013年度実績は2012年度実績を0.1%上回り、KPI達成のため現時点で必要な値である3.72%を上回った。	総務省統計局「e-stat」科学技術研究調査 第3表 研究主体、組織、支出源、支出別内 部使用研究費(支出額)	内閣府

科学技術イノベーションの推進／世界最高の知財立国

施策群：イノベーション・ナショナルシステムの構築

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
33 (再掲)	・イノベーション(技術力)世界ランキングを、5年以内(2017年度末まで)に世界第1位に	第4位(2014~2015年)	A	目標達成時期が2017年度末で、目標達成期間が5年であるところ、2014~2015年は、2013~2014年から順位を1位上げて第4位となり、KPI達成のため現時点で必要な値となった。	世界経済フォーラム国際競争力ランキング(WEF The Global Competitiveness Report)	内閣府
35	・大学又は研究開発法人と企業との大型共同研究の件数を5年後(2018年度末)に30%増	600件(2013年度) ※大学等(国公立大学(短期大学を含む)、国公立高等専門学校、大学共同利用機関)と民間企業との共同研究実施件数(1,000万円以上のも	N	2014年12月に2013年度の「大学等における産学連携等実施状況について」が公表され、大学等における民間企業との大型共同研究件数は2012年度より93件増加した。 一方、研究開発法人の民間企業との大型共同研究件数については、別途内閣府で現在調査中であり、現段階での評価は困難。	文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」	内閣府

		の)				
--	--	----	--	--	--	--

科学技術イノベーションの推進／世界最高の知財立国

施策群：知的財産戦略標準化戦略の強化

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
33 (再掲)	・イノベーション(技術力)世界ランキングを、5年以内(2017年度末まで)に世界第1位に	第4位(2014~2015年)	A	目標達成時期が2017年度末で、目標達成期間が5年であるところ、2014~2015年は、2013~2014年から順位を1位上げて第4位となり、KPI達成のため現時点で必要な値となった。	世界経済フォーラム国際競争力ランキング(WEF The Global Competitiveness Report)	内閣府
36	・特許の権利化までの期間を2015年度中に36か月以内とする	36か月以内の割合は93.0%(2014年3月)	A	2012年12月時点では36か月以内の割合は80.9%であったところ、2013年度においては93.0%まで改善しており、順調に推移している。	特許庁調べ	経済産業省
37	・今後10年間(2023年まで)で、権利化までの期間を半減させ、平均14月とする	平均18.8月(2013年度)	N	本KPIは『『日本再興戦略』改訂2014』において新たに設けられたKPIであるが、本年5月頃に2014年度におけるKPIの数値を得られる予定。	特許庁調べ	経済産業省
38	・国際標準化機関における幹事国引受件数を2015年度末までに世界第3位に入る水準(95件)に増やす	94件(2013年度末)	A	目標達成時期が2015年度末で、目標達成期間が3年であるところ、2013年度末の時点で1年が経過。国際標準化機関における幹事国引受件数は90件から94件まで増加しており、KPI達成のため現時点で必要な値である92件を上回った。	経済産業省調べ	経済産業省

科学技術イノベーションの推進／世界最高の知財立国

施策群：ロボットによる新たな産業革命の実現

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
39	・2020 年のロボット国内生産市場規模を製造分野で 2 倍、サービスなど非製造分野で 20 倍	製造分野 ：約 5,037 億円 非製造分野 ：約 470 億円 (2013 年)	N	本 KPI は、2014 年 6 月に策定した『日本再興戦略』改訂 2014』において新たに設定されたもの。2015 年 6 月頃に「最新の数値」を得られる予定であり、現段階で評価は困難。	(一社) ロボット工業会「ロボット統計受注・生産・出荷実績」	経済産業省
40	・製造業の労働生産性について年間 2%を上回る向上	1.1% (2013 年対前年比)	N	本 KPI は、2014 年 6 月に策定した『日本再興戦略』改訂 2014』において新たに設定されたもの。2015 年 3 月頃に「最新の数値」を得られる予定であり、現段階で評価は困難。	(公財) 日本生産性本部「生産性統計」	経済産業省

世界最高水準の IT 社会の実現
施策群： IT が「あたりまえ」の時代にふさわしい規制・制度改革 公共データの民間開放及び革新的電子行政サービスの構築 IT を利用した安全・便利な生活環境実現 世界最高レベルの通信インフラの整備 サイバーセキュリティ対策の推進 産業競争力の源泉となる IT 人材の育成・確保

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
41	・政府情報システムのクラウド化等により、今後5年間(2018年度まで)で政府情報システムの数を現在の約1,500から半減、8年間(2021年度まで)で運用コストの3割圧縮を目指す	システム数： 1,363 (2013年12月) 運用コスト： 4,048億円 (2014年度)	A	システム数については、目標達成時期が2018年度で、目標達成期間が5年間であるところ、「最新の数値」の時点で半年が経過。1,450から1,363まで減少し、約12%の進捗となっている。 運用コストについては、目標達成時期が2021年度で、目標達成期間が8年間であるところ、「最新の数値」の時点で1年が経過。4,144億円から4,048億円まで圧縮し、約8%の進捗となっており、「政府情報システム改革ロードマップ」に基づき、推移している。	政府情報システム改革ロードマップ	IT 総合戦略室
42	・公共データの民間開放について、2015年度中に、世界最高水準の公開内容(データセット1万以上)を実現する⇒達成	12,800(2015年1月20日)	A	目標時期より1年早く目標データセット数(1万以上)を達成した。	データカタログサイト DATA.GO.JPのデータ検索ページ	IT 総合戦略室

43	・OECD加盟国のブロードバンド料金比較（単位速度当たり料金）で、現在の1位を引き続き維持することを目指す	第1位 (2012年9月)	N	OECD通信白書は隔年で発行されるため、「最新の数値」の公表は2015年7月頃となる見込みであり、現段階で評価は困難。	OECD通信白書 (OECD Communications Outlook)	総務省
44	・今後2年間（2015年度まで）で、サイバー攻撃対応に関する国際的な連携や対話の相手国等の数を現在の約80カ国から3割増を目指す ⇒達成	109カ国・地域 (2015年1月)	A	サイバー攻撃対応に関する国際的な連携や対話の相手国等の数は80カ国・地域から109カ国・地域まで増加しており、目標時期より1年早くKPIを達成した。	JPCERT/CCの対応連携可能な国・地域数	内閣サイバーセキュリティセンター
45	・今後4年間（2017年度まで）で、スキル標準の企業における活用率を現在の20%から25%以上を目指す	20% (2012年度)	N	「最新の数値」は来年度のIT人材白書（2015年上半期発行予定）で公表される予定であり、現時点で評価は困難。	IT人材白書 (IPA)	経済産業省

立地競争力の更なる強化
施策群：「国家戦略特区」の実現 空港・港湾など産業インフラの整備 都市の競争力の向上

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
46	<p>・2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国3位以内に入る</p> <p>*ランキング手法の変更により、2014年の順位は15位から19位に修正。</p>	19位(2015年)	B	<p>目標達成時期が2020年で、目標達成期間が7年であるところ、2015年の時点で1年半が経過。前年と同順位のままとされており、KPIが目標達成に向けて順調に推移しているとは言えないが、推移を注視することが必要。</p> <p>大胆な規制改革等の突破口である国家戦略特区については、ビジネス環境の向上に資する規制の特例措置等を活用した事業を進めているところ。また、コーポレートガバナンス・コードについては、2014年12月に「株主の権利・平等性の確保」や「取締役会等の責務」等に関して基本的な考え方(コーポレートガバナンス・コード原案)を取りまとめた。これらを着実に実現していくことでKPI達成を目指す。</p> <p>(参考) 法人課税については、課税ベースの拡大等により財源を確保しつつ、経済の好循環の実現を力強く後押しするために税率引き下げを先行し、法人実効税率(現行34.62%)を、平成27年度に32.11%(▲2.51%)、平</p>	世界銀行「Doing Business 2015」	内閣官房(日本経済再生総合事務局)

				成 28 年度に 31.33% (▲3.29%) に引き下げること を決定。		
47	・2020 年までに、世界の都市総合ラ ンキングにおいて、東京が 3 位以内 に入る (2012 年 4 位)	4 位 (2014 年)	B	<p>目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が 8 年である ところ、2014 年の時点で 1 年半が経過。4 位のままとな っており、KPI が目標達成に向けて順調に推移している とは言えないが、推移を注視することが必要。首都圏空 港の機能強化、国家戦略特区の加速的推進、インバウン ド (訪日外国人旅行者) の飛躍的拡大に向けた取組等を 着実に実行していくことで KPI 達成を目指す。</p> <p>(参考) 法人課税については、課税ベースの拡大等によ り財源を確保しつつ、経済の好循環の実現を力強く後押 しするために税率引き下げを先行し、法人実効税率 (現 行 34.62%) を、平成 27 年度に 32.11% (▲2.51%)、平 成 28 年度に 31.33% (▲3.29%) に引き下げること を決定。</p>	森記念財団「世 界の都市競争力 ラ ン キ ン グ 2014」	内閣官房 (日 本経済再生総 合事務局)

立地競争力の更なる強化

施策群：公共施設等運営権等の民間開放

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	担当省庁
46 (再掲)	・2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国3位以内に入る *ランキング手法の変更により、2014年の順位は15位から19位に修正。	19位(2015年)	B	目標達成時期が2020年で、目標達成期間が7年であるところ、2015年の時点で1年半が経過。前年と同順位のままとなっており、KPIが目標達成に向けて順調に推移しているとは言えないが、推移を注視することが必要。 大胆な規制改革等の突破口である国家戦略特区については、ビジネス環境の向上に資する規制の特例措置等を活用した事業を進めているところ。また、コーポレートガバナンス・コードについては、2014年12月に「株主の権利・平等性の確保」や「取締役会等の責務」等に関して基本的な考え方(コーポレートガバナンス・コード原案)を取りまとめた。これらを着実に実現していくことでKPI達成を目指す。	世界銀行「Doing Business 2015」	内閣官房(日本経済再生総合事務局)
47 (再掲)	・2020年までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が3位以内に入る(2012年4位)	4位(2014年)	B	目標達成時期が2020年で、目標達成期間が8年であるところ、2014年の時点で1年半が経過。4位のままとなっており、KPIが目標達成に向けて順調に推移しているとは言えないが、推移を注視することが必要。首都圏空港の機能強化、国家戦略特区の加速的推進、インバウンド(訪日外国人旅行者)の飛躍的拡大に向けた取組等を	森記念財団「世界の都市競争力ランキング2014」	内閣官房(日本経済再生総合事務局)

				着実に実行していくことでKPI達成を目指す。		
48	・今後10年間(2013~2022年)でPPP/PFIの事業規模を12兆円に拡大する(2012年度まで4.2兆円(2014年3月時点の数値))。このうち、公共施設等運営権方式を活用したPFI事業については、2022年までの10年間で2~3兆円としている目標を2016年度末までの集中強化期間に前倒しする	PFIの事業規模 4.3兆円(1999~2013年度)	N	2013年度までのPFI事業規模は4.3兆円。うち、2013年度の新規契約金額は、943億円。PPPの数値については現在把握中。 『日本再興戦略』改訂2014で新たに目標設定をした公共施設等運営権方式を活用したPFI事業となる仙台空港については、2014年4月に「仙台空港特定運営事業等実施方針」を公表するとともに、募集要項等を同年6月に公表し、事業者の公募に関する手続を開始。また、関西国際空港及び大阪国際空港については、同年7月に「関西国際空港及び大阪国際空港特定空港運営事業等実施方針」を公表するとともに、募集要項等を同年11月に配布し、事業者の公募に関する手続を開始する等着実に進捗している。	「PFIの現状について」(2014年10月(内閣府PFI推進室)公表)	内閣府(PFI推進室)

立地競争力の更なる強化
施策群：金融・資本市場活性化策の検討 公的・準公的資金の運用等の在り方

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
46 (再掲)	・2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国3位以内に入る *ランキング手法の変更により、2014年の順位は15位から19位に修正。	19位(2015年)	B	目標達成時期が2020年で、目標達成期間が7年であるところ、2015年の時点で1年半が経過。前年と同順位のままとなっており、KPIが目標達成に向けて順調に推移しているとは言えないが、推移を注視することが必要。 大胆な規制改革等の突破口である国家戦略特区については、ビジネス環境の向上に資する規制の特例措置等を活用した事業を進めているところ。また、コーポレートガバナンス・コードについては、2014年12月に「株主の権利・平等性の確保」や「取締役会等の責務」等に関して基本的な考え方(コーポレートガバナンス・コード原案)を取りまとめた。これらを着実に実現していくことでKPI達成を目指す。	世界銀行「Doing Business 2015」	内閣官房(日本経済再生総合事務局)
47 (再掲)	・2020年までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が3位以内に入る(2012年4位)	4位(2014年)	B	目標達成時期が2020年で、目標達成期間が8年であるところ、2014年の時点で1年半が経過。4位のままとなっており、KPIが目標達成に向けて順調に推移しているとは言えないが、推移を注視することが必要。首都圏空港の機能強化、国家戦略特区の加速的推進、インバウン	森記念財団「世界の都市競争力ランキング 2014」	内閣官房(日本経済再生総合事務局)

				ド（訪日外国人旅行者）の飛躍的拡大に向けた取組等を 着実に実行していくことでKPI達成を目指す。		
--	--	--	--	---	--	--

立地競争力の更なる強化
施策群：エネルギー基本計画の策定 徹底した省エネルギーの推進 電力システム改革の断行

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
49	・遅くとも 2020 年を目途に電力システム改革を完了する	—	F	KPI 達成に向けて、第 3 段階の改革（法的分離による送配電部門の中立性の一層の確保）のため法案提出準備等を進める。	「電力システムに関する改革方針」（平成 25 年 4 月閣議決定）	経済産業省

立地競争力の更なる強化

施策群：高効率火力発電（石炭・LNG）の導入

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
50	・ A-USC について 2020 年代の実用化を目指す（発電効率：39%程度→改善後 46%程度）	—	F	KPI 達成に向けて、技術開発を進める。	—	経済産業省
51	・ 1,500 度級の IGCC について、2020 年代の実用化を目指す（発電効率：39%程度→改善後 46%程度）	—	F	50 万 kW 級の大規模 IGCC 実証設備の建設に向けて、環境影響評価手続きを実施中。	—	経済産業省
52	・ IGFC について、2025 年までに技術を確立し、2030 年代の実用化を目指す（発電効率：39%程度→改善後 55%程度）	—	F	KPI 達成に向けて、技術開発を進める。	—	経済産業省
53	・ LNG 火力について、2020 年頃までに 1,700 度級ガスタービンの実用化を目指す（発電効率：52%程度→改善後 57%程度）	—	F	KPI 達成に向けて、技術開発を進める。	—	経済産業省

立地競争力の更なる強化
施策群：石油・LP ガスサプライチェーン等の維持・強化

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	担当省庁
54	・今後 10 年間（2023 年まで）で、アジアでトップクラスの国際競争力をもつコンビナート群を再構築	－ （コンビナート毎のデータであり、結果は非公表）	N	2013 年度調査によれば、依然として我が国のコンビナート群の国際競争力はインド、シンガポール、韓国、中国、台湾等より劣っているものの、『日本再興戦略』改訂 2014』に掲げた施策の実行により設備最適化を促進していく。	石油コンビナート高度統合運営技術組合「コンビナート国際競争力総合評価」	経済産業省
55	・今後 2～3 年間（2016 年まで）で、全国的に必要最低限度の災害時供給機能強化完了	製油所における非常用 3 点セット導入割合：57% 災害対応型中核給油所（中核 SS）：1,684 件 LP ガス中核充填所：344 件 （2013 年度末）	A	非常用 3 点セット（非常用発電機、非常用情報通信機器システム（衛星通信等）、ドラム缶石油充填出荷設備）導入割合については、KPI の達成に必要な毎年の上昇値は 15.5 ポイントのところ、最新の数値（2013 年度末）は 57% と 2012 年度末の 38% と比較して 19 ポイントの上昇となった。KPI 達成に向け、中核給油所における燃料備蓄や需要家側への燃料備蓄等も推進していく。	経済産業省調べ	経済産業省

立地競争力の更なる強化

施策群：二国間オフセット・クレジット制度（JCM）

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
56	年度末までにモンゴル・バングラデシュ・エチオピアに加え数か国との二国間協議妥結・署名⇒達成	計 12 か国 (2014 年 12 月 末現在)	A	2013 年度末までにモンゴル・バングラデシュ・エチオピアに加え 7 か国、さらに 2014 年 12 月末までに 2 か国と二国間協議妥結・署名。	—	外務省

地域活性化・地域構造改革の実現／中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新

施策群：地域のリソースの活用・結集・ブランド化

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	担当省庁
2 (再掲)	開業率が廃業率を上回る状態にし、 開業率・廃業率が米国・英国レベル (10%台)になることを目指す (開業率・廃業率ともに4.5%(2004 年度～2009年度の平均値))	開業率：4.8% 廃業率：4.0% (2013年度)	N	開業率・廃業率は2012年度に4.6%・3.8%であったと ころ、2013年度は4.8%・4.0%となっており、それぞれ 上昇傾向にあることから、各施策の効果により新陳代謝 の促進が図られていることが伺える。 (なお、本 KPI の達成に向けては、政府の施策だけでな く、社会の起業に対する意識の改革も必要とするため、 あらかじめ期限が決められていない。)	厚生労働省「雇 用保険事業年 報」	経済産業省
57	・地域再生計画を策定した市町村の うち、過半数において、同計画に基 づく認定された地域活性化を目指す 具体の目標(新規雇用の創出、交流 人口の増加、地域産業における生産 増等)を達成する	—	N	本 KPI は、2014年6月に策定した『日本再興戦略』改 訂2014』において新たに設定されたもの。2014年12月 に改正地域再生法が施行されたところであり、現段階で 評価は困難。	内閣府調べ	内閣府(地方 創生推進室)

地域活性化・地域構造改革の実現／中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新
施策群：地域のリソースの活用・結集・ブランド化 中小企業・小規模事業者の新陳代謝の促進

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
2 (再掲)	開業率が廃業率を上回る状態にし、 開業率・廃業率が米国・英国レベル (10%台) になることを目指す (開業率・廃業率ともに4.5% (2004 年度～2009 年度の平均値))	開業率：4.8% 廃業率：4.0% (2013 年度)	N	開業率・廃業率は2012 年度に4.6%・3.8%であったと ころ、2013 年度は4.8%・4.0%となっており、それぞれ 上昇傾向にあることから、各施策の効果により新陳代謝 の促進が図られていることが伺える。 (なお、本 KPI の達成に向けては、政府の施策だけでな く、社会の起業に対する意識の改革も必要とするため、 あらかじめ期限が決められていない。)	厚生労働省「雇 用保険事業年 報」	経済産業省

地域活性化・地域構造改革の実現／中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新

施策群：戦略市場に参入する中小企業・小規模事業者の支援

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
58	・2020 年までに黒字中小企業・小規模事業者を 70 万社から 140 万社に増やす	734,646 社 (2012 年)	N	2015 年 3 月頃に「最新の数値」を得られる予定であり、 現段階で評価は困難。	国税庁「会社標 本調査」	経済産業省

地域活性化・地域構造改革の実現／中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新

施策群：国際展開する中小企業・小規模事業者の支援

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
59	・今後5年間(2017年度まで)で新たに1万社の海外展開を実現する	—	N	<p>公的な統計調査に基づく「最新の数値」は、2016年度に得られる予定であり、現段階で評価は困難。</p> <p>本 KPI については、公的な統計調査に基づく毎年のデータ把握が困難であることから、その間は、経済産業省において、海外展開に関係する支援機関に対して調査を行い、新たな海外展開(輸出、直接投資)を実現した企業数を確認・評価することとする。なお、2015年6月頃に調査結果を得られる予定。</p>	経済産業省「工業統計」及び総務省「経済センサス－基礎調査」を基に経済産業省にて推計	経済産業省

国民の「健康寿命」の延伸

施策群：効果的な予防サービスや健康管理の充実により、健やかに生活し、老いることができる社会

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
60	・ 2020 年までに国民の健康寿命を 1 歳以上延伸【男性 70.42 歳、女性 73.62 歳（2010 年）】	男性：71.19 歳、女性：74.21 歳（2013 年）	A	当該 KPI については、2010 年～2013 年の 3 年間で、男性の健康寿命の伸びが+0.77 歳、女性の健康寿命の伸びが+0.59 歳（【比較】均一ペースでの年平均伸び（+1 歳 /10 年）×経過年数（3 年）=+0.30 歳）となっており、目標達成に向けて順調に推移している。	厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」（※国民生活基礎調査（大規模調査：3 年に 1 度）の結果を基に、厚生労働科学研究で算出）	厚生労働省
61	・ 2020 年までにメタボ人口を 2008 年度比 25%減【1400 万人（2008 年度）】	メタボ該当者及び予備軍減少率：12.0%（2012 年度速報値<2008 年	N	「最新の数値」が 2012 年度のものであり、評価することは困難。 ただし、「メタボ該当者及び予備軍減少率」については、2012 年度速報値：（2008 年度比）12.0%減（【比較】均一ペースでの年平均減少率（25/12%）×経過年数（4 年）	厚生労働省「特定健康診査・特定保健指導の実施状況」	厚生労働省

		度比>)		=8.3%減)と、2020年の目標達成に向けて順調に推移している。		
62	・2020年までに健診受診率(40~74歳)を80%(特定健診含む) 【67.7%(2010年)】	健診(健康診断や健康診断)や人間ドックの受診状況(40~74歳):66.2%(2013年)	B	2013年の健診受診率(40~74歳)は66.2%と、2010年対比で▲1.5%ポイント(【比較】均一ペースでの年平均増加率(+12.3%ポイント/10年)×経過年数(3年)=+3.7%ポイント)となっており、KPIが目標達成に向けて順調に推移しているとは言えず、施策の更なる推進等が必要。	厚生労働省「国民生活基礎調査」(大規模調査実施年<3年ごと>のみ、健診受診率について調査)	厚生労働省

国民の「健康寿命」の延伸

施策群：医療関連産業の活性化により、必要な世界最先端の医療等が受けられる社会

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
63	・2020年までに、医薬品・医療機器の審査ラグ「0」【医薬品：1か月、医療機器：2か月（2011年度）】	医薬品：0か月、医療機器：0か月（2012年度）	A	<p>医薬品・医療機器の審査ラグについては、2012年度の数値が0か月となっており、順調に進捗している。</p> <p>なお、PMDAにおける医薬品・医療機器の審査期間をみると、新医薬品（＜中央値＞：【2009年度】22.0月→【2012年度】9.9月）と新医療機器（＜中央値＞：【2008年度】19.9月→【2012年度】14.9月）共に期間短縮が図られている。</p>	厚生労働省、PMDA集計資料及び米国公表資料	厚生労働省

国民の「健康寿命」の延伸

施策群：病気やけがをしても、良質な医療・介護へのアクセスにより、早く社会に復帰できる社会

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	担当省庁
64	・海外に日本の医療拠点を 2020 年までに 10 か所程度創設【1 か所 (2013 年 6 月)】	海外における日本の医療拠点：3 か所創設 (2014 年末)	A	海外における日本の医療拠点は、2013 年 7 月～2014 年 12 月の 1.5 年間で 3 か所新規に創設 (【比較】均一ペースでの年平均創設数 (+9 か所/7.5 年) × 経過年数 (1.5 年) = +1.8 か所) のほか、日本式医療拠点構築の合意等を進めているため、その件数が順次伸びていく見込み。	企業ヒアリング等	内閣官房 (健康・医療戦略室)
65	・日本の医療技術・サービスが獲得する海外市場規模を 2030 年までに 5 兆円【医療機器の輸出額：約 4,530 億円、医薬品の輸出額：約 1,440 億円 (2010 年)】	医療機器の輸出額：約 5,300 億円、医薬品の輸出額：約 1,300 億円 (2013 年)	N	日本の医療技術・サービスが獲得する海外市場規模は、①医療機器の輸出額、②医薬品の輸出額、③海外における日本の医療拠点等の獲得市場規模及び④来日する患者が受ける医療サービスの市場規模等の合計で把握することとなる。 このうち③については、活動の成果は医療拠点等の活動が開始された後となるため (例えば、カンボジアの日本式医療拠点は現在建築中であり、2016 年 1 月に開院予定)、現段階での評価は困難である。現在、現地の市場規模のデータを把握する手法を検討しているところ。 また、④については、統計データを把握する手法を検討中であるため、現段階での評価は困難である。	厚生労働省「薬事工業生産動態統計年報」等	内閣官房 (健康・医療戦略室)

国民の「健康寿命」の延伸

施策群：病気やけがをしても、良質な医療・介護へのアクセスにより、早く社会に復帰できる社会

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
66	・高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合【0.9%（2005年）→3～5%（2020年）】	1.8%（2012年）	N	<p>2012年の数値が最新であることから、現時点において「日本再興戦略」策定以降の進捗状況を評価することは困難。なお、2020年の高齢者人口は、3,612万人（日本の将来推計人口（2012年1月推計）（国立社会保障・人口問題研究所））と推計され、KPI達成のためには、高齢者向け住宅が108～181万戸となる必要があるところ、2012年の高齢者向け住宅は54万戸となっており、今後平均6.8～15.9万戸／年のペースで整備が進められる必要がある。</p> <p>高齢者向け住宅のうちサービス付き高齢者向け住宅と有料老人ホームの進捗をみると、2012年から2013年の1年間で7.5万戸の整備が進められており、目標達成に向けて順調に推移している。</p>	<p>・高齢者人口：総務省「人口推計」</p> <p>・高齢者向け住宅：厚生労働省「社会福祉施設等調査」（毎年）、国土交通省調べ（随時）、厚生労働省調べ（毎年）</p>	国土交通省
67	・生活支援施設を併設している公的賃貸住宅団地（100戸以上）の割合【16%（2009年）→25%（2020年）】	25%（2012年度）	A	当該KPIについては、2012年度で25%となっており、目標を達成した。	国土交通省調べ（毎年度）	国土交通省
68	・UR賃貸住宅におけるバリアフリー対応住宅【約34万戸（2012年度末）】	約35万戸（2013年度）	A	KPIの進捗は、2013年度末時点で2012年度末対比+1万戸となっている（【比較】均一ペースでの年平均増加戸	国土交通省調べ（毎年度）	国土交通省

	→約 40 万戸（2018 年度末）】			数（6 万戸／6 年）×経過年数（1 年）＝1 万戸。		
69	・中古住宅流通・リフォーム市場の規模を倍増【10 兆円（2010 年）→20 兆円（2020 年）】	10 兆円（2010 年）	N	<p>当該統計は 2010 年の数値が最新であることから、現時点では「日本再興戦略」策定以降の進捗状況を把握することは困難。2015 年 2 月公表の数値を待つて進捗状況を把握するとともに、今後の推移を注視する必要がある。</p> <p>なお、以下のとおり、中古住宅流通・リフォーム市場の規模は拡大している。</p> <p>（中古住宅流通の市場規模） （公財）東日本不動産流通機構の発表する首都圏における中古マンション及び中古戸建住宅の成約件数は増加しており、中古住宅流通市場の規模は拡大している。</p> <p>・中古マンション成約件数 29,961 件（2010 年度）→36,762 件（2013 年度）</p> <p>・中古戸建住宅成約件数 10,607 件（2010 年度）→12,123 件（2013 年度）</p> <p>（リフォーム市場の規模） （公財）住宅リフォーム・紛争処理支援センターによる推計（※）によると、広義のリフォーム金額は 2010 年において 6.37 兆円、2011 年において 6.50 兆円、2012 年において 6.73 兆円、2013 年において 7.49 兆円と推計され</p>	<p>・中古住宅流通の市場規模 ：住宅市場動向調査（毎年）、住宅・土地統計調査（5 年ごと）</p> <p>・リフォーム市場の規模 ：建築動態統計調査（毎年）、住宅・土地統計調査（5 年ごと）、家計調査年報（毎年）、住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数（毎年）、リフォームに関する意識・意向調査（毎年）</p>	国土交通省

				ており、リフォーム市場規模は年々増加傾向。 ※日本再興戦略 KPI とは算出方法が異なるため、絶対額の比較は出来ない。		
70	・2020年までに中古住宅の省エネルギーフォームを倍増	46万件（2013年）	A	当該 KPI については、2011年～2013年の2年間で、+14万件（【比較】均一ペースでの年平均増加件数（+32万件/9年）×経過年数（2年）＝+7万件）となっており、目標達成に向けて順調に推移している。	建築物リフォーム・リニューアル調査（毎年2回（上期、下期））	国土交通省
71	・2020年までにネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを標準的な新築住宅に	—	F	経済産業省では、住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金【26年度予算 76.0億円】において、住宅のネット・ゼロ・エネルギーの実現を目指す取組に対し、これまでに全国で約4,000件の支援を実施。	—	経済産業省

国民の「健康寿命」の延伸

施策群：病気やけがをしても、良質な医療・介護へのアクセスにより、早く社会に復帰できる社会

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
72	・高齢者向け住宅等のヘルスケア施設の資金調達手法拡大のため、ヘルスケアリートをはじめとするリートの活用	—	F	2014 年 11 月にヘルスケア施設特化型のリートが初の上場。	—	国土交通省
73	・地域公共交通に関し、地域の関係者による総合的な計画に基づき課題に取り組む地方自治体数が全自治体数の半数以上となることを目指す 【地域公共交通に関する地域の関係者による総合的な計画数 511(2013 年 3 月末現在)】	地域公共交通に関する地域の関係者による総合的な計画数 603 (2014 年 12 月末現在)	A	地域公共交通に関する地域の関係者による総合的な計画については、2007 年度から 2013 年度までの 7 年間で 603 計画が策定されており、2013 年度の新規計画数も 61 計画と順調に進捗。 ※2014 年 11 月に施行された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 41 号）により、地域公共交通総合連携計画の制度は廃止され、新たに地域公共交通網形成計画の制度が設けられた。これに基づき、2014 年 12 月に閣議決定されたまち・ひと・しごと創生総合戦略において、「2020 年までに地域公共交通網形成計画策定総数：100 件」との KPI が設定された。	国土交通省調べ	国土交通省
74	・ロボット介護機器の市場規模、2020 年に約 500 億円、2030 年に約	5.3 億円 (2013 年)	B	ロボット介護機器の市場規模については、2012 年の市場規模が約 10 億円（経済産業省推計）であるところ、	経済産業省「ロボット産業市場	経済産業省

	2,600 億円【約 10 億円（2012 年）】	※調査対象企業 249 社のうち、回答が得られた 38 社の出荷実績の合計値		<p>「2020 年に約 500 億円」の目標達成に向け、2013 年時点で約 71 億円に拡大している必要がある。</p> <p>一方、市場規模のフォローアップについては、継続性があり、また推計値ではなく実績値に基づく統計を用いるべきところ、（一社）日本ロボット工業会が 2013 年から新たに実施しているサービスロボットに関する統計調査によれば 2013 年のロボット介護機器の市場規模は 5.3 億円（回答が得られた企業の実績積上げ値）であり、施策の更なる推進等が必要。なお、本統計調査（2013 年実績値）は、調査対象企業 249 社のうち、回答が得られた 38 社の出荷実績によるものに過ぎない。</p> <p>経済産業省では、「ロボット介護機器開発・導入促進事業」（平成 25 年度当初予算【23.9 億円、45 事業者】、平成 26 年度当初予算【25.5 億円】）や「ロボット介護機器導入実証事業」（平成 25 年度補正予算【20.5 億円】）を実施し、ロボット介護機器の開発・普及に向けて取組んでいるところ。</p>	<p>動向調査」（2012 年、推計値）、</p> <p>（一社）日本ロボット工業会「サービスロボット市場調査」（2013 年以降）</p>	
75	・重点分野のロボット介護機器導入台数、2030 年 8,000 台	—	N	<p>重点分野（移動介助・移動支援・排泄支援・認知症の方の見守り・入浴支援）のロボット介護機器導入については、「日本再興戦略」において「ロボット介護機器開発 5 カ年計画」として、始めの 2～3 年で開発し、その後可能なものから現場導入を進めることとしている。2015 年に開発を終える一部の重点分野については、2016 年以降に</p>	<p>（一社）日本ロボット工業会「サービスロボット市場調査」（2013 年以降）により把握予定</p>	経済産業省

				<p>機器の普及台数に係る調査を実施予定。当該調査の数値を待って進捗状況を把握するとともに、今後の推移を注視する必要がある。</p> <p>なお、経済産業省では、平成 25 年度補正予算「ロボット介護機器導入実証事業」において、重点分野に対応したロボット介護機器の大規模導入実証を実施しており、本事業を通じて 3,000 台程度のロボット介護機器の現場導入を見込んでいる。</p>		
--	--	--	--	--	--	--

クリーン・経済的なエネルギー需給の実現

施策群：クリーンで経済的なエネルギーが供給される社会の実現

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
76	(地熱) ・タービンで世界市場 7 割を獲得する	—	N	経済産業省においては、技術の高度化が進んだ段階で委託調査を実施する予定としているところ。このため、現時点で評価は困難。	—	経済産業省
77	(浮体式洋上風力) ・2018 年頃までに世界で初めて商業化する	—	F	福島県沖及び長崎県沖において運転を開始し、実証研究を実施中。	—	経済産業省

クリーン・経済的なエネルギー需給の実現

施策群：クリーンで経済的なエネルギーが供給される社会の実現

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
78	(メタンハイドレート) ・2018 年度を目途に商業化に向けた技術の整備を行う	—	F	砂層型メタンハイドレートについては、2013 年 3 月に世界初の海洋におけるガス生産実験を実施し、商業化に向け、長期安定生産の実現、生産コストの低減、環境への影響把握などの課題を抽出。	—	経済産業省
79	(海底熱水鉱床) ・2023 年以降に民間が参画する商業化を目指したプロジェクトが開始されるよう、技術開発等を行う	—	F	KPI 達成に向けて、技術開発や資源量評価等を行う。	—	経済産業省

クリーン・経済的なエネルギー需給の実現

施策群：競争を通じてエネルギーの効率的な流通が実現する社会の実現

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
80	(地域間連系線等) ・地域間連系線等の増強を後押しするための環境整備を行い、FC(周波数変換設備)の増強(120万kWから210万kWまで)については2020年度を目標に、北本連系設備の増強(60万kWから90万kWまで)については2019年3月の運用開始を目指す	—	F	FCについては2020年度、北本連系設備については2019年3月に使用開始することとしており、その目標に向け増強を実施していく。	—	経済産業省
81	(蓄電池) ・2020年までに系統用蓄電池のコストを半分以下に(2.3万円/kWh以下)	—	N	経済産業省においては、2020年度末時点における蓄電池のコストの見込みについて、再生可能エネルギー余剰電力対策技術高度化事業費補助金事業終了時(2017年度)に進捗を確認することとしている。このため、現段階で評価は困難。	—	経済産業省
82	(蓄電池) ・2020年に世界市場の5割獲得	2013年(見込み): 約1割	B	進捗が不十分であり、更なる技術開発、国際標準化等を進める必要がある。	民間企業調べ	経済産業省

クリーン・経済的なエネルギー需給の実現

施策群：競争を通じてエネルギーの効率的な流通が実現する社会の実現

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
83	(パワーエレクトロニクス) ・2020年までに、新材料等を用いた次世代パワーエレクトロニクスの本格的な事業化を目指す	—	F	KPI 達成に向けて、技術開発を進める。	—	経済産業省

クリーン・経済的なエネルギー需給の実現

施策群：エネルギーを賢く消費する社会の実現

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
84	(スマートメーター) ・2020 年代早期に全世帯・全工場を 含めスマートメーター化	高圧部門（工 場等）：4 電力 が導入完了・ 他の電力会社 も 2016 年度末 までに導入完 了予定。 低圧部門（家 庭等）：2014 年 度以降本格導 入が順次開始 し、2024 年度 末までに導入 完了予定。	F	KPI 達成に向けて、順次導入を進める。	「スマートメ ーター制度検討 会」資料	経済産業省
85	(住宅・建築物) ・新築住宅・ビルの省エネ基準適合 率 100% (2020 年目途)	【非住宅】 93% (2012 年 度分：一部推 計値)	N	2015 年夏頃に 2013 年度の調査結果を得られる予定で あり、「『日本再興戦略』改訂 2014」に掲げた施策（省エ ネ基準改正及びその普及促進などの環境整備）の効果は 2016 年夏頃の 2014 年度の調査結果を待つ必要があるこ	非住宅について は、第一種特定 建築物（2,000 ㎡ 以上）の適合面	国土交通省

		【住宅】54% (2012年度分：推計値)		とから、現時点で評価は困難。 なお、2012年度までの適合率については、非住宅は順調に推移しているが、住宅は5割程度に留まっている状況。	積調査による推計 住宅については、断熱水準別戸数分布調査（事業者アンケート）による推計 (国土交通省住宅局調べ)	
86	(住宅・建築物) ・(住宅)2030年の新築住宅が平均でZEHを実現	—	F	KPI達成に向けて、住宅のネット・ゼロ・エネルギーの実現を目指す取組への支援を行う(これまでの支援件数：4,000件)。	—	経済産業省
87	(住宅・建築物) ・(建築物)2030年の新築建築物が平均でZEBを実現	—	F	KPI達成に向けて、非住宅のネット・ゼロ・エネルギーの実現を目指す取組への支援を行う(これまでの支援件数：200件)。	—	経済産業省

クリーン・経済的なエネルギー需給の実現

施策群：エネルギーを賢く消費する社会の実現

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
88	(トップランナー制度) ・ 建築材料についても 2013 年度中にトップランナー制度を導入 ⇒達成	—	A	断熱材を新たにトップランナー制度に追加 (2013 年 12 月)。	—	経済産業省
89	(トップランナー制度) ・ 既存のトップランナー制度においても、2013 年夏までに LED 電球を追加する ⇒2013 年 11 月に達成	—	A	電球形 LED ランプを新たにトップランナー制度に追加 (2013 年 11 月)。	—	経済産業省
90	・ 2014 年秋までに、窓をトップランナー制度に追加する ⇒達成	—	A	窓 (サッシ及び複層ガラス) を新たにトップランナー制度に追加 (2014 年 11 月)。	—	経済産業省
91	(燃料電池) ・ 家庭用燃料電池 (エネファーム) は、2020 年に 140 万台、2030 年に 530 万台の普及を目指す	109,000 台 (2014 年 12 月末現在)	B	2009 年の市販開始から着実にコストが低減しており、普及台数は増加しているものの、KPI の達成に向けて、低コストの燃料電池システムの開発などの更なるコスト低減や、従来の新築の戸建住宅を中心とするユーザー層から既築住宅や集合住宅への拡大等の取組を行う必要がある。	一般社団法人燃料電池普及促進協会が発表する統計情報	経済産業省

クリーン・経済的なエネルギー需給の実現

施策群：エネルギーを賢く消費する社会の実現

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
92	(次世代自動車) ・2015 年からの燃料電池自動車の市場投入 ⇒達成	—	A	各自動車メーカーにおいて、燃料電池自動車 (FCV) の市場投入を実施。	—	経済産業省
93	(次世代自動車) ・2030 年までに新車販売に占める次世代自動車の割合を 5～7 割とすることを旨とする	23.2% (2013 年度・速報値)	A	2012 年度は 21.2%。KPI 達成に必要な毎年の改善値は 1.60%のところ、これを上回る 2.03%の改善。	一般社団法人自動車販売協会連合会等の民間団体が発表する統計情報	経済産業省

安全・便利で経済的な次世代インフラの構築

施策群：安全で強靱なインフラが低コストで実現されている社会

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
94	・2030年に国内の重要インフラ・老朽化インフラは全てセンサー、ロボット等を活用した高度で効率的な点検・補修が実施されている	—	F	次世代社会インフラ用ロボットによる点検等について、橋梁、トンネル、水中維持管理、災害調査、応急復旧の5分野で、2014年4月より公募を開始し、2015年1月までに101件の現場検証を実施。センサー等を用いた社会インフラのモニタリング技術について、橋梁、法面・斜面、河川堤防、海洋・沿岸構造物、空港施設の5分野で、2014年9月より公募を開始し、12月までに40件の現場検証を実施する技術を決定。戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）等の各種制度を活用しつつ、施策を推進していく。今後も、KPIの達成に向けて、中短期工程表などにより、フォローアップを行っていく。	—	国土交通省

安全・便利で経済的な次世代インフラの構築

施策群：人やモノが安全・快適に移動することのできる社会

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
95	・2020年に安全運転支援装置・システムが、国内車両（ストックベース）の20%に搭載、世界市場の3割獲得	—	N	現時点では、安全運転支援装置・システムの定義やデータの整理方法が未定のため、IT総合戦略室にて関係各省と調整の上、2014年度中を目途にこれらの課題を踏まえた評価手法の検討を進める。 検討結果を受け、2015年度より、KPIについて、最低でも補助的・代替データにより評価を行えるようにする。 なお、No.95はNo.96の中間目標としての位置づけも持つものとする。	—	内閣官房 (IT総合戦略室)
96	・2030年には、安全運転支援装置・システムが国内販売新車に全車標準装備、ストックベースでもほぼ全車に普及	—	F	KPIの達成に向けて、中短期工程表などにより、フォローアップを行っていく。 なお、No.95はNo.96の中間目標としての位置づけも持つものとする。	—	内閣官房 (IT総合戦略室)

世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現

施策群：生産現場の強化

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
97	・今後 10 年間（2023 年まで）で全農地面積の 8 割が担い手によって利用される	48.7%（2013 年）	N	目標達成時期が 2023 年で、目標達成期間が 10 年であるところ、KPI の進捗評価に必要となる 2014 年度の実績は、2015 年 3 月末のデータを春先（4 月を目途）に把握することから、現段階で評価は困難。	農林水産省「耕地及び作付面積統計」及び経営局農地政策課調べ	農林水産省
98	・今後 10 年間（2023 年まで）で資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを現状全国平均比 4 割削減する（約 9,600 円/60kg）	個別経営： 11,374 円 / 60kg（2013 年） 組 織 法 人 経 営：11,931 円/ 60kg（2013 年）	N	目標達成時期が 2023 年で、目標達成期間が 10 年であるところ、KPI の進捗評価に必要となる 2014 年度の実績は、2016 年 1 月頃に確定することから、現段階で評価は困難。	農林水産省「米及び麦類の生産費」及び「組織法人経営体に関する経営分析調査」	農林水産省
99	・今後 10 年間（2023 年まで）で法人経営体数を 2010 年比約 4 倍の 5 万法人とする	15,300 法 人 （2014 年 2 月）	B	目標達成時期が 2023 年で、目標達成期間が 10 年であるところ、「最新の数値」の時点で 1 年が経過。法人経営体数は、1 万 4,600 法人（2013 年 2 月）から 1 万 5,300 法人（2014 年 2 月）まで増加したものの、目標達成に向けては、1 万 8,140 法人まで増加していることが望ましいため、進捗は不十分であり、施策のさらなる推進等が必要。	農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」	農林水産省

世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現

施策群：国内バリューチェーンの連結

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
100	・ 6次産業の市場規模を 2020 年に 10 兆円とする	1.9 兆円 (2012 年度)	N	目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が 2010 年から 10 年であるところ、「最新の数値」の時点で 2 年が経過。6次産業の市場規模（農林漁業者による加工・直売の取組）は、1.2 兆円から 1.9 兆円まで拡大したものの、2012 年度時点で、3 兆円まで拡大していることが望ましいため、進捗は不十分であり、施策のさらなる推進等が必要。なお、6次産業化の市場規模の概念については、6次産業化をめぐる環境の変化等に伴い、農林漁業者主導の取組に加え、農林漁業者と多様な事業者が連携して地域資源を活用し、新たな付加価値を生み出そうとする取組も含めるなど、その射程について見直す必要が生じたことから、現在行われている「食料・農業・農村基本計画」見直しの議論の中で整理されることとなっている。	農林水産省「6次産業化総合調査」	農林水産省
101	・ 酪農について、2020 年までに 6次産業化の取組件数を 500 件に倍増させる。	236 件 (2014 年)	N	本 KPI は、「『日本再興戦略』改訂 2014」において新規に設定された KPI であり、2015 年度から対応する施策を講じるものであることから、現時点で本 KPI の進捗状況を評価することは、困難。	一般社団法人中央酪農会議調べ	農林水産省

世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現

施策群：輸出の促進等

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
102	・2020年に農林水産物・食品の輸出額を1兆円とし、2030年に5兆円とする。	5,505 億円 (2013年)	A	目標達成時期が2020年で、目標達成期間が8年であるところ、「最新の数値」の時点で1年が経過。農林水産物・食品の輸出額は約4,500億円から5,505億円まで増加しており、KPI達成のため現時点で必要な値である5,189億円を上回った。	財務省「貿易統計」	農林水産省

世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現

施策群：訪日プロモーションに関する省庁・関係機関の横断的計画策定と実行
 ビザ発給要件緩和、入国審査迅速化等の訪日環境の改善
 外国人旅行者の滞在環境の改善
 新たなツーリズムの創出

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
103	・2013 年に訪日外国人旅行者数 1,000 万人を達成し（⇒達成）、さらに 2020 年に向けて、2,000 万人の高みを目指すとともに、2030 年には 3,000 万人を超えることを目指す	10,363,904 人 （2013 年確定値） 13,413,600 人 （2014 年推計値）	A	目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が 7 年であるところ、「最新の数値」の時点で 1 年が経過。 訪日外国人旅行者数は 2014 年で 1,341 万人となっており、「2020 年 2,000 万人」という KPI 達成に向けたペース（1,174 万人）を上回った。	日本政府観光局 「訪日外客数統計」	国土交通省 観光庁
104	・2030 年には観光収入でアジアのトップクラス入りを目指す	アジアで 8 位 14,934 百万米ドル（2013 年暫定値）	A	目標達成時期が 2030 年で、目標達成期間が 19 年であるところ、「最新の数値」の時点で 2 年が経過。 観光収入のアジアでの順位は 10 位から 8 位へと上昇している。	UNWTO 「Tourism Highlights」	国土交通省 観光庁
105	・2030 年には宿泊客のおよそ 6 人に 1 人は外国人となる社会を目指す	宿泊客の約 14 人に 1 人が外国人。※延べ宿泊客数、2013 年の確定	A	目標達成時期が 2030 年で、目標達成期間が 19 年であるところ、「最新の数値」の時点で 2 年が経過。 宿泊客に占める外国人の割合は「約 23 人に 1 人」から「約 14 人に 1 人」まで増加しており、「約 6 人に 1 人」という KPI 達成に向けたペース（「約 18 人に 1 人」）を上	観光庁「宿泊旅行統計調査」	国土交通省 観光庁

		値		回った。		
--	--	---	--	------	--	--

世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現

施策群：国際会議等（MICE）誘致体制の構築・強化

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
106	・2030 年にはアジア No.1 の国際会議開催国として不動の地位を築く	国際会議開催件数（世界第7位、アジア第1位） 342 件（2013 年確定値）	A	2013 年時点においてもアジア 1 位を維持している。	ICCA（国際会議協会）「ICCA Statistics Report」	国土交通省 観光庁

国際展開戦略

施策群：戦略的な通商関係の構築と経済連携の推進

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
107	・2018 年までに、FTA 比率 70%以上	22.6%（日本の貿易総額に占める、2015 年 1 月時点における EPA/FTA 発効済・署名済の国との貿易額の割合（2013 年貿易額ベース））	B	2014 年 7 月に日・モンゴル EPA が大筋合意に至り、同年 12 月に日・トルコ EPA 交渉が開始された。また、2015 年 1 月に日豪 EPA が発効するなど、取組が進められている。本件 KPI は、政府として早期妥結に向けて取り組んでいる TPP 交渉や RCEP、日中韓 FTA、日 EU・EPA 等を含む EPA 交渉の進展次第であり、推移を注視することが必要。	財務省「貿易統計」	内閣官房副 長官補室 (外政)

国際展開戦略

施策群：地域ごとの戦略的且つ重点的な市場開拓

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
108	・2020 年までの、「輸出額及び現地法人売上高」の 2011 年比： ・「中国、ASEAN 等」：2 倍	輸出額 23.5 兆円（2013 年） 現地法人売上高 78.1 兆円（2012 年度）	B	目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が 9 年であるところ、「最新の数値」の時点で輸出額は 2 年、現地法人売上高は 1 年が経過。 ・「中国・ASEAN」については、輸出額が 22.7 兆円から 23.5 兆円まで増加したものの、KPI 達成のために毎年増加額が均等であると仮定した場合の現時点での値である 27.7 兆円を下回っている。現地法人売上高は 69.8 兆円から 78.1 兆円まで増加しており、KPI 達成のために毎年増加額が均等であると仮定した場合の現時点での値である 77.5 兆円を上回っている。	輸出額：財務省「貿易統計」、 現地法人売上高：経済産業省「海外事業活動基本調査」	経済産業省
109	・2020 年までの、「輸出額及び現地法人売上高」の 2011 年比： ・「南西アジア、中東、ロシア・CIS、中南米地域」：2 倍	輸出額 8.4 兆円（2013 年） 現地法人売上高 17.6 兆円（2012 年度）	B	・「南西アジア、中東、ロシア・CIS、中南米地域」については、輸出額が 7.7 兆円から 8.4 兆円まで増加したものの、KPI 達成のために毎年増加額が均等であると仮定した場合の現時点での値である 9.4 兆円を下回っている。現地法人売上高は 16.7 兆円から 17.6 兆円まで増加しており、KPI 達成のために毎年増加額が均等であると仮定した場合の現時点での値である 18.6 兆円を下回っている。		経済産業省
110	・2020 年までの、「輸出額及び現地法人売上高」の 2011 年比： ・「アフリカ地域」：3 倍	輸出額 1.1 兆円（2013 年） 現地法人売上高 1.5 兆円（2012 年度）	B	・「アフリカ地域」については、輸出額が 1.1 兆円のまま		経済産業省

			<p>まほば変化せず、KPI 達成のために毎年増加額が均等であると仮定した場合の現時点での値である 1.5 兆円を下回っている。現地法人売上高は 1.6 兆円から 1.5 兆円まで減少しており、KPI 達成のために毎年増加額が均等であると仮定した場合の現時点での値である 1.9 兆円を下回っている。</p> <p>以上のように一部除き KPI が目標達成に向けて順調に推移しているとは言えないが、2014 年度開始の新興国市場開拓関連の取組や 2013 年のインフラ受注増に伴う輸出・現地法人売上等の効果表出までには時間を要することから、推移を注視することが必要。</p>	
--	--	--	---	--

国際展開戦略

施策群：インフラ輸出・資源確保

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
111	・我が国企業の 2020 年のインフラシステム受注約 30 兆円（2010 年約 10 兆円）	－ （主要案件の積み上げにより各府省が金額を把握できた 2013 年の受注金額は約 9.3 兆円）	A	目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が 10 年であるところ、KPI 達成には年平均 2 兆円の伸びが必要（2012 年から 2013 年については、目標達成のために、14 兆円から 16 兆円の 14.3%の伸びが必要と想定される）。2013 年分の KPI 数値を算出するためのデータが揃うのは 2015 年となる。他方、集計方法や範囲が異なる参考値ではあるが、主要案件の積み上げにより各府省が金額を把握できた 2013 年の受注金額（網羅的な集計ではなく、KPI の内数である「事業投資による収入額等」は含まれない）は約 9.3 兆円と、前年の約 3.2 兆円から 1 年で 2.9 倍へと増加している。	内閣府「機械受注統計」等の統計値や業界団体へのヒアリング等	内閣官房副 長官補室 （別室）
112	・首脳・閣僚レベルによるトップセールスについて、毎年 10 件以上	67 件(2013 年)	A	毎年 10 件以上が目標のところ、2013 年は 67 件（総理 25 件、閣僚 42 件）、うち 15 件には経済ミッションが同行するなどしている。	関係省庁からの報告	内閣官房副 長官補室 （別室）

国際展開戦略

施策群：海外展開の潜在力ある中堅・中小企業等に対する重点的支援

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
113	・『潜在力』・『意欲』ある中堅・中小企業等の輸出額を 2020 年までに、2010 年比で 2 倍	15.8 兆 円 (2012 年)	N	2012 年度の数値が最新の数値であることから、現時点では「日本再興戦略」策定以降の進捗状況を評価することは困難。	企業活動基本調査	経済産業省
114	・海外ワンストップ窓口を 2013 年夏までに 10 か所設置 ⇒達成	17 か所 (2015 年 1 月)	A	達成	経済産業省	経済産業省

国際展開戦略

施策群：クールジャパンの推進

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
115	・2018 年度までに放送コンテンツ関連海外市場売上高を現在（2010 年度）の約 3 倍に増加させる	105.7 億円 (2013 年度)	B	<p>目標達成時期が 2018 年度で、目標達成期間が 8 年であるところ、「最新の数値」の時点で 3 年が経過。</p> <p>放送コンテンツ関連市場売上高は 2010 年度～2013 年度の 3 年間で 66.3 億円から 105.7 億円に増加しており、毎年増加額が均等であると仮定した場合の現時点での値である 116.1 億円を下回っている一方で、3 年間の単年度平均増加率は 16.8%であり、同率の伸びが続けば目標達成が見込まれ、特に 2013 年度は前年比 18.7 億円増（17.7%増）と伸びが大きいことから、今後も引き続き推移を注視する必要がある。</p>	総務省「放送コンテンツの海外展開に関する現状分析」	総務省

国際展開戦略

施策群：クールジャパンの推進

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
116	・日本産酒類については、2020 年までの輸出額の伸び率が農林水産物・食品の輸出額の伸び率を上回ることを目指す	21.6 % 増 (2013 年) 251 億円 (2013 年)	A	2013 年の伸び率は、農林水産物・食品の輸出額の伸び率（前年比 22.4%増）とほぼ同程度となっている。	財務省「貿易統計」	内閣官房副 長官補室

国際展開戦略

施策群：対内直接投資の活性化

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
117	・2020 年における対内直接投資残高を 35 兆円へ倍増 (2012 年末時点 17.8 兆円)	18.0 兆円 (2013 年末)	B	目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が 8 年であるところ、「最新の数値」の時点で 1 年が経過。対内直接投資残高は、17.8 兆円から 18.0 兆円まで増加。KPI 達成に向けて 2014 年 4 月に立ち上げた「対日直接投資推進会議」の下、対日投資の推進体制を強化したところであり、推移を注視することが必要。	財務省・日本銀行 「国際収支統計」 対外資産負債残高	内閣府（対日投資）